

事業概要

令和3年版

 東京都第四建設事務所

放射35号線（早宮・北町）整備
（練馬区早宮二丁目～北町五丁目）
～起点部付近の整備状況～



～終点部付近の整備状況（暫定交通開放）～



環状第5の1号線（雑司ヶ谷）整備
（豊島区雑司ヶ谷三丁目～南池袋二丁目）
～三工区（豊島区役所付近）の整備状況～



補助230号線（大泉町I期）整備
（練馬区大泉二丁目）
～土支田通り南交差点付近（交通開放後の状況）～



城北中央公園調節池（一期）工事その2
(板橋区小茂根五丁目、練馬区羽沢三丁目付近)
～大辺長比2 函渠同時ケーソン工事～



石神井川整備事業
(練馬区上石神井三丁目付近)
～河川管理用通路整備～



自転車通行空間の整備
特例都道椎名町上石神井線（４３９号線）千川通り
（練馬区旭丘一丁目地内）



トンネル照明のLED化（練馬春日町トンネル）
主要地方道 環状八号線（３１１号線）
（練馬区春日町三丁目地内）



ま え が き

当事務所は、区部の北西部に位置する豊島区、板橋区、練馬区の3区を所管区域としており、副都心・池袋を中心に商業地域の多い豊島区、住宅・工業地域の混在する板橋区、住宅地として変貌の著しい練馬区と、それぞれ特色ある地域特性を持っています。

当事務所は、これらの地域の生活環境や利便性をさらに向上させるために、都市基盤である道路、河川の整備事業と管理を実施しています。

管内の都道は26路線、延長118km、河川は3河川と千川上水の暗渠部を所管しています。この中でも、放射7号線、放射9号線、放射35号線、放射36号線、環状5の1号線など主要な都市計画道路の整備や石神井川、白子川の河川整備が急がれています。

今年度は、『「未来の東京」戦略』を踏まえ、オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた道路・河川施設の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理」を基本方針として、次のように事業を展開していきます。

- 1 交通渋滞解消を目指し、幹線道路ネットワークの形成を図るため、放射・環状道路の整備を推進するとともに、地域の防災性を向上させる特定整備路線の整備に取り組みます。
- 2 都民が利用しやすく、景観に配慮した道路を念頭に、道路の質のレベルアップのため、無電柱化、歩道改善などにより付加価値の高いみちづくりを進めます。
- 3 水害から都民の命と暮らしを守り、快適な生活を支えるため、河川の護岸整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する城北中央公園調節池を整備し、水害に対する安全性の向上を図ります。
- 4 都民の視点に立ち、警察・区・都民等と十分連携をとりながら、都民の貴重な資産である道路・河川の管理を適正かつ迅速に行っていきます。

以上のような戦略のもと、今年度も道路、河川の整備を推進するとともに、きめ細かな維持・管理を心がけ、安全で快適なまちづくりに所をあげて取り組んでいきます。

目 次

I	事業所の概要	1
1	沿革	1
2	所管区域及び所管業務	1
3	組織と分掌事務	2
4	職員数	4
II	事業費	5
1	令和3年度執行予定額	5
2	令和2年度執行額	7
III	道路の管理	9
1	道路の管理	9
(1)	道路の管理事務	9
(2)	占用等の許認可及び指導	11
(3)	道路監察	11
(4)	道路工事調整	11
(5)	先行取得用地等の管理	12
(6)	ふれあいロード・プログラム	12
(7)	管内道路現況	13
(8)	道路管理（事務的処理）令和2年度実績	13
(9)	道路監察令和2年度実績	14
2	道路の維持補修	16
(1)	概要	16
(2)	道路の巡回点検と維持工事	16
(3)	路面の補修	16
(4)	橋梁やトンネル等、道路施設の維持補修	16
(5)	街路灯や道路施設等の維持補修	16
(6)	街路樹や緑地等の維持・育成	17
(7)	道路の無電柱化	17
(8)	自転車走行空間の整備	17
(9)	道路のバリアフリー化	17
(10)	都道における交差点等の安全性確保の向上	18
(11)	地震や雪害等への備え	18
(12)	令和3年度工事予定一覧表	19
(13)	令和2年度工事実績一覧表	20
IV	道路の建設	21
1	道路整備事業	22
(1)	放射7号線（大泉）	22
(2)	放射7号線・補助134号線（谷原交差点）	23
(3)	放射9号線（西巣鴨）国道17号	24
(4)	放射35号線（早宮・北町）	25
(5)	放射35・36号線（小茂根・早宮）	26
(6)	環状5の1号線（雑司が谷）	27
(7)	補助133号線（中村南）	28
(8)	補助172号線（早宮）	29
(9)	補助229号線（上石神井）	30

(10) 補助230号線(大泉町Ⅰ期・Ⅱ期)	31
(11) 補助233号線(大泉学園町)	32
(12) 補助156号線(南大泉)	33
(13) 主要地方道千代田練馬田無線(8号)	34
2 特定整備路線	36
(1) 補助81号線(南池袋)	38
(2) 補助26号線(千早)	39
(3) 補助26号線(南長崎)	40
(4) 補助172号線(長崎)	41
(5) 補助73号線(池袋本町)	42
(6) 補助82号線(上池袋)(池袋本町)	43
(7) 補助81号線(巣鴨)	44
3 歩道設置・交差点すいすいプラン	45
(1) 主要地方道千代田練馬田無線(8号)[目白橋]	45
(2) 特例都道池袋谷原線(441号)[春日町]	46
(3) 主要地方道練馬川口線(68号)[土支田]	47
(4) 特例都道赤羽西台線(447号)[舟渡]	48
4 路線別令和3年度執行予定及び令和2年度実績	50
(1) 道路建設関係路線別令和3年度執行予定	50
(2) 道路建設関係路線別令和2年度実績	51
V 河川の管理	52
1 河川管理事務	52
2 河川占用事務	52
3 河川監察	54
4 先行取得用地の管理	54
5 河川の維持修繕	54
VI 河川の整備	55
1 石神井川	55
2 新河岸川	56
3 白子川(本川)	56
4 白子川調節池群	57
5 城北中央公園調節池	58
6 環状七号線地下広域調節池	58
7 千川上水	58
8 石神井川(河川概要図)	59
9 新河岸川(河川概要図)	62
10 白子川(河川概要図)	63
11 白子川地下調節池(河川概要図)	66
12 城北中央公園調節池(河川概略図)	67
13 河川別令和3年度執行予定及び令和2年度実績	68
VII 水防業務	70
VIII 管内河川の主な水害状況(昭和60年～平成26年)	71

〈参 考〉

1 管内管理道路路線別調書	78
2 道路の施設及び附属物現況	80
(1) 施設の概要	80
(2) 橋梁、歩道橋	80
(3) 街路灯	80
(4) 街路樹	82
(5) 道路緑地	82
3 都市計画事業の事業告示一覧表	83
4 事務所・工区案内図	85

I 事業所の概要

1 沿革

昭和20年	4月	第三道路出張所と第一河川出張所を合併し、豊島・北・荒川・板橋・練馬の5区を所管する二級事務所として第四土木出張所の名称で発足
昭和21年	5月	第四建設事務所に名称変更
昭和23年	12月	区画整理部門が第四復興区画整理事務所として分離独立
昭和36年	4月	特定幹線街路の建設部門が第四特定街路建設事務所として分離独立
昭和40年	4月	区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる
昭和44年	4月	北、荒川の両区が第六建設事務所（新設）に移管
昭和50年	1月	現在の豊島区南大塚二丁目36番2号（都営住宅共同庁舎）に移転
平成元年	4月	第二街路整備事務所の廃止に伴い、同所で施行していた特定幹線道路の建設部門の一部が当所に移管

2 所管区域及び所管業務

当所所管区域は、豊島区、板橋区、練馬区の3区であり、道路及び河川の維持管理と整備事業を行っている。

道路の維持管理としては、26路線の都道、総延長約11.8kmを対象に、道路区域の決定、道路台帳の整備、占用許可及び監察等の管理業務を行うとともに、道路・橋梁の維持補修及び街路樹・緑地の維持補修等の業務を行っている。

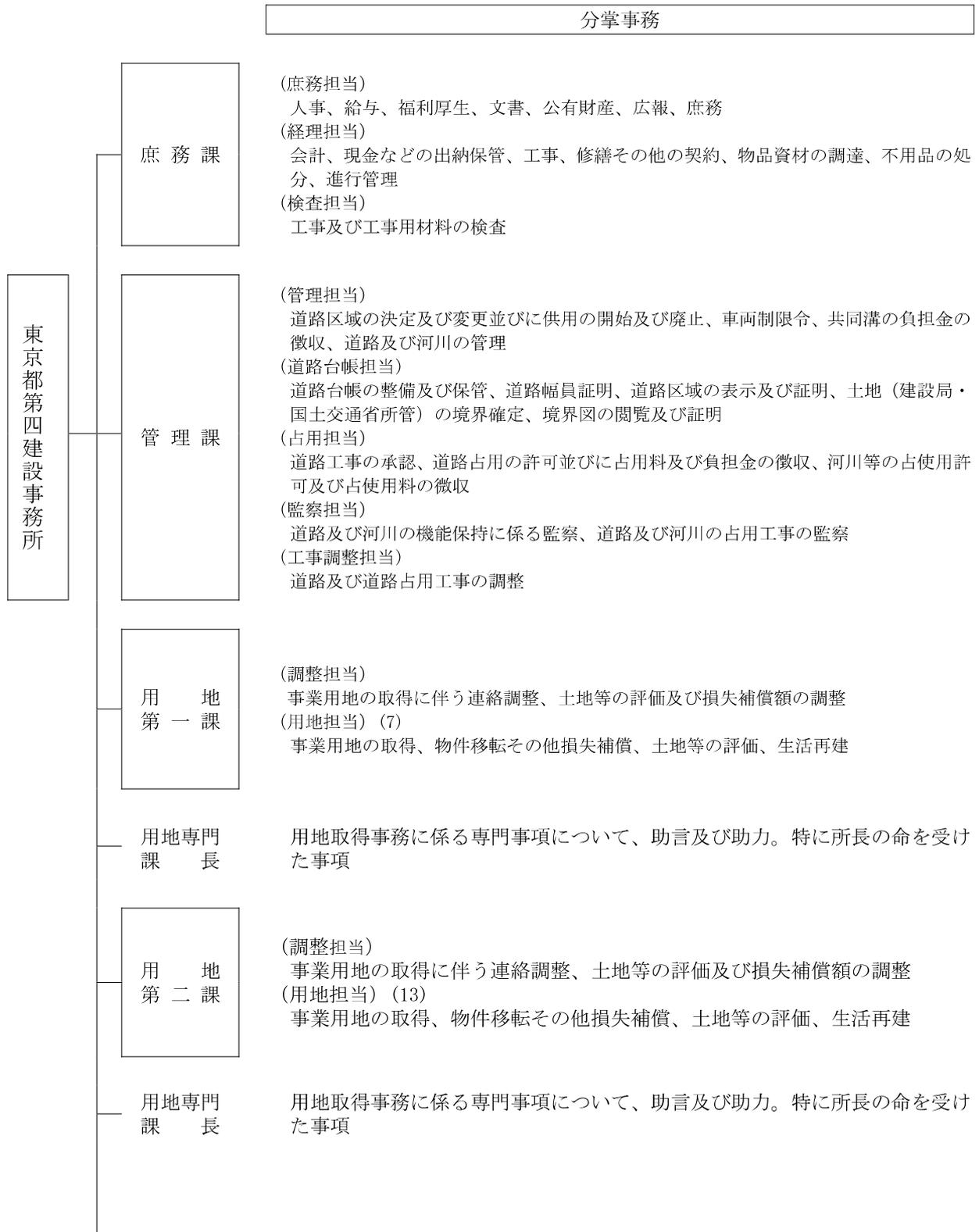
また、河川の維持管理としては、河川（新河岸川、千川上水暗渠部）の占用・使用許可及び監察業務等を行っている。

整備事業として、道路については、道路交通の円滑化と安全確保を図るため、放射7号線、放射9号線、放射35号線、放射36号線、環状5の1号線等の街路整備、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路として特定整備路線5路線（8箇所）の整備や主要地方道第8号線等の道路整備事業と交通安全施設整備事業を実施している。

河川については、区部河川の目標整備水準が時間50ミリ降雨から75ミリの降雨に引き上げられ、時間50ミリを超える部分の対策については、調節池や流域対策により対応することが基本となった。この方針をふまえて策定した、河川整備計画に基づき石神井川、白子川の河川整備事業を実施し水害の防止を図るとともに、工事を進めていた白子川地下調節池については29年度より運用を開始している。引き続き、河川の整備を着実に推進するとともに、30年度から石神井川において、城北中央公園調節池の工事に着手し、さらなる治水安全度の向上を図っていく。

これら道路・河川の整備事業に必要とする用地の確保は、放射7号線、放射35号線、放射36号線、補助230号線、特定整備路線として補助第26号線外4路線、石神井川及び白子川を重点的に推進している。

3 組織と分掌事務

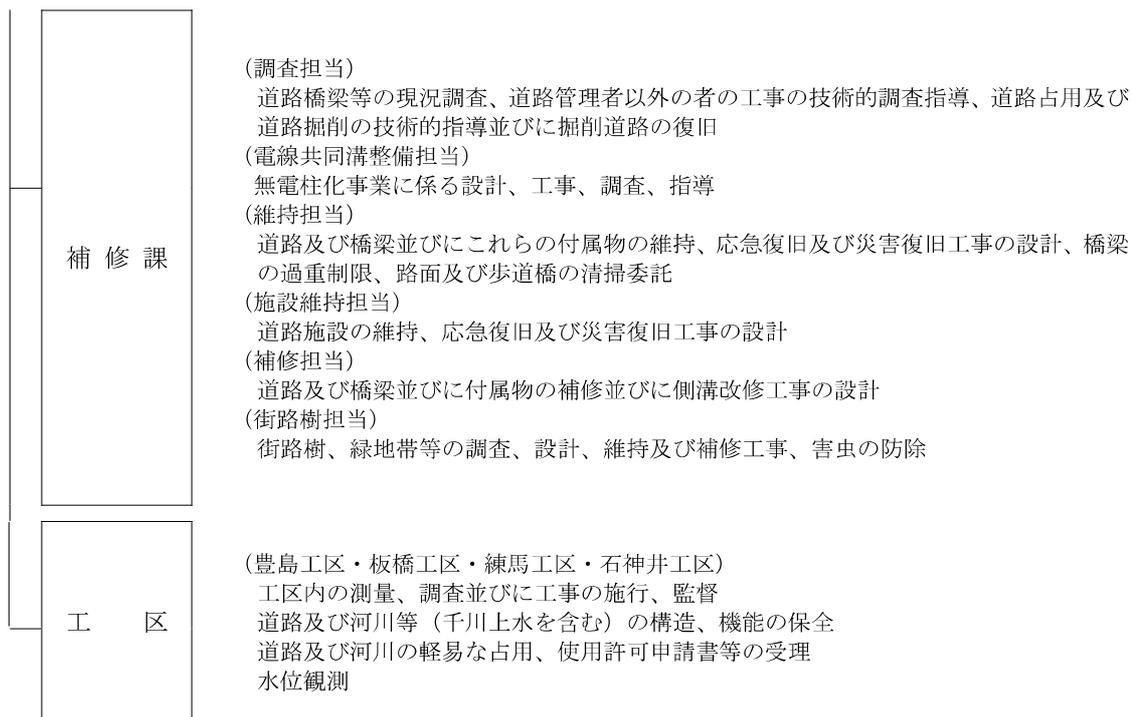


工 事
第 一 課

(工務担当)
道路及び橋梁工事の工程管理、地下埋設物等の移転、都市計画法の周知事務及び相談
(環境対策担当)
事業計画上の環境対策、工事施行上の環境問題の調整、放射36号線の環境保全対策
(設計総括担当)
道路及び橋梁工事の調査及び設計
(設計担当)
道路及び橋梁工事の調査及び設計
(木密設計担当) (2)
木造住宅密集地域における道路及び橋梁工事の調査及び設計
(工事総括担当)
道路及び橋梁の築造工事の施行、調査、監督等
(工事担当) (3)
道路及び橋梁の築造工事の施行、調査、監督等
(木密工事担当)
木造住宅密集地域における道路及び橋梁工事の施行、調査、監督等
(渉外担当)
工事の施工に伴う損害賠償
(測量担当)
道路及び橋梁の測量、建築に係る道路境界線
(木密測量担当) (2)
木造住宅密集地域における道路及び橋梁の測量、建築に係る道路境界線

工 事
第 二 課

(工務担当)
河川及び急傾斜地崩壊防止工事の工程管理、河川占用の技術的指導、地下埋設物等の移転、水防、都市計画法の周知事務及び相談
(設計総括担当)
河川及び急傾斜地崩壊防止工事の調査及び設計(管内全河川)
(設計担当)
河川及び急傾斜地崩壊防止工事の調査及び設計(管内全河川)
(調節池整備担当) (2)
調節池整備の調査、調整、設計等
(調節池工事担当)
調節池工事の施行、調査、監督等
(工事総括担当)
河川及び急傾斜地崩壊防止工事
(工事担当) (2)
河川及び急傾斜地崩壊防止工事の施行、調査、監督等
(渉外担当)
河川整備工事等に伴う損害賠償
(測量担当)
河川及び急傾斜地崩壊危険区域の測量、建築に係る河川境界



4 職員数

令和3年7月1日現在

	管 理 職		一 般 職 員			計	会計年度職員	合 計
	事務	技術	事務	技術	技能			
庶務課	1	1	9	1		12	2	14
管理課	1		11	3		15	9	24
用地第一課	2		16	1		19	1	20
用地第二課	2		29	2		33		33
工事第一課		1		35		36	2	38
工事第二課		1		25		26	5	31
補修課		1		22		23	4	27
豊島工区				3		3	1	4
板橋工区				3		3	1	4
練馬工区				3	2	5	1	6
石神井工区				3		3	2	5
計	6	4	65	101	2	178	28	206

II 事業費

1 令和3年度執行予定額

令和3年度執行予定額は、道路関係28,834,445千円、河川関係8,346,841千円、計37,181,286千円であり、令和2年度執行予定額に比較すると783,132千円2.2%の増となっている。

令和3年度執行予定額の内訳及び事業別・工種別構成比は次のとおりである。

(1) 事業費内訳表

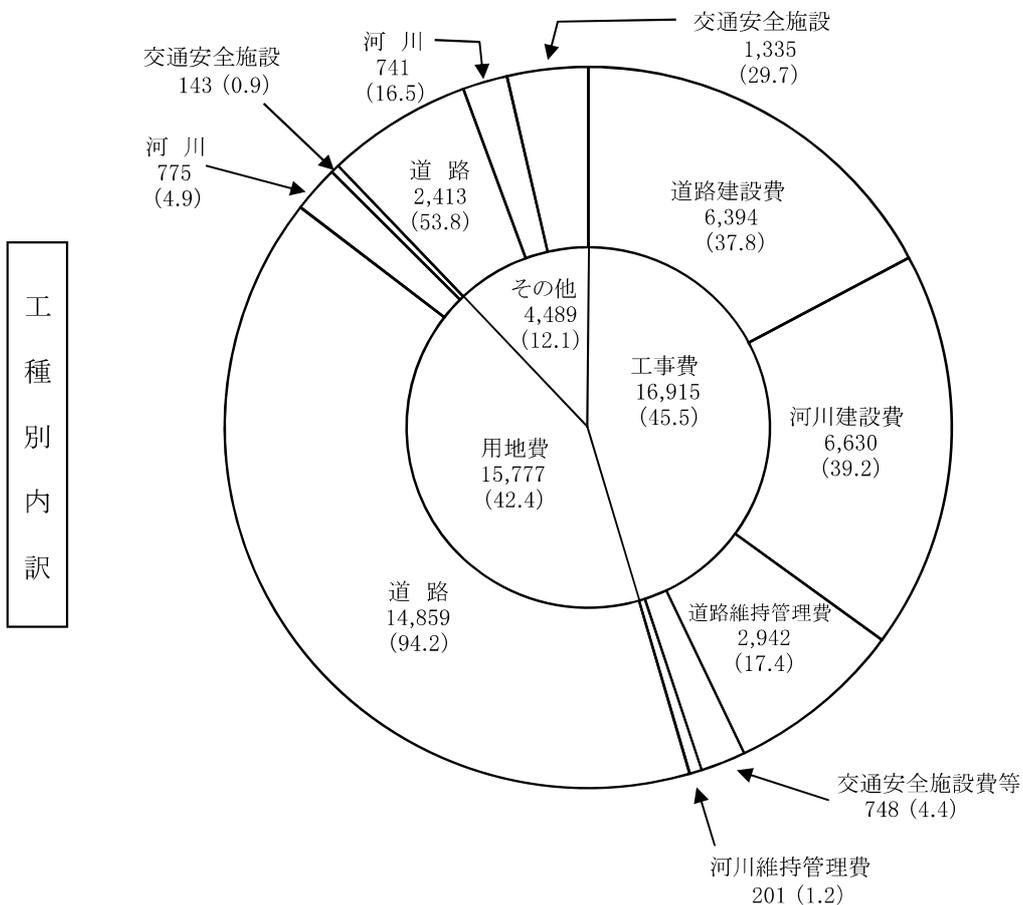
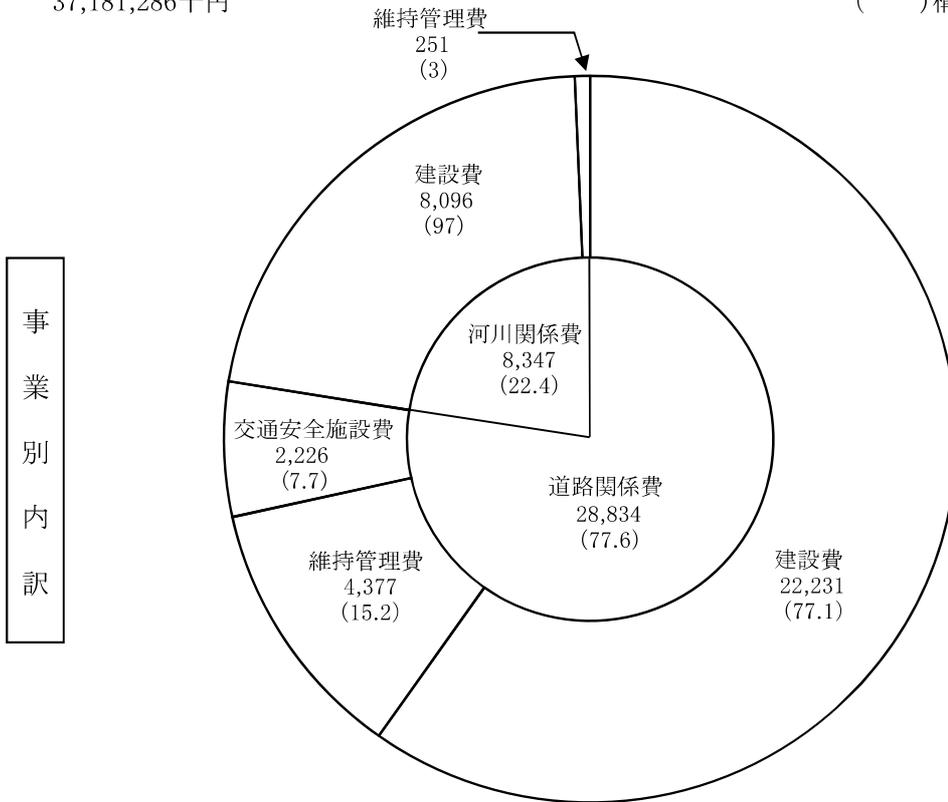
(単位：千円)

科 目		令和3年度執行予定額				
		工 事	用 地	そ の 他	計	
道 路 関 係		10,083,795	15,002,000	3,748,650	28,834,445	
維 持 管 理 費	道 路 管 理 費			24,000	24,000	
	道 路 維 持 費	383,595		1,082,768	1,446,363	
	橋 梁 維 持 費	352,900		10,000	362,900	
	道 路 補 修 費	2,043,100		148,742	2,191,842	
	橋 梁 整 備 費	162,780		111,500	274,280	
	就 業 促 進 費			58,310	58,310	
	小 計	2,942,375		1,435,320	4,377,695	
	建 設 費	道 路 整 備 費	186,000	37,000	30,500	253,500
		街 路 整 備 費	6,207,500	14,822,000	928,130,000	21,957,630
		橋 梁 整 備 費			19,500	19,500
		用 地 会 計				
小 計		6,393,500	14,859,000	978,130	22,230,630	
交 通 安 全 施 設 費		747,920	143,000	1,335,200	2,226,120	
河 川 関 係		6,831,200	775,000	740,641	8,346,841	
維 持 管 理 費	河 川 維 持 費	10,800		35,000	45,800	
	河 川 防 災 費	190,000		11,000	201,000	
	水 防 費			3,741	3,741	
	小 計	200,800		49,741	250,541	
建 設 費	中 小 河 川 整 備 費	6,630,400	581,000	680,900	7,892,300	
	河 川 環 境 整 備 費			10,000	10,000	
	用 地 会 計		194,000		194,000	
	小 計	6,630,400	775,000	690,900	8,096,300	
合 計		16,914,995	15,777,000	4,489,291	37,181,286	

(2) 事業費内訳費グラフ

令和3年度執行予定額
37,181,286千円

(注) グラフ内単位: 百万円
() 構成比%



2 令和2年度執行額

令和2年度執行額は、道路関係15,751,707千円、河川関係4,088,267千円、計19,839,974千円であり、その内訳及び事業別・工種別構成比は次のとおりである。

(1) 事業費内訳表

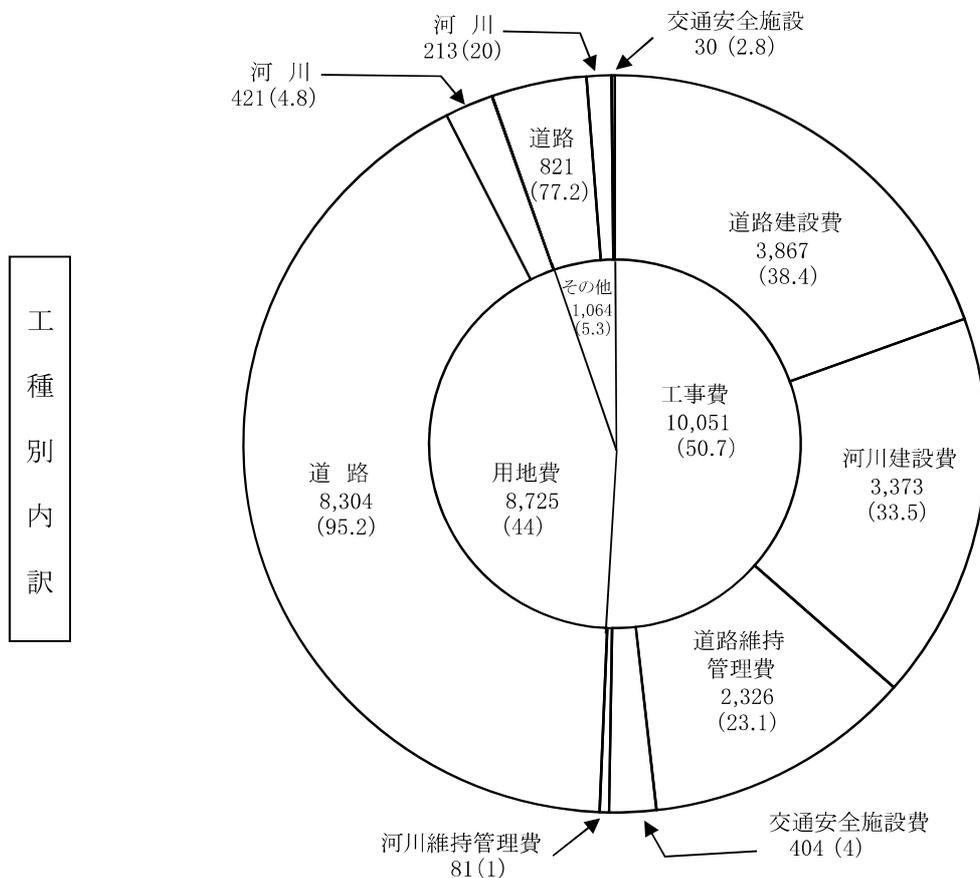
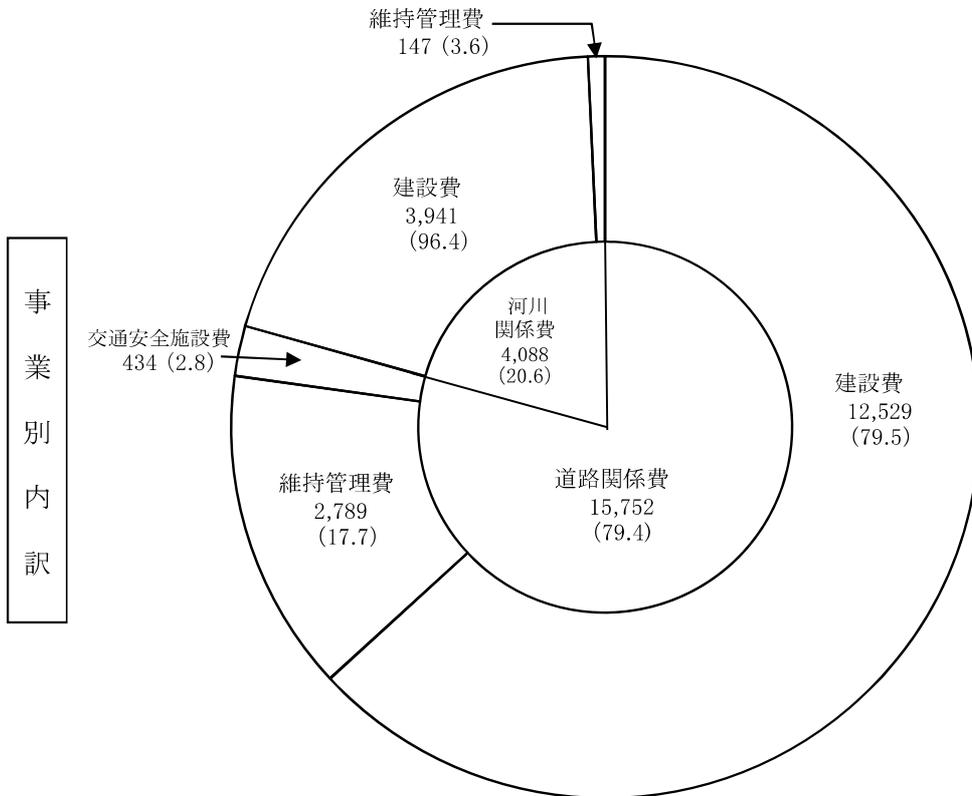
(単位：千円)

科 目		令和2年度執行額			
		工 事	用 地	そ の 他	計
道 路 関 係		6,596,627	8,304,375	850,705	15,751,707
維 持 管 理 費	道 路 管 理 費			10,017	10,017
	道 路 維 持 費	830,279		225,821	1,056,100
	橋 梁 維 持 費	60,220		19,778	79,998
	道 路 補 修 費	1,415,481		110,241	1,525,722
	橋 梁 整 備 費	20,400		26,375	46,775
	就 業 促 進 費			70,400	70,400
	小 計	2,326,380		462,632	2,789,012
建 設 費	道 路 整 備 費	1,769		18,074	19,843
	街 路 整 備 費	3,861,823	8,304,338	337,497	12,503,658
	橋 梁 整 備 費	3,113		2,400	5,513
	用 地 会 計				
	都 市 開 発 資 金				
	土 地 開 発 基 金				
	代 替 地 購 入 費				
小 計	3,866,705	8,304,793	357,971	12,529,014	
交 通 安 全 施 設 費		403,542	37	30,102	433,681
河 川 関 係		3,454,346	421,046	212,875	4,088,267
維 持 管 理 費	河 川 維 持 費	1,897		47,553	49,450
	河 川 防 災 費	79,163		15,290	94,453
	水 防 費			3,702	3,702
	小 計	81,060		66,545	147,605
建 設 費	中 小 河 川 整 備 費	3,373,286	392,450	146,330	3,912,066
	河 川 環 境 整 備 費				
	用 地 会 計		28,596		28,596
	小 計	3,373,286	421,046	146,330	3,940,662
合 計		10,050,973	8,725,421	1,063,580	19,839,974

(2) 事業費内訳費グラフ

令和2年度執行額
19,839,974千円

(注) グラフ内単位: 百万円
() 構成比%



Ⅲ 道路の管理 (管理課・補修課所管)

道路の管理は、事務的管理と施設の維持補修に大別される。

前者は道路の認定・区域決定・供用開始、道路の占用・行為の制限、監督処分及び道路台帳・地下埋設物台帳の整備保管並びに道路区域の調査、所有権境界の確定などである。

後者は、既存道路施設を常時良好な状態に保持するために行う工事及び作業であるが、管理瑕疵のないよう維持補修に努めるのみでなく、沿道環境の改善を図っている。

これらの概要は次のとおりである。

1 道路の管理

(1) 道路の管理事務

管内にある道路のうち、当所が管理している都道は26路線、延長約118 km、面積約2,519 千㎡で、(表1参照)これらの事務管理は次のように行っている。

① 道路の区域決定及び供用開始

道路を新しく造る時の区域決定や拡幅改良したときの区域変更及び完成した道路に人や車を通すときの供用開始等については、道路の範囲を明確にして一般住民に知らせることが必要であることから、告示している。そのため必要となる関係図書の調製を行っている。

② 共同溝

当所所管の共同溝は、「東池袋共同溝」(延長591m)都道音羽池袋線(豊島区南池袋四丁目～同二丁目地内)と、「西池袋共同溝」(延長1,364m・豊島区との共用管理)都道池袋谷原線(豊島区西池袋三丁目～同区要町一丁目地内)の2箇所である。

なお、両共同溝の維持管理に要した費用は下表のとおりである。

令和2年度共同溝管理費

(単位:円)

	東日本電信電話(株)	東京電力(株)	KDDI(株)	東京都水道局	豊島区(管理者)	東京都(管理者)	計
東池袋共同溝	1,068,930	1,068,302	1,068,302	—	—	1,068,359	4,273,893
西池袋共同溝	1,385,879	1,385,781	1,385,751	1,386,496	823,970	561,862	6,929,769
計	2,454,809	2,454,083	2,454,083	1,386,496	823,970	1,630,221	11,203,662

③ 駐車場(東京都板橋四ツ又駐車場)

板橋四ツ又駐車場は、平成14年4月に開設した道路法上の有料自動車駐車場で、板橋区内の都道環状第6号線に設置され、構造は地下二層自走式で、収容台数は200台である。

首都高速王子線及び放射第9号線支線1の建設に併せ、都としては初めての道路法上の有料駐車場として整備・供用したもので、本体構造は首都高速道路の橋脚の基礎にもなっている。

周辺地域には、地下鉄都営三田線「板橋区役所前駅」、板橋区役所、板橋警察署等の公共施設及び商店街が集中し、駐車場需要が非常に高いため、この駐車場の果たす役割は大きい。

なお、駐車場の料金徴収等の業務は、道路管理部との協定に基づき(公財)東京都道路整備保全公社が指定管理者として行っている。

④ 道路台帳等の整備

道路台帳は道路に関する基礎的事項を総括的に集約したもので、道路の管理に当たって最も重要な図書である。道路管理者は、道路法第28条に基づき、1)道路台帳平面図及び調書、2)地下埋設物台帳平面図及び調書、3)道路敷地構成図及び調書を調製して、保管を適正に行い、住民の閲覧に供している。

道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及びそれぞれの調書はほぼ完成し、現在は補正段階に入っているが、道路敷地構成図は現在整備途上にあり、現在の整備率は、約93%である。

大震災等により道路に被害を受けた場合、道路の復旧が都市復興事業の要となることから、道路位置を正確に現地に復元、明示できるように道路区域の境界点を座標化した道路敷地構成図の早期整備をめざしている。

令和2年度の処理件数

(イ) 地下埋設物台帳平面図及び調書の補正	1件	9,550m
(ロ) 道路敷地構成図の作成	2件	1,210m
(ハ) 台帳平面図等の閲覧	1,866件	

⑤ 境界確定及び道路区域の標示

当所では、都道に隣接する土地所有者から当該土地と都道敷との境界を確定したいとの申し出があった場合、土地境界確認・確定申出書の提出により、道路台帳等の資料をもとに現地で立会い境界確定している。

また、沿道関係者から道路法第18条に基づく道路区域の標示願が出された場合は、調査・立会のうえ現地標示をし、さらに、標示箇所の証明の請求があった場合は、図面をもって行っている。

こうして確認・確定された境界点及び上記の台帳整備のための測量の基準点・境界点については、占用工事等による紛失・移動がないよう保全に努めている。

令和2年度の処理件数

(イ) 境界確定	92件	1,580m
(ロ) 道路区域線の標示並びに区域証明	4件	177m

⑥ 道路の幅員証明

都道に面して車庫などを設置する時に必要な道路幅員の証明を行っている。

令和2年度の処理件数 10件

⑦ その他の事務

- (イ) 道路管理権に基づく行政指導
- (ロ) 交通事故等による道路損傷の調査及び原状回復の指導

(2) 占用等の許認可及び指導

道路は、本来一般交通の用に供されるものであるが、近年では、その本来の交通機能のほかに電気・上下水道・ガス・電気通信等のライフライン施設を始めとする多様な物件、施設が道路の上下にわたって収容されている。これらの道路使用形態を占用と言い、道路本来の機能を害することのないよう占用許可制度を通じて許可すると共に、これに伴う占用料を徴収している。(表2-1参照)

また、これらの占用には道路の掘削工事が伴うことになるが、工区の指導のもとに施工させ、原則として占用者の負担で原形復旧させている。この場合、監督事務費を徴収している。(表2-2参照)

上記のほか、足場仮囲い・袖看板等の一般占用についての基準適合物件の許可及び占用料の徴収、道路管理者以外の者の行う道路切下げ等の自費工事や沿道掘さくに対する承認、指導監督を行っている。その際に占用工事等による道路の損傷を防止するため、その施工方法、特に復旧工事の設計・監督について、各事業者に対し適切な技術指導を実施している。(表2-3参照)

(3) 道路監察

既存道路の適正な使用を図るため、下記事項についてパトロールによる監察指導を行っている。

なお、道路の上空にある袖看板等については、占用許可を受けていないものや基準に適合しないものについて是正を図ってきた。局全体として看板の適正化を一層推進する旨の方針が出されており、当所においても職員による申請促進や是正指導など適正化に向けて取り組んでいる。

(表3-1及び2参照)

- ① 路線パトロールによる不良箇所の早期発見
- ② 道路上工事の監察
- ③ 不法占用物件の警告、指導、排除
- ④ 道路損傷行為の取締まり
- ⑤ 車両制限令に違反する(特に狭少幅員道路を通行する車両の車幅制限を重点として)通行車の指導及び取締まり(制限道路は1路線)

(4) 道路工事調整

道路の占用工事(生活に不可欠なガス、電気、電話、上下水道等の公益施設の新増設及び維持補修工事)や道路工事の計画を調整することにより、道路の不経済な掘り返し防止と円滑な道路交通の確保並びに事故の防止を図っている。

具体的には、道路管理者、交通管理者及び占用企業者等で構成される調整会議を開催し、年間計画をもとに施工時期、場所、工法、工期等の調整を行っている。(表3-3参照)

また、東京都区部における交通の円滑化を図るため、区部の一般国道及び都道における車線規制を伴う路上工事について、路上工事の縮減や特定時期に集中する工事の平準化に取り組んでいる。

(5) 先行取得用地等の管理

先行取得用地のうち、直近時に事業着手計画がないものについては、遊び場等として一時開放している。

① 先行取得地

外環の2ほか 4路線 5,165.45㎡

② 使用許可及び使用承認状況

補助第240号線ほか2路線

子供の遊び場	2箇所	3,198.96㎡
区道敷地	1箇所	281.17㎡
電話ボックス	1基	1.21㎡
駐車場	1箇所	501.11㎡
計		3,982.45㎡

(6) ふれあいロード・プログラム

道路の美化活動を通じて、地域住民や企業が道路への親しみや愛着を持ち、道路利用のモラルの向上と快適な道路環境づくりを目指す目的で、平成14年度に始まった。

東京都と地域住民・団体等との協働により、日常の道路清掃や植栽の手入れなどが行われている。令和3年5月現在、当所管内では次の13団体が活動している。

団 体 名	活動場所（都道：路線名）	活動範囲
いきいき向原フラワークラブ	板橋区向原（池袋谷原線）	80㎡
あかねの会	練馬区高松（環状八号線）	5㎡、30m
創価グループ	板橋区西台（長後赤塚線）	800㎡、200m
トキワクラブ	板橋区常盤台（環状七号線）	80㎡、400m
東大泉商栄会	練馬区東大泉（練馬所沢線）	33㎡、1,300m
板橋区小豆沢北町会植栽委員会	板橋区小豆沢（環状八号線）	39㎡、2,100m
西武建設株式会社 東京支店	豊島区长崎（鮫洲大山線）	2,000m
株式会社小関田中園	練馬区石神井台（千代田練馬田無線）	10㎡、34m
すずらん会	豊島区要町（鮫洲大山線）	103㎡
千川みどりの会	豊島区要町（池袋谷原線）	10㎡、10m
大山西町町会	板橋区大山西町（鮫洲大山線）	235㎡、36m
桜台花クラブ	練馬区桜台（椎名町上石神井線）	200㎡、400m
練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園	練馬区大泉学園町（東京朝霞線）	13㎡、14m

(7) 管内道路現況

表1 管内管理道路区別延長面積

(R2.4.1現在)

区 別	道路別	主要地方道	一般都道 特例都道	合 計
豊島区	延長m	9,026	6,161	15,187
	面積㎡	267,917	163,970	431,887
板橋区	延長m	9,034	18,185	27,219
	面積㎡	266,549	469,346	735,895
練馬区	延長m	36,358	39,420	75,778
	面積㎡	703,451	647,821	1,351,272
計	延長m	54,418	63,766	118,184
	面積㎡	1,237,917	1,281,137	2,519,054

◎ 路線別は巻末〈参考〉に掲載

(8) 道路管理（事務的処理）令和2年度実績

表2-1 道路占用処理実績表

(単位：円)

種 別	許可等 総件数	占用料調定額		備 考	
		調定件数	調定額		
企 業 占 用	東京電力パワーグリッド(株)	151	53	233,994,083	
	東京ガス(株)	188	44	126,261,132	
	NTTグループ	89	11	179,717,008	
	その他第一種電気通信事業者	44	40	14,422,857	
	水道事業者	203	-	-	
	下水道事業者	118	-	-	
	その他	95	-	-	交通事業者等
計	888	148	554,395,080		
一 般 占 用	看板	1,481	413	80,203,363	
	日除け	86	86	798,730	
	商品置き場等(宝くじ・靴みがき含む)	7	7	18,920	
	工事用施設	260	260	34,660,943	
	その他	836	108	83,989,107	
計	2,670	1,022	199,671,063		
合 計	3,558	1,170	754,066,143		

* 占用料調定額：継続分等の調定額を含む

表 2-2 監督事務費処理実績表

(単位：円)

種 別	許可件数	事務費調定		備 考
		件数	金額	
東京電力パワーグリッド(株)	67	25	3,207,157	
東京ガス(株)	137	12	13,748,601	
NTTグループ	42	15	633,498	
水道局	146	45	19,257,466	
下水道局	80	17	2,058,192	
合 計	472	114	38,904,914	

事務費調定の件数は、会計処理上の調定件数である。

表 2-3 自費工事・沿道掘削事務処理件数

自 費 工 事	129
沿 道 掘 削	24
合 計	153

(9) 道路監察令和2年度実績

表 3-1 路線監察

路線監察 総延長数	道路不良箇所 発見数	禁止行為の 取締件数	放置自動車の 撤去台数	放置自転車の 撤去台数	放置バイクの 撤去台数
Km 16,079	件 11	件 2,923	台 0	台 267	台 5

表 3-2 道路上工事監察

占 用 者	監 察 内 容	監 察 箇 所 延 数	指 導 件 数	指 導 内 容				
				掘 削 に 関 す る こ と	復 旧 に 関 す る こ と	路 面 覆 工 に 関 す る こ と	保 安 施 設 に 関 す る こ と	そ の 他
管 理 者 工 事		0	0	0	0	0	0	0
承 認 工 事		0	0	0	0	0	0	0
東日本電信電話(株)		0	0	0	0	0	0	0
水 道 局		3	11	0	0	0	10	1
下 水 道 局		0	0	0	0	0	0	0
東京電力パワーグリッド(株)		0	0	0	0	0	0	0
東 京 ガ ス (株)		2	5	0	0	0	5	0
区 市 町 村		0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
計		5	16	0	0	0	15	1

表 3-3 施工者別道路工事調整件数及び延長

		道路管理者	水道局	下水道局	東日本電 信電話㈱	東京電力 パワーグリ ッド㈱	東京ガス㈱	その他	計
主要路線	件数	65	47	22	16	28	28	30	236
	延長(m)	28,576	6,977	4,390	4,636	12,356	3,117	10,092	70,144
主要外 路 線	件数	105	88	45	11	37	65	49	400
	延長(m)	57,284	16,519	7,745	2,870	6,941	7,992	10,324	109,675
計	件数	170	135	67	27	65	93	79	636
	延長(m)	85,860	23,496	12,135	7,506	19,297	11,109	20,416	179,819

*当所所管の主要路線は、明治通り、山手通り、青梅街道、目白通り、本郷通り、環七通り、新目白通り、環八通り、笹目通り、音羽・池袋線の計10路線である。また、主要外路線とは、要町通りほか計31路線である。

*上記工事調整件数は、令和3年度道路工事調整会議（年間分）で調整され、決定した工事件数である。
なお、下記に道路工事調整会議の調整対象から除外される、一定規模以下の工事について、令和2年度に承認した件数を参考として示した。

参考：道路工事調整対象除外工事件数

(令和2年度実績)

	水道局	下水道局	東日本電 信電話㈱	東京電力 パワーグリ ッド㈱	東京ガス㈱	その他	計
件数	137	90	55	141	150	129	702

*道路工事調整会議の調整対象から除外される、一定規模以下の工事とは、概ね、掘削延長が車道3m以下、歩道30m以下で、かつ、実工事日数が7日以内の工事であり、沿道の建築物等への供給工事が主である。

2 道路の維持補修

(1) 概要

道路は、都民生活を支える最も基礎的な都市基盤である。

当事務所は、その機能を24時間、365日確保するため、路面の補修や、橋梁やトンネル等の点検・補修、街路灯の更新、道路の巡回や清掃などを適時適切に実施している。

また、近年、道路とその空間に求められるニーズの高度化・多様化が進んでおり、道路騒音や大気汚染の低減、道路緑化の健全化、自転車通行空間の整備、無電柱化、バリアフリー化など道路機能の向上を目指した取組を同時に進めている。

さらに、過去の震災や昨今の激甚化する自然災害に対して、道路の果たす避難路や緊急輸送路としての重要性が再認識されたことを踏まえ、道路の無電柱化や危機管理体制の強化を進めている。

(2) 道路の巡回点検と維持工事

道路の舗装及び防護柵、街路灯等の附属物は、経年による劣化、交通事故等による損傷が常に発生しており、日常の点検と時宜を得た維持補修が不可欠である。また、要望・苦情への迅速な対応が必要である。そのため、道路巡回による点検と応急措置、道路維持工事による早期復旧に努めている。

(3) 路面の補修

道路の路面は、走行性の低下や騒音・振動の発生を防止・抑制するため、定期的に補修する必要がある。

当事務所では、各路線や地域の特性を踏まえ、各種の路面補修を実施している。

具体的には目白通りや環七通り等の交通量の多い路線では、騒音低減機能が特に高い二層式低騒音舗装を実施するとともに、豊島区内ではヒートアイランド対策として路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装を実施している。

令和3年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・路面補修：千川通り（練馬区豊玉北六丁目から同区中村北三丁目）外15箇所
うち、二層式低騒音舗装 環七通り（練馬区小竹二丁目から板橋区小茂根四丁目）外6箇所、遮熱性舗装 山手通り（豊島区西池袋四丁目）外1箇所

(4) 橋梁やトンネル等、道路施設の維持補修

橋梁やトンネル等の道路施設については、日常点検や5年に1度を実施する定期点検の結果等を踏まえ、維持工事や塗装工事を順次実施している。

また、施設の高齢化を受けて、主要橋梁の長寿命化工事を進めるなどの予防保全型管理に取り組んでいる。

令和3年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・橋梁の長寿命化：みのわ陸橋 目白通り（練馬区谷原五丁目）
板橋中央陸橋 環七通り（板橋区東山町1-3から南常盤台一丁目）

(5) 街路灯や道路施設等の維持補修

管内の道路には約8,000灯の街路灯、トンネル・共同溝等道路施設には多様な電気・機械設備が存在する。また、沿道環境対策設備として、大和町交差点（環七通り）、板橋相生陸橋（環八通り）、北町若木トンネル（環八通り）の3箇所に大規模大気浄化施設も備えている。その機能を適切に維持する

ため、各施設の特性を踏まえつつ定期的に点検・更新を進めている。

道路照明の更新にあたっては、LED照明の導入など設備の省エネ化をあわせて実施している。

令和3年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・主要設備の更新・改修：小竹排水場 主441号線（練馬区小竹町2） 外2箇所
- ・道路照明のLED化：板橋相生陸橋（環八通り 板橋区若木3）、要町通り（豊島区要町一丁目から要町三丁目） 外9箇所
- ・駐車場設備改修：板橋四ッ又駐車場 主317号線（板橋区板橋二丁目）

（6）街路樹や緑地等の維持・育成

街路樹については、補植、植替え、植樹帯改修等を実施するとともに、街路樹の健全性を診断する街路樹診断を実施し、安全な道路空間の確保、環境保全を行っている。また、樹種ごとの樹形を考慮した剪定を行うことで樹勢を維持し、道路景観の向上を図っている。また、植替え時には、高木の常緑化も併せて、実施を予定している。

さらに、道路内の植樹帯・緑地では、刈込、除草、清掃など継続的な維持管理を実施している。

令和3年度の事業箇所は以下のとおり予定している。

- ・植樹帯改修工事：千川通り等（特439）ほか
- ・街路樹診断：笹目通り（特443）（練馬区南田中五丁目から同区旭町一丁目）外21路線 約850本

（7）道路の無電柱化

無電柱化については、防災性や景観の向上等を目的として、「東京都無電柱化推進計画（令和3年6月）」等に基づき、緊急輸送路として重要な位置を占める環七通りや目白通り等を対象に整備を推進している。

令和3年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・電線共同溝整備：環七通り（板橋区本町）外10箇所

（8）自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備については、自転車と歩行者、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、「東京都自転車通行空間整備推進計画（令和3年5月）」等に基づき、自転車事故の発生状況や道路幅員の現状等を踏まえ、特446号線等を対象に整備を推進している。

令和3年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・自転車通行空間整備 主24号線 大泉街道（練馬区東大泉三丁目から同区東大泉四丁目）外3箇所

（9）道路のバリアフリー化

道路のバリアフリー化事業では、「東京都道路バリアフリー推進計画（平成28年3月）」等に基づき、歩道段差の縮小、歩道の勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点巻き込部の平坦化などを進めている。令和3年度は、豊島区の要町通りなどで工事に着手する予定である。

（10）都道における交差点等の安全性確保の向上

令和元年5月、滋賀県大津市で発生した車同士の衝突に園児らが巻き込まれて死傷した交通事故を受け、歩行者が巻き込まれる事故の危険性が高い交差点を調査し、令和3年度から歩行者自転車用柵（横断抑止柵）を車両用防護柵へ取替えていく。

(11) 地震や雪害等への備え

道路を管理する上で、震災、雪害、風水害への対応は非常に重要な課題である。

当事務所では、地震時の瓦礫等の除去に関しては39社、除雪に関しては25社の地元企業と、緊急時の協力体制に関する協定を結び、危機管理の充実を図っている。

また、道路啓開等に関する調査委員会を設置し、災害時の緊急道路障害物除去作業等について管内各区と連携しつつ危機管理への備えをしている。

(12) 令和3年度工事予定一覧表

科 目	種 別	施行予定箇所	備 考
道路維持費	道路維持工事	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	道路浚渫等	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内ほか（巡回委託を含む）	
	排水場、共同溝、 大気浄化施設保守	共同溝保守委託ほか	
	緑地保護管理	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	そ の 他	管内道路附属物（防護柵等）清掃委託ほか	
橋梁維持費	橋梁維持工事	桜台陸橋維持工事（舗装）ほか	
	そ の 他	橋梁しゅんせつ	
道路補修費	路面補修工事	笹目通り 練馬区谷原三丁目から高松五丁目ほか	2・ゼロ都 3件 3・4債務 4件
	道路施設整備工事	板橋相生陸橋シェルター照明設備改修、板橋四ッ又 駐車場設備改修、街路灯改修工事、設備改修工事ほか	3・4債務 3件
	道路緑化の推進	千川通り 植栽帯改善工事ほか	
橋梁整備費	橋梁整備工事	みのわ陸橋長寿命化工事ほか	
交通安全施設費	無電柱化の推進	電線共同溝設置工事、委託工事 3件	
	標 識	道路標識設置工事	
	自 転 車	特 446 自転車走行空間整備工事ほか	
	そ の 他		

(13) 令和2年度工事実績一覧表

科 目	種 別	施行箇所	備 考
道路維持費	道路維持工事	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	道路浚渫等	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内ほか（巡回委託含む）	
	排水場、共同溝、大気浄化施設保守	共同溝保守委託ほか	
	緑地保護管理	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	そ の 他	管内道路附属物（防護柵等）清掃委託ほか	
橋梁維持費	橋梁維持工事	椎名橋（橋面舗装）	
	そ の 他	橋梁しゅんせつ	
道路補修費	路面補修工事	環八通り 練馬区春日町五丁目から同区春日町二丁目ほか	1・ゼロ都 2件 2・3債務 4件
	道路施設整備工事	練馬春日町トンネル照明設備改修、熊野町排水場排水設備改修	1・2債務 1件
	道路緑化の推進	山手通り 中央分離帯再整備ほか2路線	主 24 大泉街道目白通り、特 443 笹目通り
橋梁整備費	橋梁整備工事	千川第二歩道橋撤去工事	
交通安全施設費	無電柱化の推進	宮中公園通り 電線共同溝設置工事、委託工事3件	
	標 識	道路標識設置工事	
	自 転 車	特 447 自転車走行空間整備工事ほか	
	そ の 他		

IV 道路の建設（用地第一課・用地第二課・工事第一課所管）

道路は円滑な交通を確保し、地域の安全性、利便性の向上、安全な避難路、延焼遮断帯などによる防災性の向上、また、上下水道、電気、ガス等のライフラインを収容し、地域の生活を支える生活基盤として重要な都市施設である。さらには、地域の活性化、都市景観、都市環境の向上に大きな効果が期待されている。

しかしながら管内の都市計画道路をはじめとする道路の整備率は低い水準にあり、地元からはその整備促進の要望が多く出されている。

管内の都市計画道路の整備率は59.9%（豊島区63.9%、板橋区68.4%、練馬区52.6%）（平成30年3月31日現在）で、23区の平均65.6%と比較しても低く、特に練馬区の整備が遅れている。

現在、道路整備事業1路線（2箇所）、街路整備事業15路線（20箇所）、交通安全施設事業（歩道整備）2路線（2箇所）、（交差点すいすい）1路線（1箇所）で事業を進めている。

また、街路整備事業のうち、木造家屋が密集する整備地域の防災性向上を目的に整備を進めている「※特定整備路線」は5路線（8箇所）で事業を進めており、2025（令和7）年度までに整備する予定である。

1 道路整備事業

(1) 放射7号線（大泉）

放射7号線は、千代田区九段北一丁目を起点とし、文京区を通過、練馬区西大泉五丁目を終点とする延長19.3kmの都市計画道路で、都心部と多摩地域を東西に結ぶ重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、練馬区大泉学園町二丁目から西大泉五丁目までの延長2,000m（計画幅員25m）の区間について、平成16年度に事業説明会及び現況測量、平成17年度に用地測量を行い、平成18年7月に事業認可を受け事業に着手している。

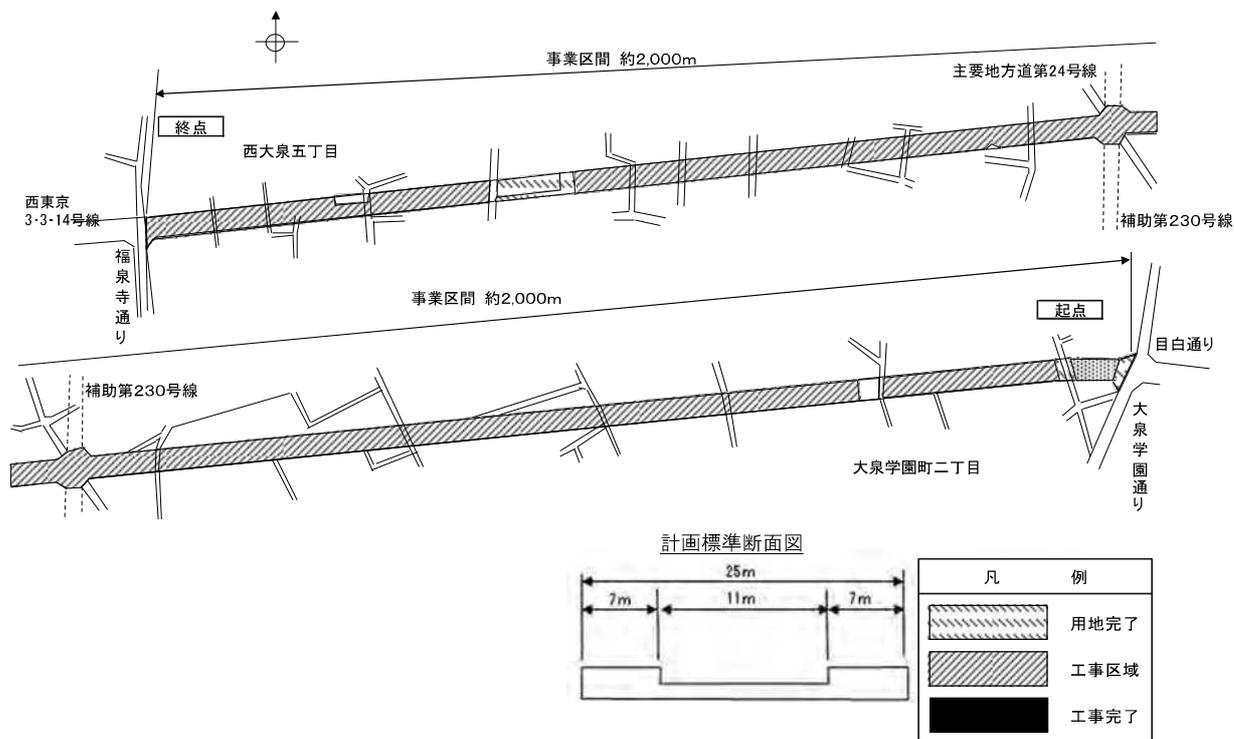
また、西東京市で平成27年8月に開通した西東京 3・3・14と繋がることで、東京外かく環状道路や多摩南北道路の調布保谷線と連絡し、多摩地域との連携が一層、強化される。

《用地関係》

- ・平成18年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約98%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成22年度は、一部の区間で搬入路整備工事を実施した。
- ・平成23年度は、排水管工事を実施した。（主24から終点間の内、約400mを歩行者通路として平成23年6月に一般開放）
- ・平成24年度～29年度は、街路築造工事、電線共同溝工事、排水管工事を実施した。
（歩行者通路として、大泉学園通りから約240mを平成29年1月に一般開放、西大泉五丁目付近の約375mを平成29年11月に一般開放）
- ・平成30年度～令和2年度は、街路築造工事、電線共同溝工事、排水管工事、道路照明設置工事、防護柵設置工事を実施した。
- ・令和3年度は、街路築造工事、電線共同溝工事等を予定。



(2) 放射7号線・補助134号線 (谷原交差点)

放射7号線(目白通り)と補助134号線(笹目通り)の交差する谷原交差点(練馬区谷原一丁目～高野台四丁目)は、都内でも交通混雑の著しい交差点として地元、各関係機関よりその改善が強く求められ、昭和58年11月に放射7号線と補助134号線の立体交差の整備が完了している。

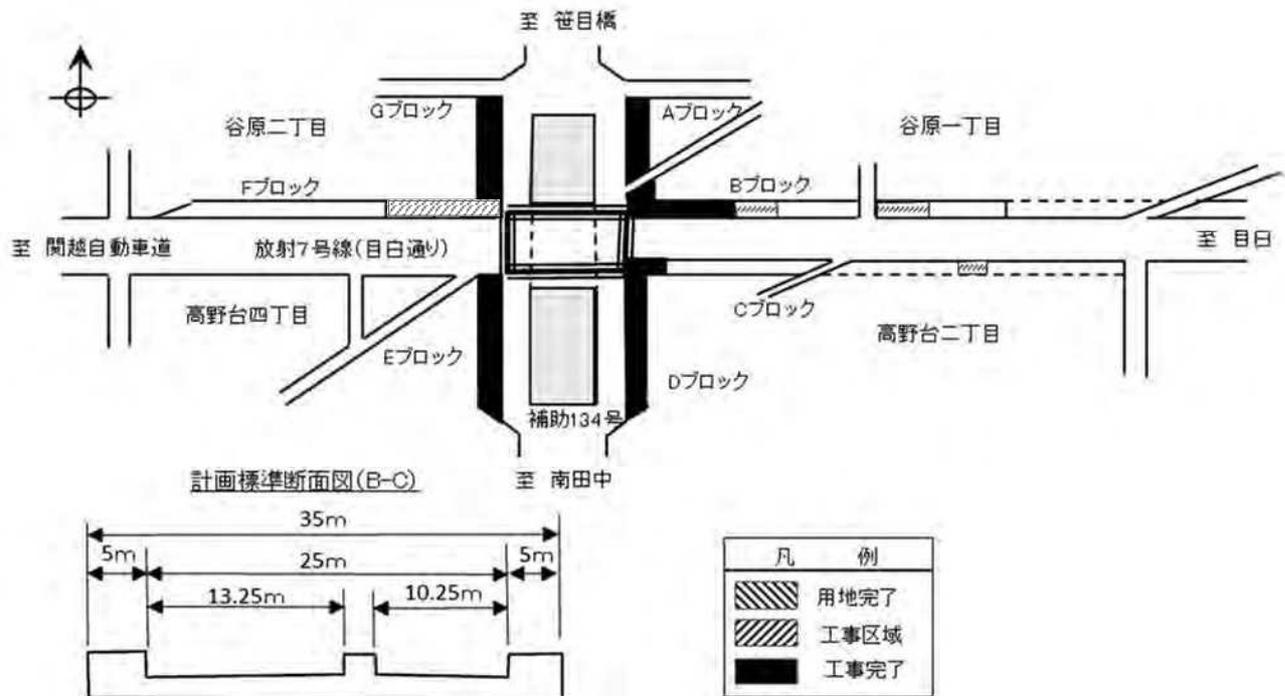
その後、関越自動車道の全線開通による交通量の増加に対処するため、昭和59年2月に東京都、練馬区、警視庁及び関係部局を含めた「谷原交差点付近交通処理対策検討委員会」を設置し、交差点前後の拡幅を主体とする整備計画を作成し、昭和60年1月から用地取得及び街路築造工事を進めている。

《用地関係》

- ・昭和60年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約59%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・昭和60年10月の関越自動車道の全線開通に合せAブロックの暫定拡幅工事を実施し、引き続きB・Cブロックの暫定拡幅工事、それに伴う歩道橋の架替工事(スロープ化)を実施した。
- ・昭和61年度～平成5年度は、G・Eブロックの暫定拡幅工事、A・Gブロック間の歩道橋架替工事等を実施した。
- ・平成5年度～平成8年度は、G・Eブロック間の歩道橋架替工事、Eブロックの暫定拡幅整備工事等を実施した。
- ・平成9年度～平成11年度は、D・Eブロック間及びB・Cブロック間の歩道橋架替工事等を実施した。
- ・平成19年度は、Dブロックの暫定拡幅整備工事を実施した。
- ・令和3年度は、Fブロックの暫定拡幅整備工事を予定。



(3) 放射9号線（西巣鴨）国道17号

放射9号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、文京区、豊島区を通過、板橋区舟渡三丁目を終点とする延長14.0kmの都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、豊島区巣鴨三丁目から西巣鴨四丁目までの延長約1,350mの区間について、Ⅰ期（西巣鴨三丁目～四丁目・延長400m）、Ⅱ期（巣鴨四丁目～五丁目・延長485m）、Ⅲ期（巣鴨三丁目～五丁目・延長465m）の区間に分けて昭和63年度より拡幅整備を行っており、Ⅰ期区間は平成22年度に完了した。

Ⅱ期区間は、平成7年度早期に用地測量を行い同年11月に、Ⅲ期区間は、平成10年度早期に用地測量を行い平成11年3月にそれぞれ事業承認を受け事業に着手しており、Ⅱ期区間は平成28年度に完了した。

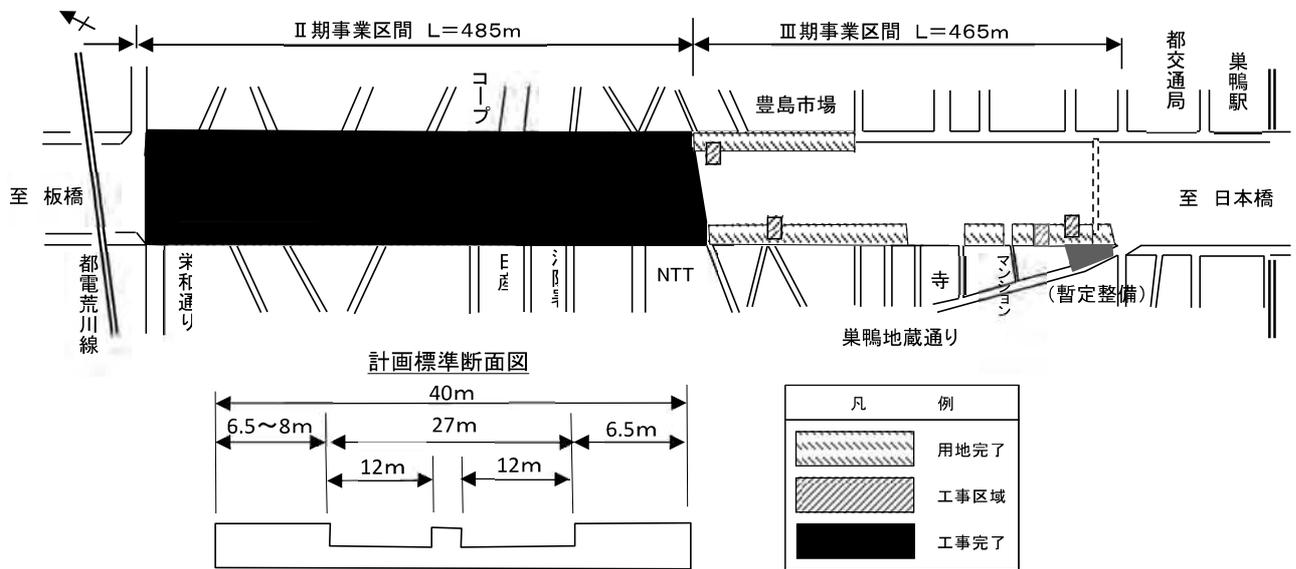
Ⅲ期区間は、引き続き用地取得や地元の街づくりの諸課題の検討、整備の方向性を策定するとともに拡幅整備を進めている。

《用地関係》

- （Ⅲ期）・平成11年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約89%を取得した。
 - ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- （Ⅲ期）・平成21年度は、上り線側の排水管工事を実施した。
 - ・平成22、23年度は、下り線側の排水管工事を実施した。
 - ・平成26年度は、上り線側の電線共同溝工事を実施した。
 - ・平成30年度は、電線共同溝工事を実施した。
 - ・平成31年度は、地蔵通り入口付近の暫定形街築工事及び歩道橋撤去工事を実施した。
 - ・令和2年度は、共同溝換気口移設工事、地蔵通り入口付近の電線共同溝工事及び暫定歩道整備工事を実施した。
 - ・令和3年度は、引き続き共同溝換気口移設工事を実施する。



(4) 放射35号線（早宮・北町）

放射35号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、板橋区新河岸三丁目を終点とする延長8.5kmの都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る骨格幹線道路である。川越街道（国道254号）から埼玉県境まで約3.6kmについては新大宮バイパス（国道17号）として暫定供用されている。

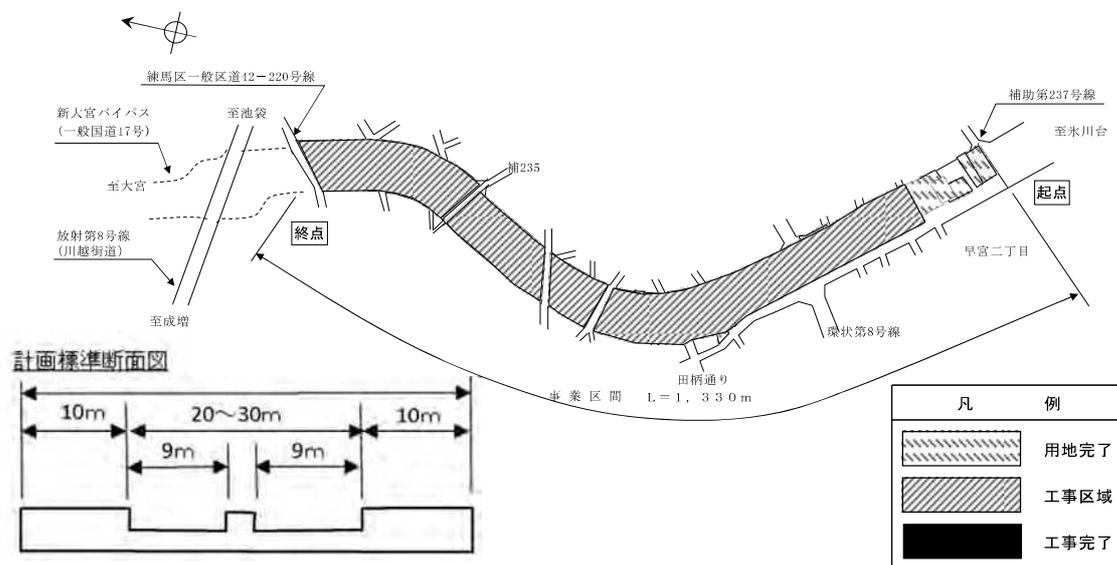
当事務所では、練馬区早宮二丁目から北町五丁目までの延長1,330m（計画幅員40m又は50m）の区間について、平成15年度に現況測量、平成16年度に用地測量を行い、同年12月に事業認可を受け事業に着手している。

《用地関係》

- ・用地取得については、平成16年度から平成19年度まで道路整備保全公社に委託し、第四建設事務所と連携を図りながら実施してきたが、平成20年度から第四建設事務所でも執行しており令和2年度末までに約99%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成19年度より北町地区において工事に着手した。・平成24年度から、立体交差部の道路構造物築造工事に着手（環八通り交差部は除く、平成27年度まで）している。
- ・平成26年度からは、北町地区において街路築造工事及び電線共同溝工事に着手している。
- ・平成27年度は、環八通り交差部の立体交差部の道路構造物築造工事を着手（平成30年度まで）するとともに、北町地区において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成28年度は、北町地区において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施し、北町地区の歩行者通路を一般開放（①平成28年4月 約440m②平成29年1月 約170m）した。また、終点から川越街道間の国道事業用地において暫定道路築造工事に着手している。
- ・平成29年度は、北町地区において街路築造工事及び暫定道路築造工事を実施した。
- ・平成30年度は、北町地区及び平和台地区で街路築造工事を実施した。
- ・平成31年度は、環八通りから川越街道までの暫定交通開放（地上部往復2車線）に伴う街路築造工事を実施し、令和2年3月に交通開放を行った。
- ・令和2年度は、トンネル内の街路築造工事、道路排水設備工事に着手した。
- ・令和3年度は、早宮地区の街路築造工事に着手する予定。



(5) 放射35・36号線（小茂根・早宮）

放射35号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、板橋区新河岸三丁目を終点とする延長8.5kmの都市計画道路、また、放射36号線は豊島区要町一丁目を起点とし、練馬区早宮一丁目を終点とする延長4.3kmの都市計画道路で、池袋副都心から埼玉県に至る骨格幹線道路である。

当事務所では、板橋区小茂根四丁目から練馬区早宮二丁目までの延長1,970mについて、平成23年度に用地測量を行い、同年12月に事業認可を受け事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成24年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約80%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成27年度は、一部埋蔵文化財調査（試掘）を実施した。
- ・道路整備計画案については、歩道検討会や説明会、オープンハウスなどを通じて地域の意見や要望を取り入れ作成した。

平成29年 7月 第1回歩道検討会

平成29年 9月 第2回歩道検討会

平成29年12月 第3回歩道検討会

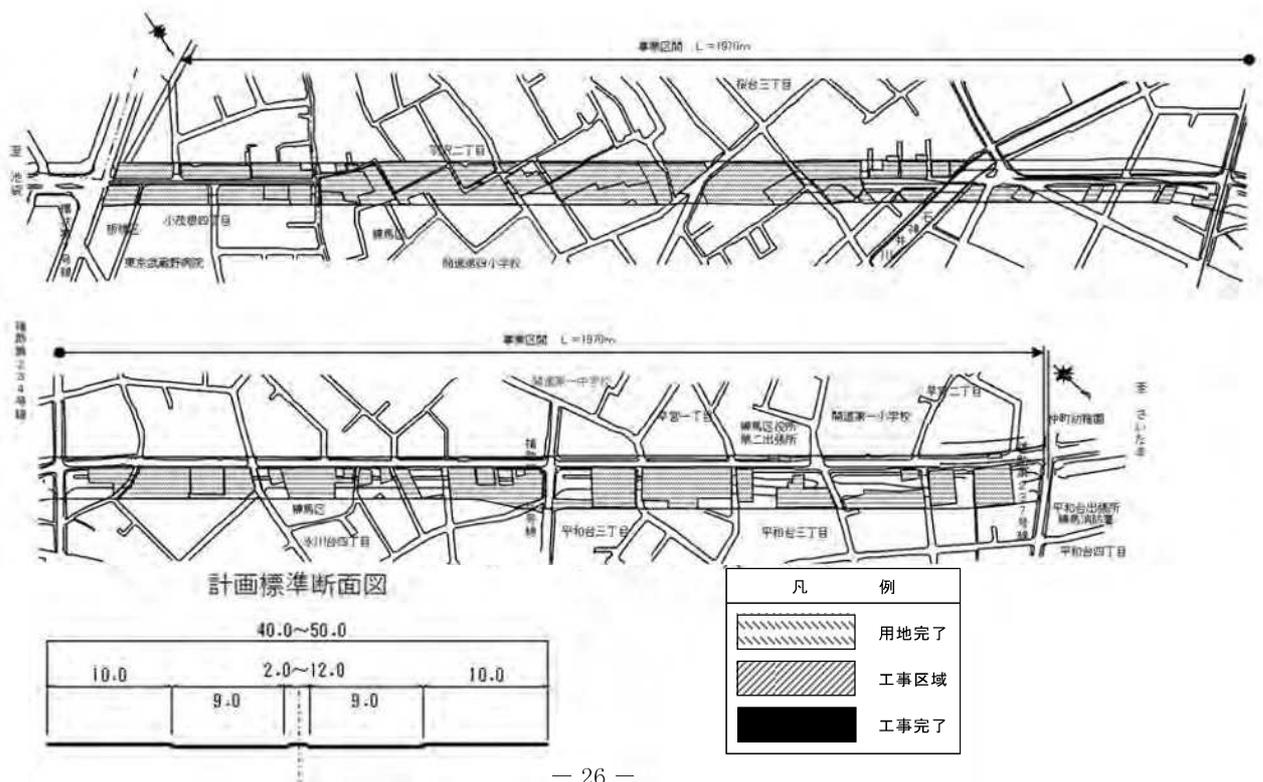
平成30年 2月 第4回歩道検討会

平成30年 3月 歩道整備計画案を沿道・周辺住民へ配布

平成31年 4月 オープンハウスにて道路整備計画案を掲示し意見・要望を確認

令和元年11月 道路整備計画案について説明会及びオープンハウスを実施

- ・平成29、30年度は、工事搬入路整備工事を実施した。
- ・平成31年度は、石神井川に架かる橋梁工事の着手に向けた設計等準備を実施した。
- ・令和2年度は、石神井川橋梁の下部工事（令和4年度まで）に着手した。
- ・令和3年度は、小茂根地区の排水管設置工事に着手する予定。



(6) 環状5の1号線（雑司が谷）

環状5の1号線は、渋谷区恵比寿二丁目を起点とし、新宿区、豊島区を通過、北区滝野川二丁目を終点とする延長13.9kmの都市計画道路で、渋谷、新宿、池袋副都心を連絡する道路として、さらに地下鉄の導入空間として公共交通を支える重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、豊島区高田三丁目から南池袋二丁目までの延長1,400m（計画幅員30m～40m）の区間について、平成23年4月に平面から地下道路構造に都市計画決定（変更）し、同年10月に事業認可（変更）を受け、暫定道路整備に続き地下道路整備に事業着手している。

この整備により適切な道路ネットワークが形成され、池袋副都心周辺、特に池袋駅前の明治通りの交通混雑緩和が期待されている。

《用地関係》

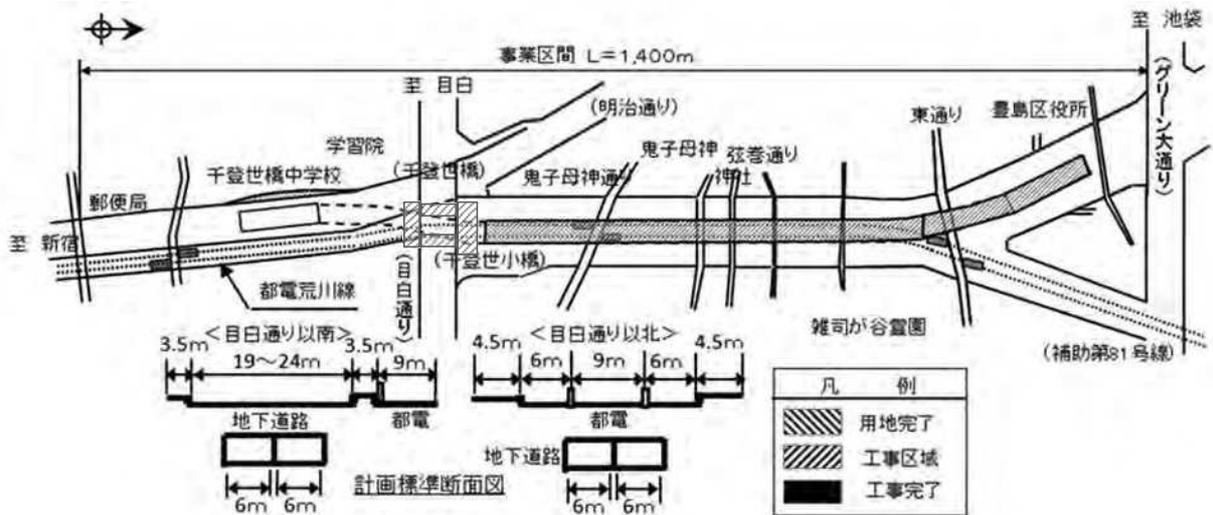
- ・平成10年より用地取得に着手し、暫定道路整備に係る用地については平成22年度で取得を完了した。
- ・平成24年度より地下道路整備に必要な用地取得を進め、令和2年度末までに66%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成14年度から埋蔵文化財調査に着手し、平成15年度に放射26号線（日出通り）から補助81号線間の排水管工事を実施し、平成17年度に補助81号線から南側165m区間の排水管工事を実施した。
- ・平成18年度から沿道の利便性向上を図るため、放射26号線から460m区間の暫定整備に着手し、平成19年度から平成20年度にかけて残る530m区間の暫定整備を実施した。
- ・平成21年度から平成24年度も引き続き暫定整備工事を実施し、平成24年9月に整備を完了した。
- ・平成24年度から、都電直下の東京都交通局に委託施行した区間の地下道路築造工事を実施している。
- ・平成25年度から、千登世橋中・学習院の拡幅区間における道路擁壁築造工事及び補償代行工事を実施した。
- ・平成27年度から、豊島区役所前の地下道路築造工事を実施した。
- ・平成28年度は、学習院の補償代行工事を実施した。
- ・平成29年度は、明治通りの歩道切回し工事を実施した。
- ・平成31年度は、千登世小橋橋台背面の地盤改良工事に着手した。
- ・令和2年度は、目白通り交差部の地下道路築造（推進工法）に向けた立坑工事に着手した。
- ・令和3年度は、引き続き立坑工事を進める。

《地下鉄関係》

地下鉄副都心線の導入空間として、東京地下鉄(株)が平成13年3月に工事施行認可を得て、用地取得済箇所から埋蔵文化財調査に着手、平成14年度から工事着手、平成20年6月14日に開業した。



(7) 補助133号線(中村南)

補助133号線は、世田谷区桜丘一丁目を起点とし、板橋区赤塚六丁目を終点とする延長15.9kmの都市計画道路で、環状方向の幹線道路の機能を補完する重要な路線である。

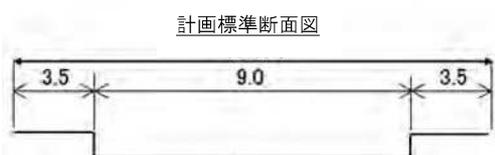
当事務所では、中野区上鷺宮一丁目から練馬区中村北三丁目までの延長1,105m(計画幅員16m)の区間について、整備を完了している中村北区間に続き、平成28年度に用地測量を行い平成29年10月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成30年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約6%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和3年度は、引続き道路設計や関係機関と協議等を予定している。



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(8) 補助172号線（早宮）

補助172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

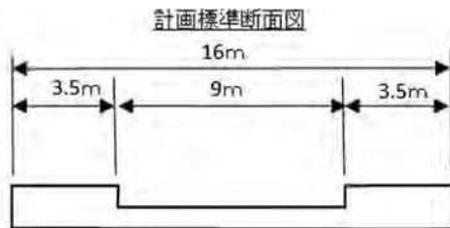
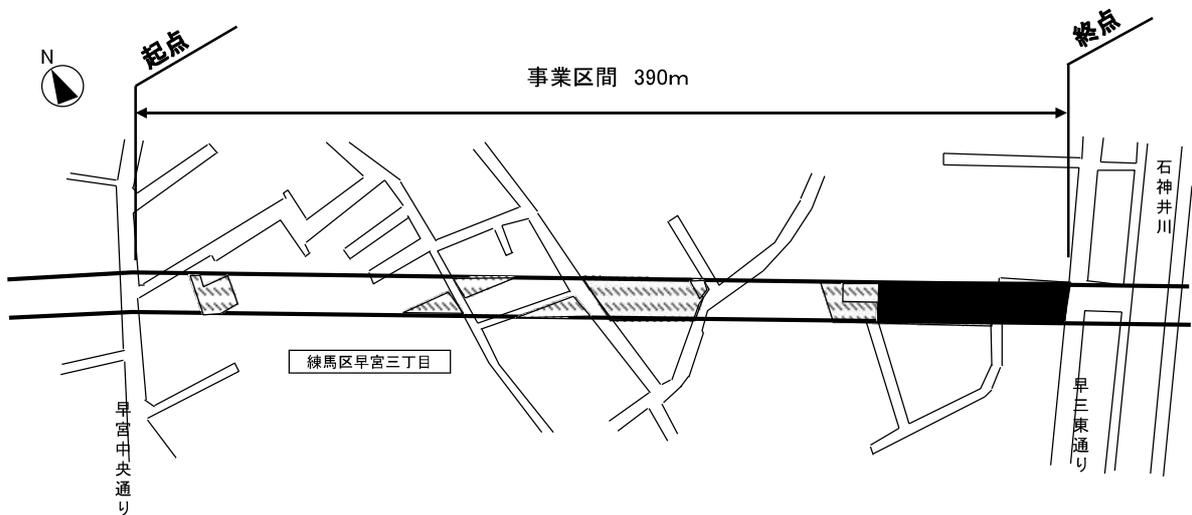
当事務所では、練馬区早宮三丁目地内の延長390m（計画幅員16m）の区間について、整備を完了している春日町区間に続き、平成23年度に用地測量を行い平成24年6月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成25年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約41%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度は、起点側（早三通り側）の排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・令和2年度は、起点側（早三通り側）の街築工事を実施した。



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(9) 補助229号線（上石神井）

補助229号線は、練馬区旭丘一丁目を起点とし、杉並区を通過、練馬区関町南四丁目を終点とする延長10.0kmの都市計画道路で、東京外かく環状道路の整備に併せ地域交通の円滑化に効果のある重要な地域幹線道路である。

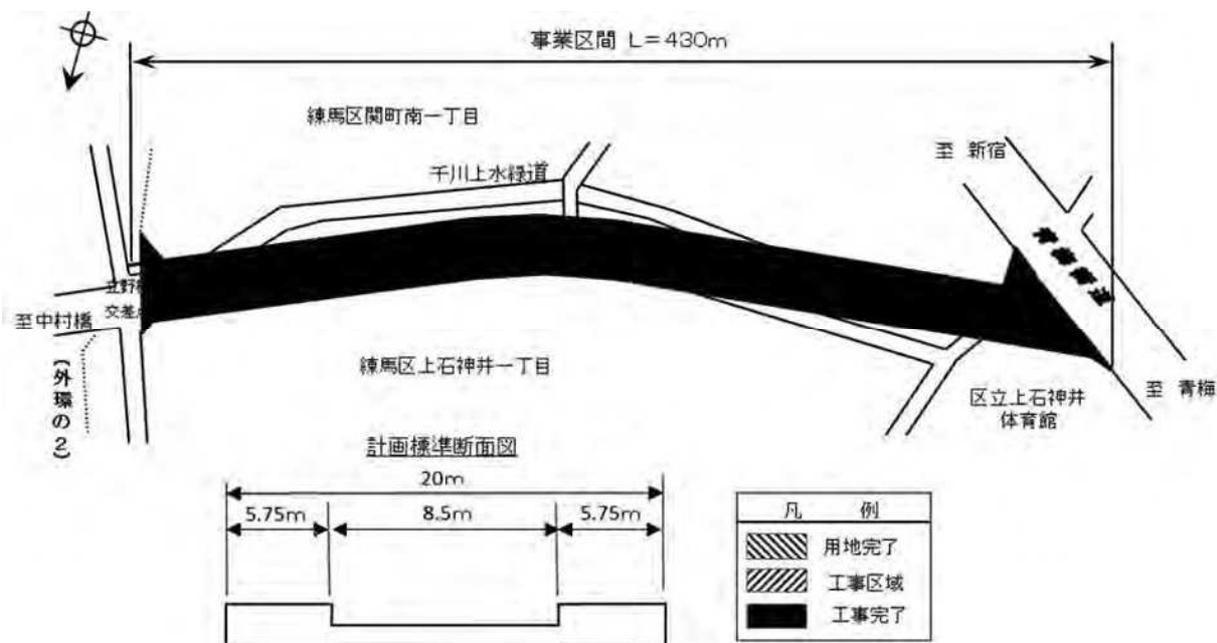
当事務所では、練馬区関町南一丁目から上石神井一丁目までの延長430m（計画幅員20m）の区間について、平成10年度に現況測量、平成11年度に用地測量を行い、平成14年2月に事業認可を受け事業に着手し、平成29年度の歩道舗装工事をもって工事を完了した。

《用地関係》

- ・平成14年度より用地取得に着手し、平成28年度末で取得を完了した。

《工事関係》

- ・平成18年度は、暫定歩道整備工事を実施した。
- ・平成20年度は、千川緑道の樹木根回し工事を実施した。
- ・平成21年度は、排水管設置工事及び千川緑道の樹木移植工事を実施した。
- ・平成22年度は、千川上水の移設工事及び排水管工事を実施した。
- ・平成23年度は、電線共同溝工事、街築工事（南側）を実施した。
- ・平成24年度は、立野橋交差点の安全対策及び街築工事（南側）を実施した。
- ・平成26年度は、歩道舗装工事（南側）と車道切り替え工事を実施した。
- ・平成27年度は、歩道部の排水管工事と電線共同溝工事（北側）を実施した。
- ・平成28年度は、街築工事及び歩道舗装工事を実施した。
- ・平成29年度に歩道舗装工事を実施し、工事を完了した。



(10) 補助230号線（大泉町Ⅰ期・Ⅱ期）

補助230号線は、練馬区関町南四丁目を起点とし、練馬区光が丘三丁目を終点とする延長10.4kmの都市計画道路で地域の幹線道路として重要な路線である。練馬区光が丘二丁目から笹目通りまで延長約1.0km区間は、地下鉄大江戸線建設時の平成3年度に整備が完了している。

笹目通りから大泉学園通りまで延長約3.2km区間のうち、土支田通りまで延長約1.1km区間が、練馬区施行の土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）と都市整備局施行の街路事業（平成18年8月事業認可）により整備が進められ、平成25年11月に交通開放した。

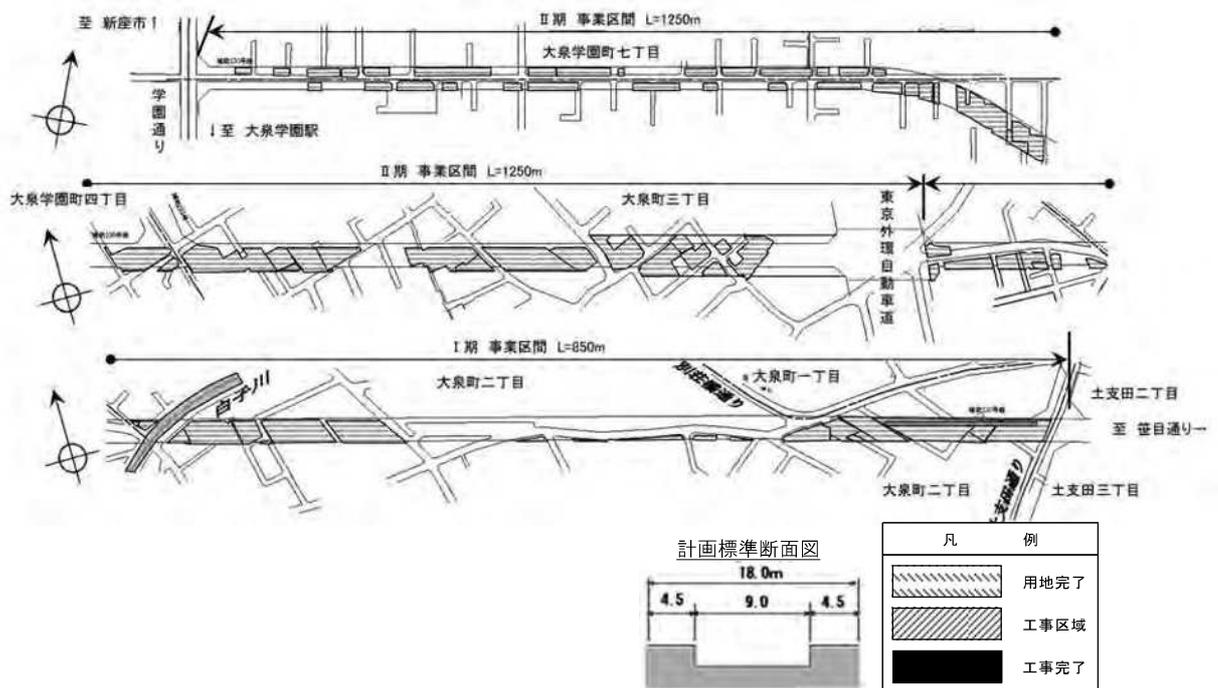
当事務所では、練馬区大泉学園町七丁目から大泉二丁目までの延長2,100m（計画幅員18m）について、平成10、11年度に現況測量、用地測量の一部を行った。地元及び関係機関との調整状況を踏まえ事業化を見合わせていたが、練馬区北西部における交通の円滑化や、平成18年度から沿道地区まちづくり計画の策定に向け地区ごとに練馬区と住民との協議会が発足したことを踏まえ、大泉町（Ⅰ期）区間として平成19年度に土支田通りから外環まで（延長850m）、大泉町（Ⅱ期）区間として平成20年度に外環から大泉学園通りまで（延長1,250m）の用地測量を再開し、大泉町区間については平成21年7月、大泉学園町区間については平成22年8月に事業認可を受け事業に着手している。なお、令和3年3月、大泉町（Ⅰ期）区間のうち練馬区土支田三丁目から同区大泉町二丁目までの約200m区間について暫定交通開放した。

《用地関係》

- ・Ⅰ期区間は令和2年度末までに約93%を取得した。
- ・Ⅱ期区間は令和2年度末までに約65%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成26、27年度は、Ⅰ期区間において排水管及び暫定歩道舗装工事等を実施した。（土支田通りから別荘橋通りまでの一部区間を暫定歩道として平成27年4月に一般開放）
- ・平成28、29年度は、Ⅰ期区間において引き続き排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成30年度は、Ⅰ期区間において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成31年度から令和3年度にかけて、Ⅰ期区間において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施している。Ⅱ期区間においては道路設計、電線共同溝設計や関係機関協議を進める。



(11) 補助233号線（大泉学園町）

補助233号線は、練馬区大泉学園町四丁目を起点とし、練馬区大泉学園町九丁目埼玉県境を終点とする延長約1.5kmの都市計画道路で、都県境地域の連携を強化し適切な交通分散による周辺道路の混雑緩和に寄与する重要な都市計画道路である。

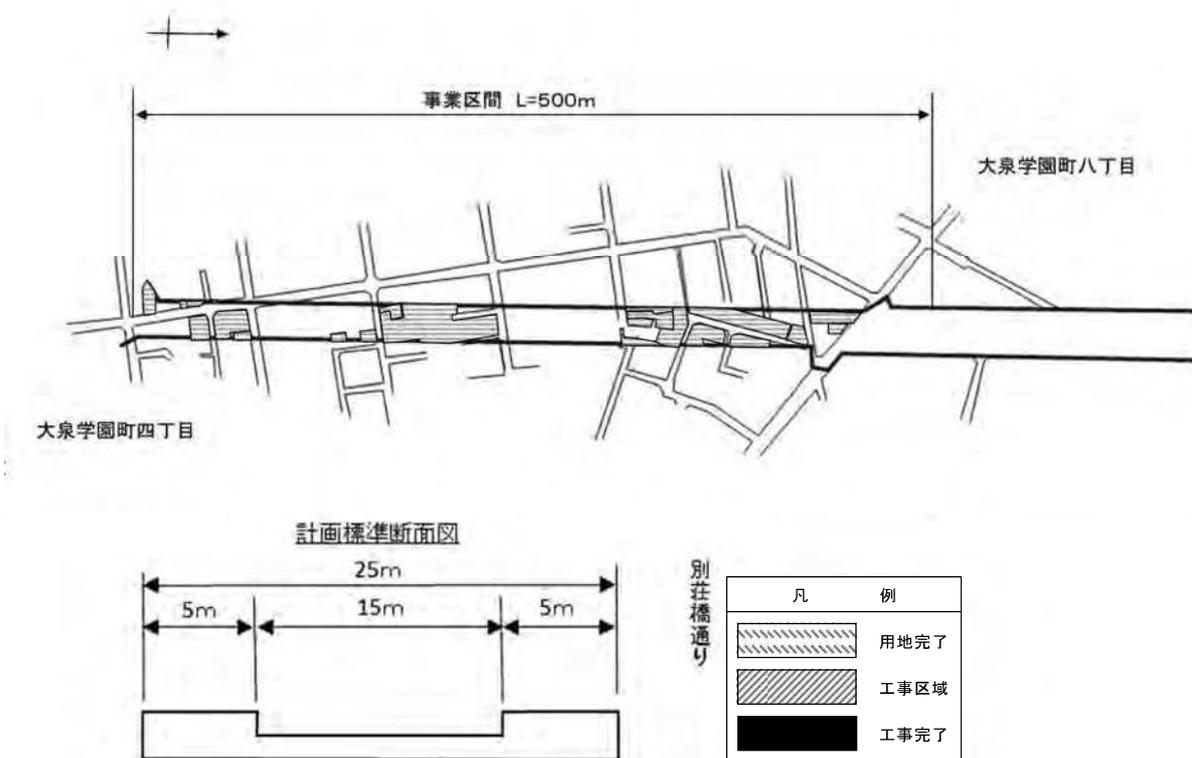
当事務所では、練馬区大泉学園町四丁目地内から大泉学園町八丁目までの区間約500m（計画幅員25m）について、整備を完了している区間に引き続き、平成27年8月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成28年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約40%を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和3年度は、引き続き設計や関係機関との協議を進める。



(12) 補助156号線（南大泉）

補助156号線は、練馬区谷原五丁目を起点とし、練馬区西大泉一丁目を終点とする延長4kmの都市計画道路で、練馬区北西部の道路ネットワークを形成する地域の幹線道路であるとともに、区部と多摩地域の連携強化等を担う重要な路線である。

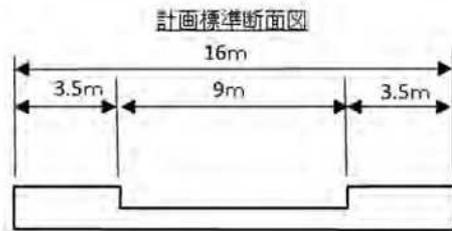
当事務所では、練馬区東大泉四丁目から練馬区西大泉一丁目までの延長1.4km（計画幅員16m）の区間について、平成30年度から現況及び用地測量を行い令和3年度に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・令和3年度は、物件調査を行うとともに用地取得に着手する。

《工事関係》

- ・令和3年度は、引続き道路設計や関係機関と協議等を予定している。



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(13) 主要地方道千代田練馬田無線（8号）

主要地方道8号線は、千代田区を起点とし、西東京市を終点とする都道で、都心から多摩方面に向かう東西方向の主要な道路である。（通称道路名 目白通り、富士街道）

当事務所では、練馬区石神井町三丁目から七丁目までの区間延長220m、高野台四丁目から五丁目までの区間延長550mで拡幅整備を進めている。

①主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔石神井〕

当該事業区間は、Ⅰ期区間（480m）について昭和62年度に事業着手、平成3年度に石神井公園駅北口再開発事業と整合を図るため延長150m延伸し、平成13年度に西武池袋線踏切までの延長175mを含めⅡ期(1)区間として延長325mの拡幅整備を完了している。

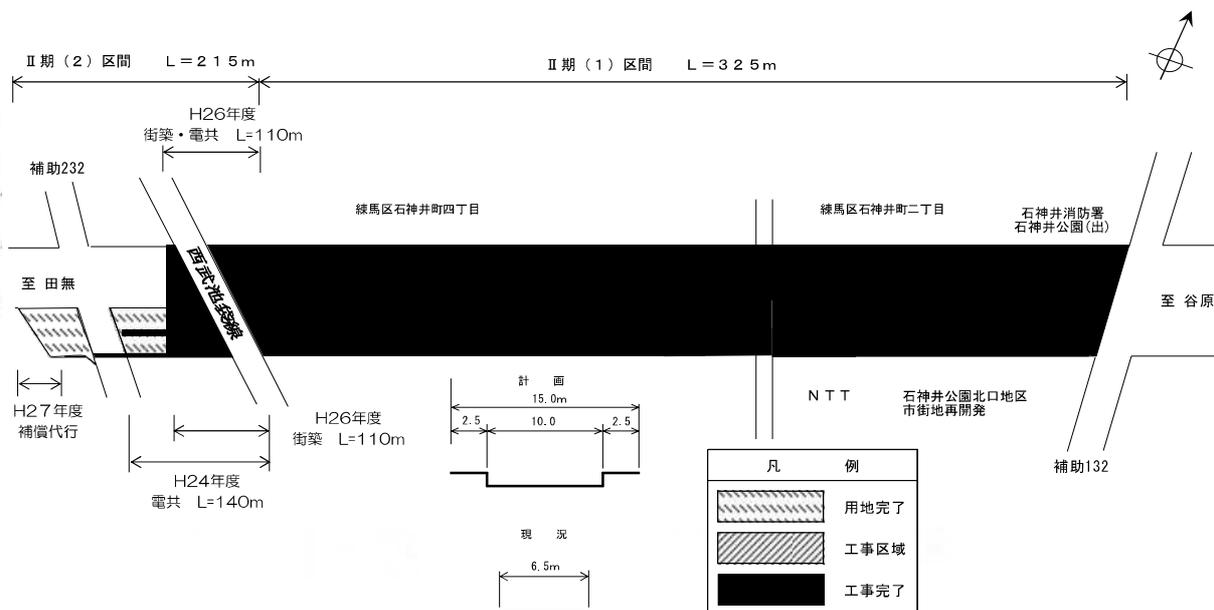
引き続き、西武鉄道池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業の着手（平成19年5月31日事業認可）に併せ、西武池袋線踏切から補助232号線までのⅡ期(2)区間延長140mについても平成19年度に用地測量を行い平成20年度に事業着手し、平成23年度には連続立体交差事業による立体交差化（踏切除却）に伴う補助232号線との交差点の交通の円滑化を図るため延長80m延伸し、Ⅱ期(2)区間合せて延長220mの範囲で拡幅整備を進めている。

《用地関係》

- ・Ⅱ期(2)平成20年度より西武池袋線踏切から補助232号線までの延長140m区間の用地取得に着手し、平成29年度で取得を完了した。

《工事関係》

- ・Ⅰ期区間は平成12年度、Ⅱ期(1)区間は、平成20年度にそれぞれ完成した。
- ・平成24年度は、Ⅱ期(2)の南側歩道内で排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成25年度は、Ⅱ期(2)で道路改修工事を実施した。
- ・平成26年度は、Ⅱ期(2)で道路改修工事及び電線共同溝工事と練馬区石神井庁舎の補償代行工事を実施した。
- ・平成27年度は、Ⅱ期(2)で引き続き練馬区石神井庁舎の補償代行工事を実施した。
- ・平成29年度は、設計や関係機関との協議を実施した。
- ・平成30年度は、引き続き設計や関係機関との協議を実施した。
- ・平成31年度及び令和2年度は、電線共同溝工事に向けて企業者工事を実施した。
- ・令和3年度は、電線共同溝工事を実施予定。



②主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔高野台〕

当該事業区間は、平成8年度に事業説明会及び現況測量、平成9年度に用地測量を実施し、平成10年度に事業着手し拡幅整備を進めている。

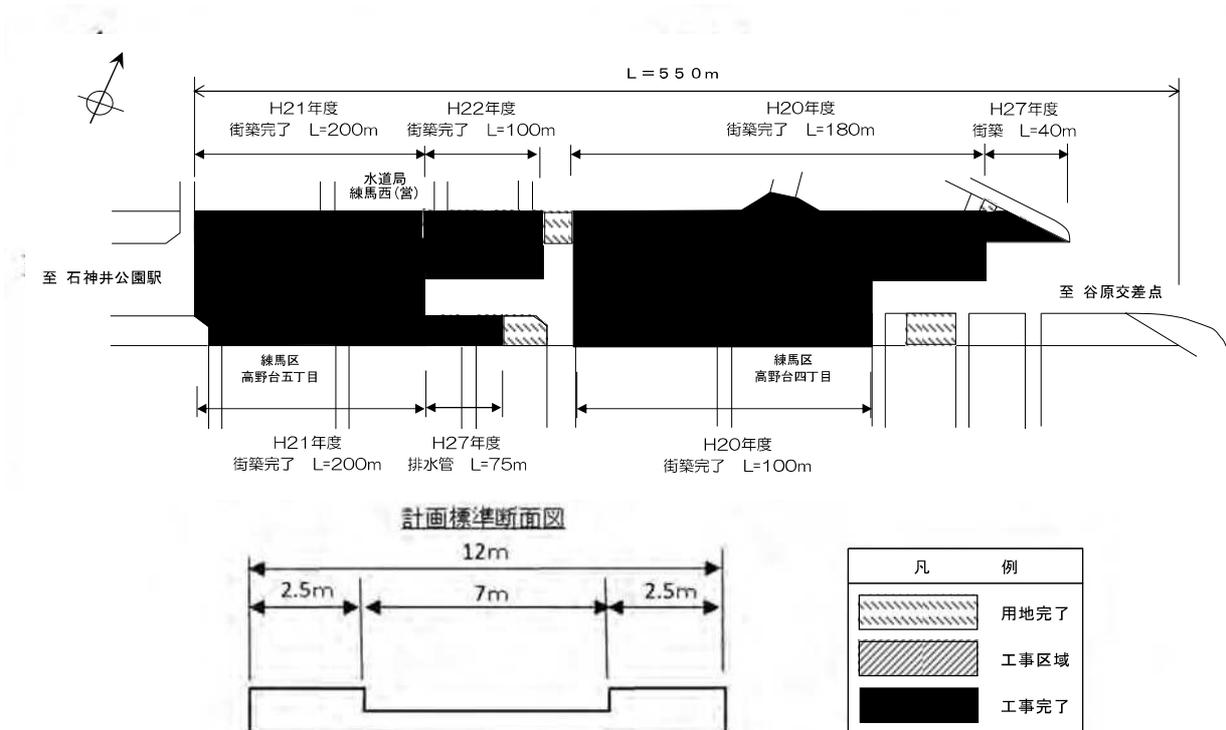
なお、取得した事業用地の一部可能な区間については、地域交通の安全性、利便性の向上を図るため暫定的に歩行者等に開放している。

《用地関係》

- ・平成12年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約92%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成19年度は、高野台四丁目の延長120m区間で排水管工事を実施した。
- ・平成20年度は、高野台四丁目の延長100m区間で道路改修工事を、高野台五丁目の延長180m区間で排水管設置工事を実施した。
- ・平成21年度は、高野台五丁目の延長200m区間で、道路改修工事を実施した。
- ・平成22年度は、高野台四丁目の延長130m区間で、道路改修工事を実施した。
- ・平成24年度は、高野台三丁目から五丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・平成27年度は、高野台四丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・平成28年度は、高野台四丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・令和2年度は、電線共同溝設計を実施した。
- ・令和3年度は、引き続き電線共同溝設計を実施し、電線共同溝工事を実施予定。



2 特定整備路線

特定整備路線は、「木密地域不燃化10年プロジェクト(※1)」において位置づけられたもので、「整備地域(※2)」の防災性向上を図る東京都施行の都市計画道路であり、防災上の整備効果が高い28区間25kmを選定し、2020(令和2)年度までの完成を目指し整備事業を開始した。

当事務所では、特定整備路線として補助73号線(池袋本町)など、7区間 約5.8kmが選定されている(事業中の補助81号線(南池袋)を含む)。

平成24年度末には、計画道路に掛かる土地所有者及び建物所有者を対象に「事前相談会」を開催し、特定整備路線の整備促進策である「生活再建等への特別支援の内容」などを説明し、事業への理解を得るとともに協力を要請している。

平成25年度、平成26年度に「事業及び測量説明会」を開催し、現況測量と用地測量を進め、平成26年度までにすべての特定整備路線の事業認可を取得し事業に着手している。

現在は、令和3年3月に策定された『「未来の東京」戦略』により、2025(令和7)年度全線整備を目標としている。

※1：「木密地域不燃化10年プロジェクト」

東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災を踏まえ、都民の生命と財産や都市機能を守り、木造住宅密集地域(以下「木密地域」という。)の改善を加速するため「木造地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を平成24年1月に策定した。

この方針の目的は、震災時に特に大きな被害が想定される「整備地域」を10年間の重点的・集中的な取組みにより「燃え広がらない・燃えないまち」にすることにある。

〈主な取組み内容〉

- ・延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備促進(特定整備路線)
- ・地元区と連携した市街地形成による不燃化促進(不燃化特区等)
- ・地域における防災まちづくりの気運醸成

※2：「整備地域」

地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域。東京都震災対策条例に基づき、「防災都市づくり推進計画」において指定している。

<管内の特定整備路線一覧>

路線名	箇所	所在区	整備地域	延長(m)	事業認可日
① 補助第81号線 (南池袋)	豊)南池袋二丁目～南池袋四丁目 (環状5の1～放射26)	豊島区	東池袋・大塚	260	H17.11.16
② 補助第26号線 (千早)	豊)千早四丁目～要町三丁目 (千早～放射36)	豊島区	南長崎・長崎 落合	460	H25.10.28
③ 補助第26号線 (南長崎)	豊)南長崎六丁目～長崎五丁目 (補助229～補助172)	豊島区	南長崎・長崎 落合	320	H26.3.24
④ 補助第73号線 (池袋本町)	豊)池袋本町二丁目～板)板橋一丁目 (放射8～放射9付近)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	1,070	H27.1.6
⑤-1 補助第82号線 (上池袋)	豊)上池袋三丁目～池袋本町三丁目 (環5の1付近～補助73)	豊島区	池袋西・池袋北 滝野川	640	H27.1.6
⑤-2 補助第82号線 (池袋本町)	豊)池袋本町三丁目～板)大山金井町 (補助73～環状6)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	490	H27.1.6
⑥ 補助第172号線 (長崎)	豊)長崎一丁目～長崎五丁目 (環状6～補助26)	豊島区	南長崎・長崎 落合	1,620	H27.1.6
⑦ 補助第81号線 (巣鴨)	豊)巣鴨四丁目～北)西ヶ原三丁目 (放射9～補助181)	豊島区 北区	西ヶ原・巣鴨	930	H27.2.24

第四建設事務所所管の特定整備路線位置図



(1) 補助81号線（南池袋）

補助81号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長3.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区南池袋二丁目から南池袋四丁目までの延長260m（計画幅員25m）の区間について、事業中の環状5の1号線と一体的に整備を図るため平成16年度に用地測量を行い、平成17年11月に事業認可を受け、事業に着手している。なお、平成24年度特定整備路線に選定されている。

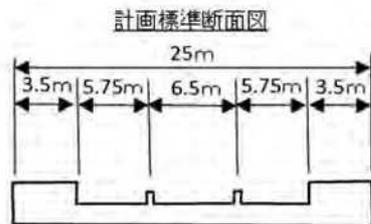
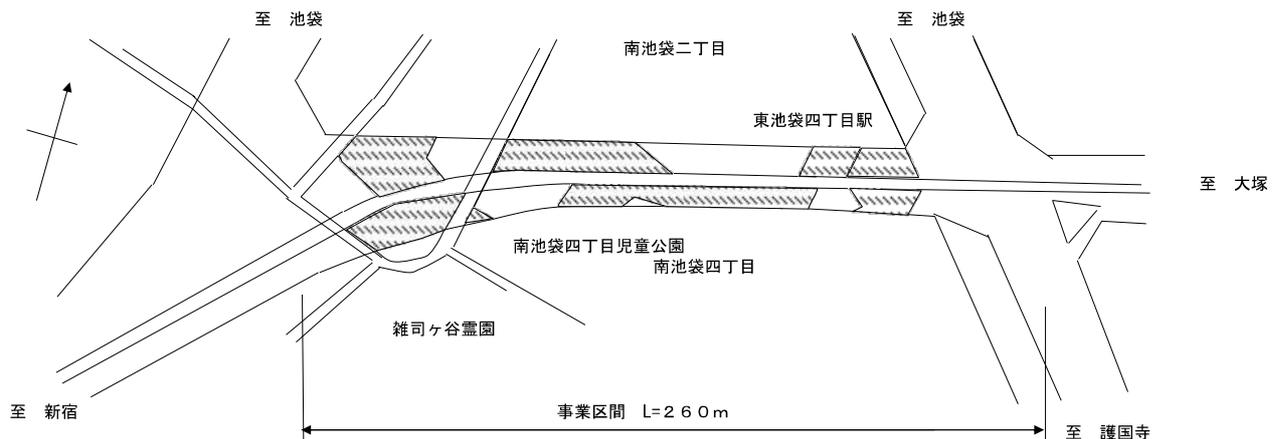
この整備により、当該路線に接続する環状5の1号線、補助81号線（都市整備局施行）の整備と併せて、整備地域となる「東池袋・大塚地域」における防災性の向上、地域の安全性、利便性の向上に大きな効果が期待される。

《用地関係》

- ・平成18年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約64%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和3年度は、引き続き都電荒川線の切り回し等について関係機関との協議を進める他、今後の工事に備え、工事用道路築造を予定している。



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(2) 補助26号線(千早)

補助26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長22.4kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区千早四丁目から要町三丁目までの延長460m(計画幅員20m)の区間について、特定整備路線として、平成25年10月に事業認可を取得した。

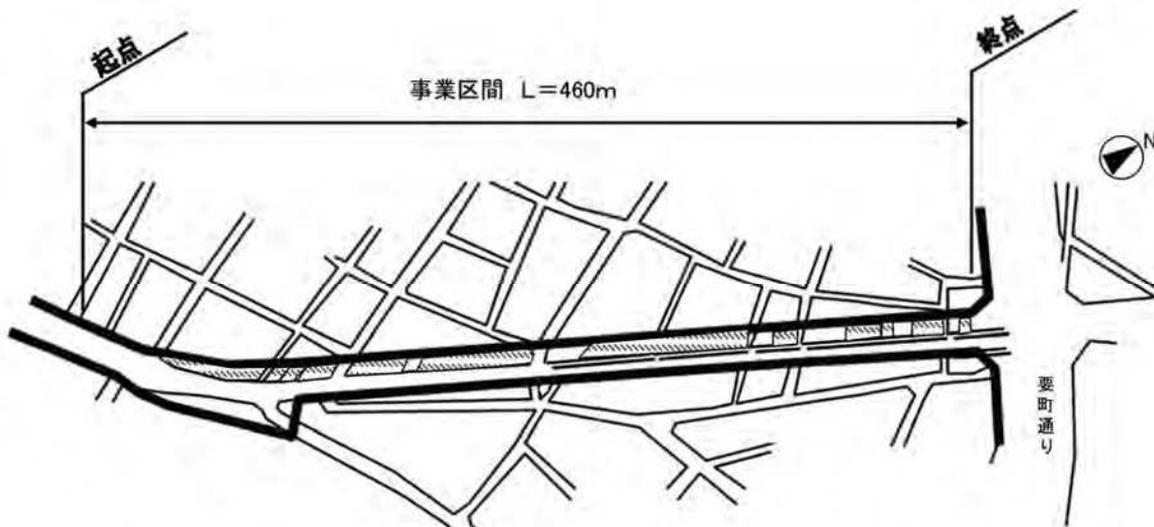
平成24年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

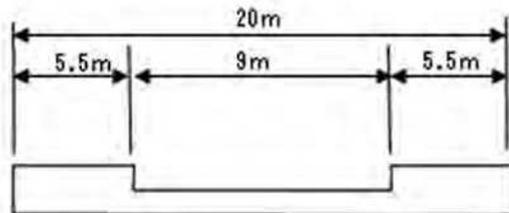
- ・平成25年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成26年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約81%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度から令和2年度にかけ、排水管及び電線共同溝設置工事を実施している。
- ・令和3年度は、排水管及び電線共同溝設置工事を発注するための道路設計や関係機関との協議を予定している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(3) 補助26号線（南長崎）

補助26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長22.4kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区南長崎六丁目から長崎五丁目までの延長320m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成26年3月に事業認可を取得した。

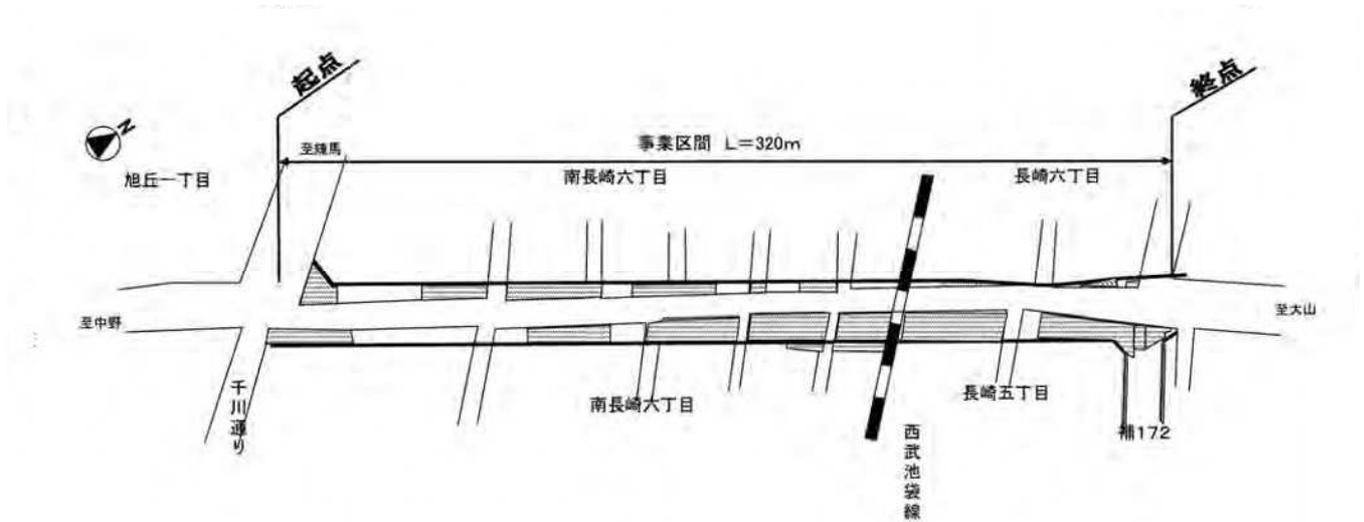
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

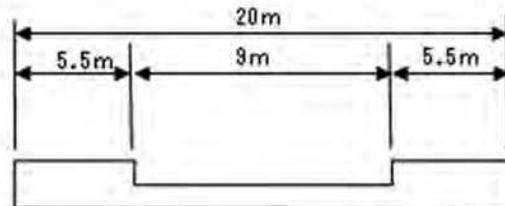
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査・物件調査を実施、用地取得に着手し、令和2年度末までに約73%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和3年度は、仮設歩道整備工事を予定している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(4) 補助172号線(長崎)

補助172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区长崎一丁目から長崎五丁目までの延長1,620m(計画幅員16m)の区間について、特定整備路線として、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

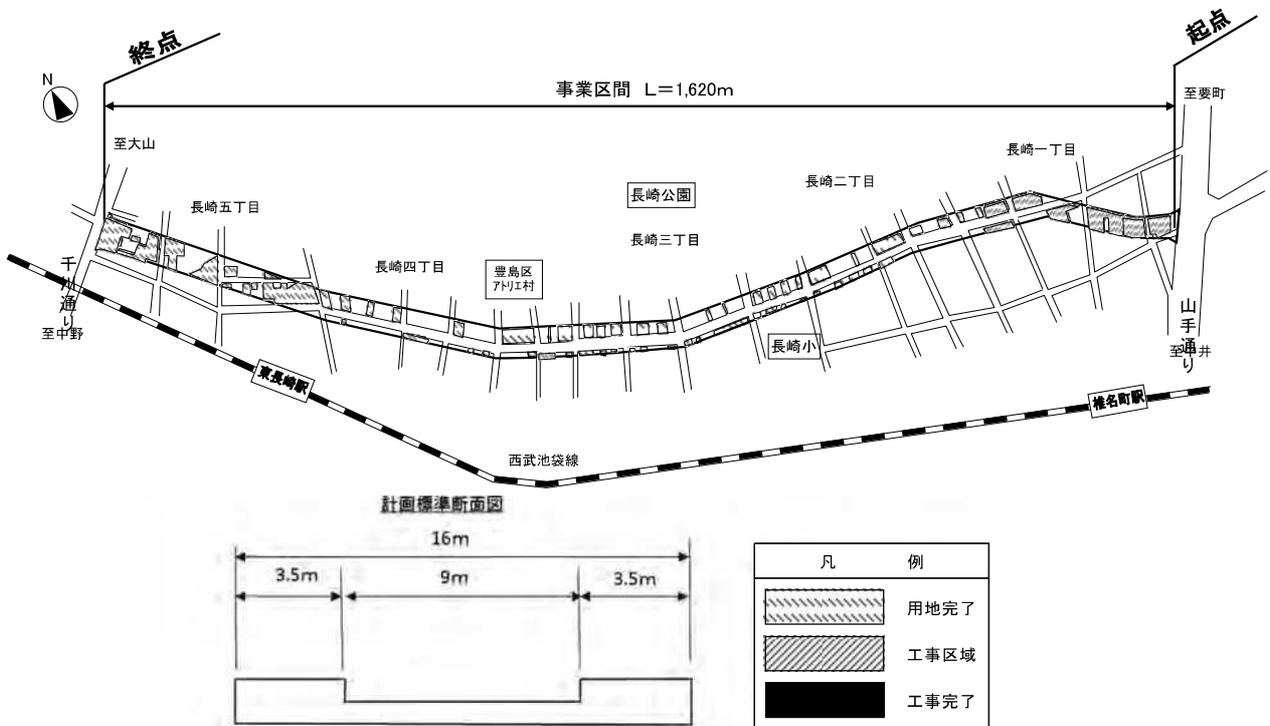
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和2年度末までに約59%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和3年度は、仮設歩道整備工事を予定している。



(5) 補助73号線（池袋本町）

補助73号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする延長10.8kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区池袋四丁目から板橋区板橋一丁目までの延長1,070m（計画幅員20～23m、立体交差部26m）の区間について、特定整備路線として、補助82号線（上池袋・池袋本町）と合わせ、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

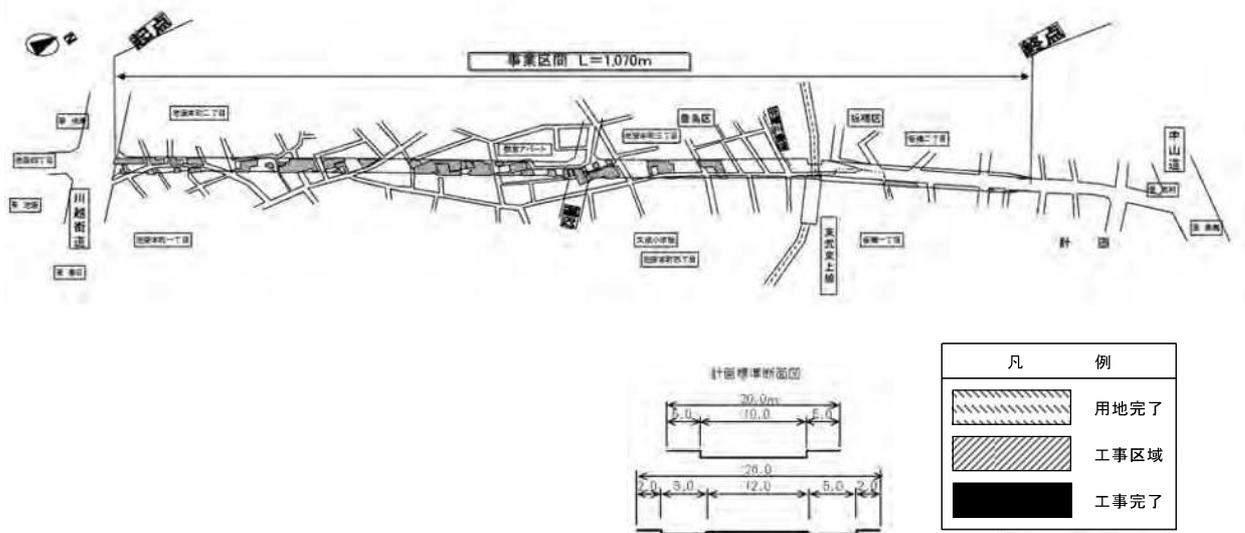
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和2年度末までに約49%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路、排水管等の工事に着手した。
- ・令和2年度は、仮設道路、排水管等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和3年度は、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路の工事を実施予定。



(6) 補助82号線（上池袋）（池袋本町）

補助82号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする延長2.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの延長1,130m（計画幅員15m、立体交差部24m）の区間について、上池袋区間（延長640m）と池袋本町区間（延長490m）に分け、特定整備路線として補助73号線（池袋本町）と合わせ、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

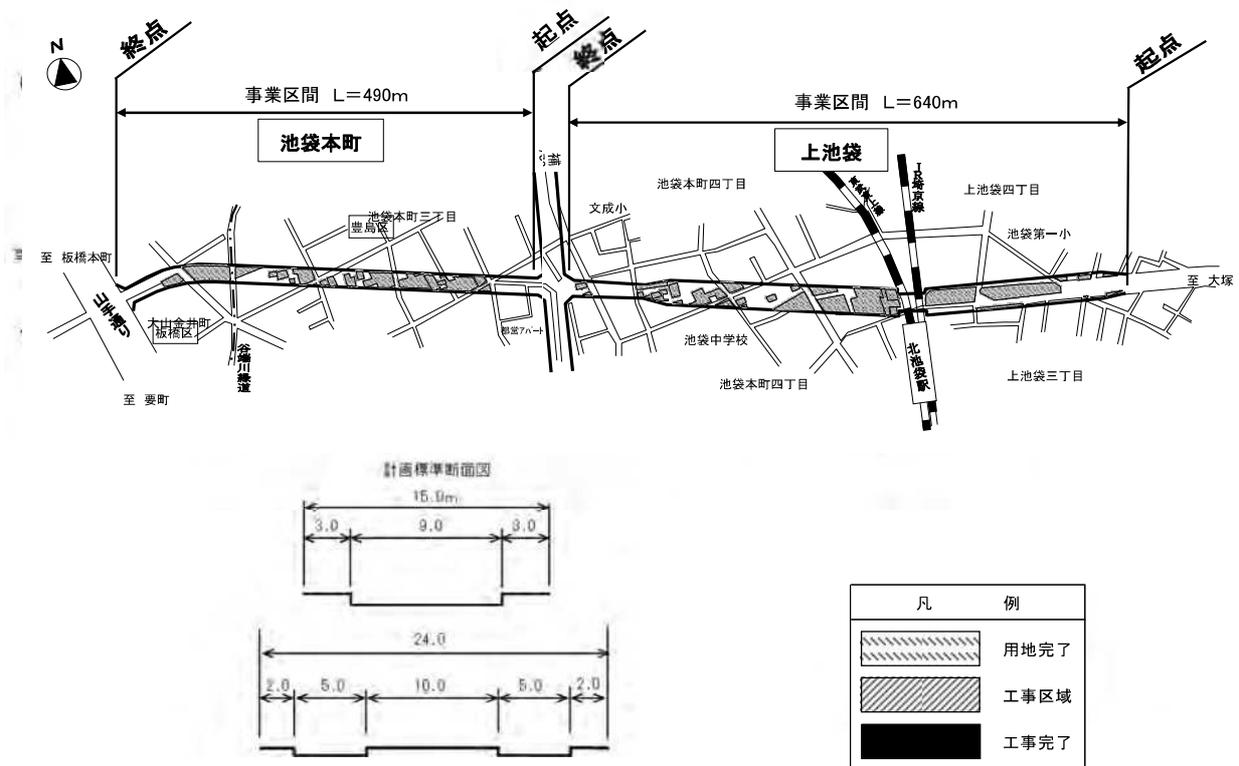
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和2年度末までに（上池袋：約55%）（池袋本町：約70%）取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成30年度は、暫定道路工事等に着手した。
- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路等の工事を実施した。
- ・令和2年度は、仮設道路等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和3年度は、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路の工事を実施予定。



(7) 補助81号線（巣鴨）

補助81号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長3.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区巣鴨四丁目から北区西ヶ原三丁目までの延長930m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成27年2月に事業認可を受け、事業に着手している。

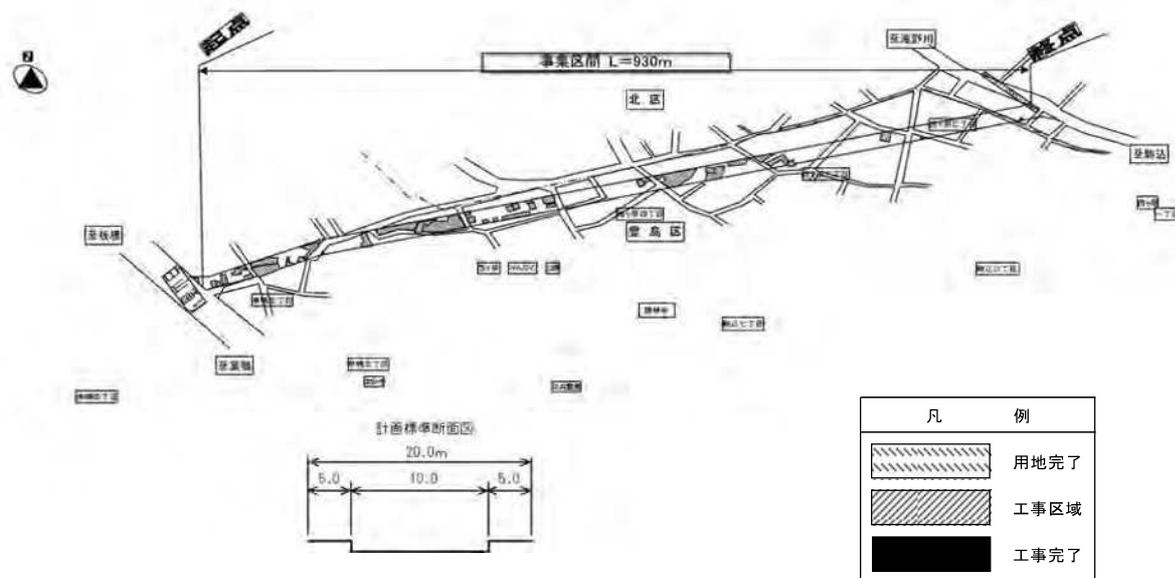
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和2年度末までに約31%取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路等の工事を実施した。
- ・令和2年度は、仮設道路等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和3年度は、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路の工事を実施予定。



3 歩道設置・交差点すいすいプラン

(1) 主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔目白橋〕

主要地方道8号線は、千代田区を起点とし、西東京市を終点とする都道で、都心から多摩方面に向かう東西方向の主要な道路である。（通称道路名 目白通り、富士街道）

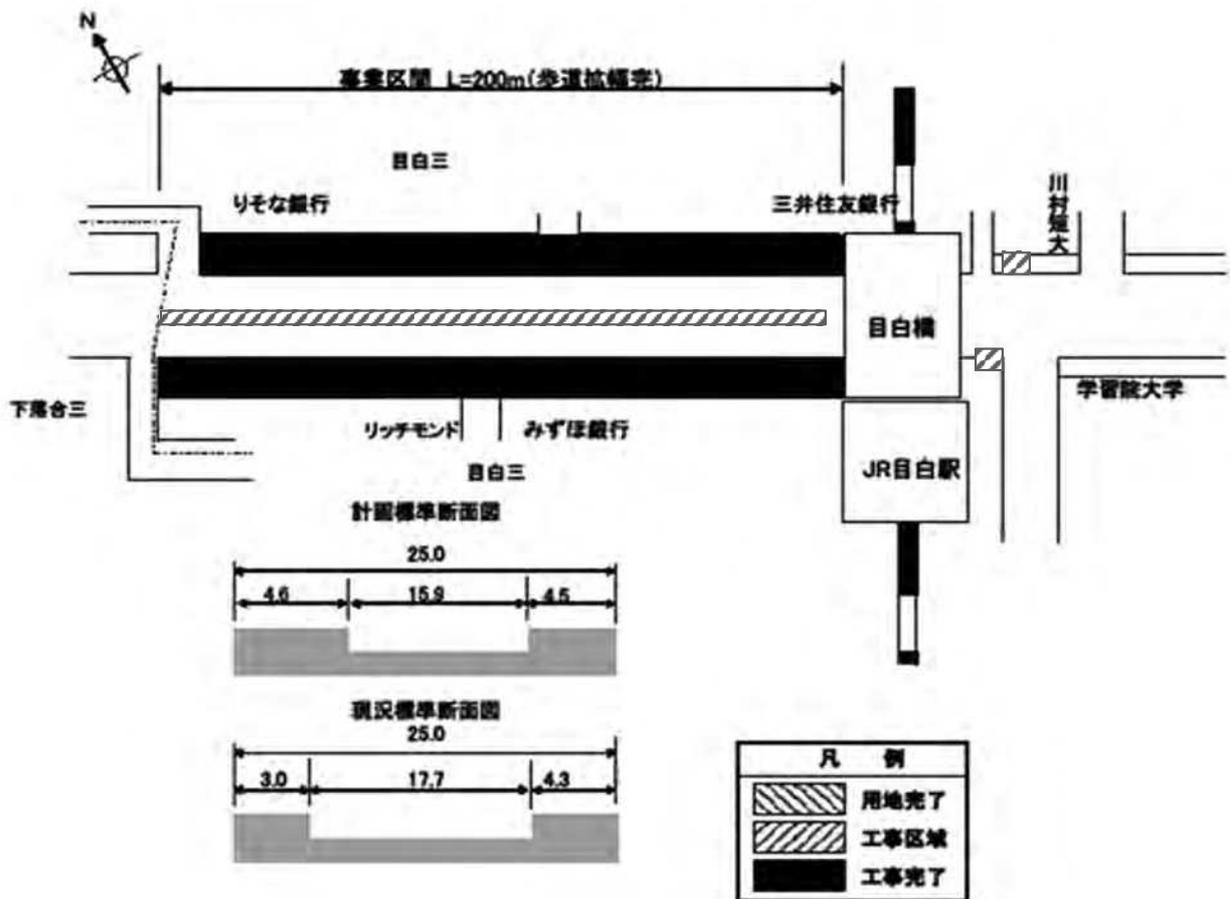
当事務所では、豊島区目白一丁目～三丁目までの延長200m（計画幅員25m）の区間について整備を進めており、平成8年度から橋梁整備事業として架替工事に着手し、平成12年度に橋梁部（JR委託分）の施工を完了している。

取付道路は、平成14年度に、学習院側の街築工事を実施し、17年度から、安全施設事業として、西側の歩道拡幅工事と電線共同溝工事を実施している。

- ・平成18年度は、北側の電線共同溝工事、南側の電線共同溝・歩道拡幅工事を実施した。
- ・平成19年度は、北側・南側とも引込・連系管工事を実施した。
- ・平成20年度は、北側・南側とも歩道整備工事を実施した。

工事に当たっては、地元町会等と駅周辺の整備方法について協議しながら事業を進めている。平成21年度、当該工事箇所において企業者工事が着手し、令和3年度から、企業者工事の進捗を踏まえながら同工事の復旧と併せ中央分離帯工事を実施する予定である。

また、かねてから地元町会等から強い要望があった目白駅前東側交差点の駅側の横断歩道の 신설について、所轄警察署、警視庁とも連携を図り、横断歩道設置に向けた歩道部の改良工事を実施する。



(2) 特例都道池袋谷原線 (441号) [春日町]

特例都道441号線は、豊島区東池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする都道で、地域の生活に密着した地域幹線道路である。

当事務所では、練馬区春日町五丁目から高松四丁目までの延長780m(計画幅員11m)の区間について、平成19年度から事業に着手している。

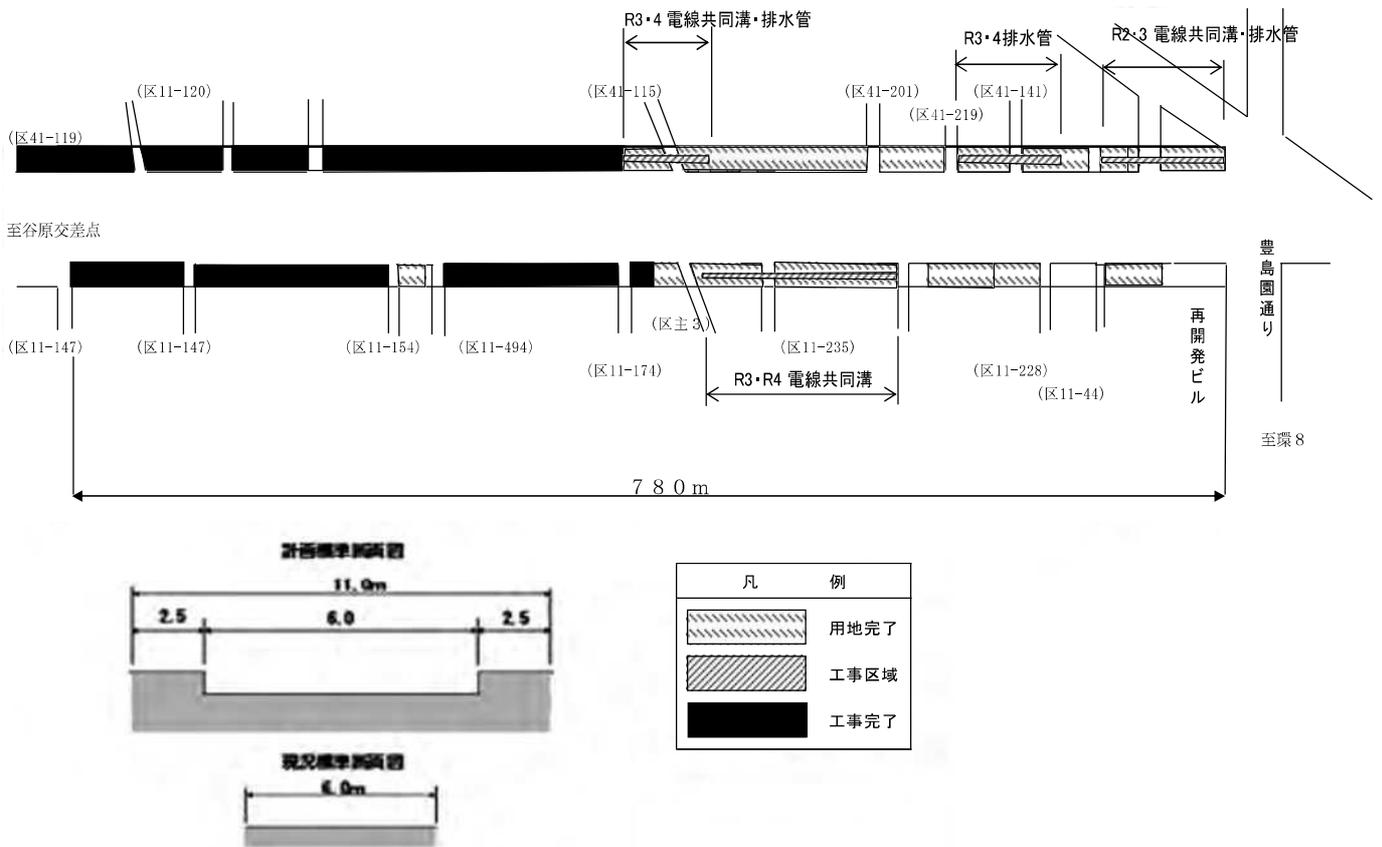
この整備により現幅員 6mの道路を11mに拡幅し、両側にそれぞれ幅員 2.5mの歩道を設置することにより、地域の安全性、利便性の向上などの効果が期待される。

《用地関係》

- ・令和2年度末までに約95%の用地を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成22年度に春日町五丁目、高松二丁目の一部区間において、排水管工事(165m)を実施した。
- ・平成24年度は、排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成25年度は、排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成26年度は、排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成30年度は、歩道整備工事(街きょ工、車道舗装工、歩道舗装工)を実施した。
- ・令和3年度は、排水管及び電線共同溝工事を予定。



(3) 主要地方道練馬川口線（68号）〔土支田〕

主要地方道68号線は、練馬区を起点とし、埼玉県川口市を終点とする都県道で、埼玉県に至る主要な幹線道路である。別荘橋通りから笹目通りまでの北方約1.0km区間の歩道整備事業は、平成14年度に完成している。

当事務所では、練馬区土支田三丁目～大泉町二丁目までの延長220m（計画幅員12m）の区間について補助230号線（大泉町）の事業化に併せ、平成19年度に現況測量を実施し平成21年度は、道路線形を確定し用地測量を行い、平成22年度に事業着手している。

この整備により、交差する補助230号線と土支田通りとの交差点部の歩道および右折レーンの設置などを行うことから、交通混雑の緩和、歩行者等の安全性、利便性の向上などに効果が期待される。

《用地関係》

- ・令和2年度末までに約67%の用地を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度は、補助230号線（大泉町）の事業の進捗に合わせ、引き続き設計や関係機関との協議を進めた。
- ・令和2年度は、歩道整備工事及び電線共同溝設置工事を実施した。
- ・令和3年度は、引き続き歩道整備工事及び電線共同溝設置工事を実施する。



(4) 特例都道赤羽西台線(447号)〔舟渡〕 第3次交差点すいすいプラン(舟渡交差点)

特例都道447号線は、北区赤羽二丁目を起点とし、板橋区相生町を終点とする都道で、地域の幹線道路として国道17号の交差点付近を中心に交通混雑が激しい路線である。

当事務所では、板橋区舟渡三丁目地内の延長150m(計画幅員16m)の区間について、第2次交差点すいすいプランによる右折レーンの設置、歩道の整備を中心に平成18年度に用地測量を行い、平成20年度から事業に着手している。

この整備により国道17号との交差点による交通混雑の緩和、バス等公共交通の定時性の確保等の効果が期待されている。

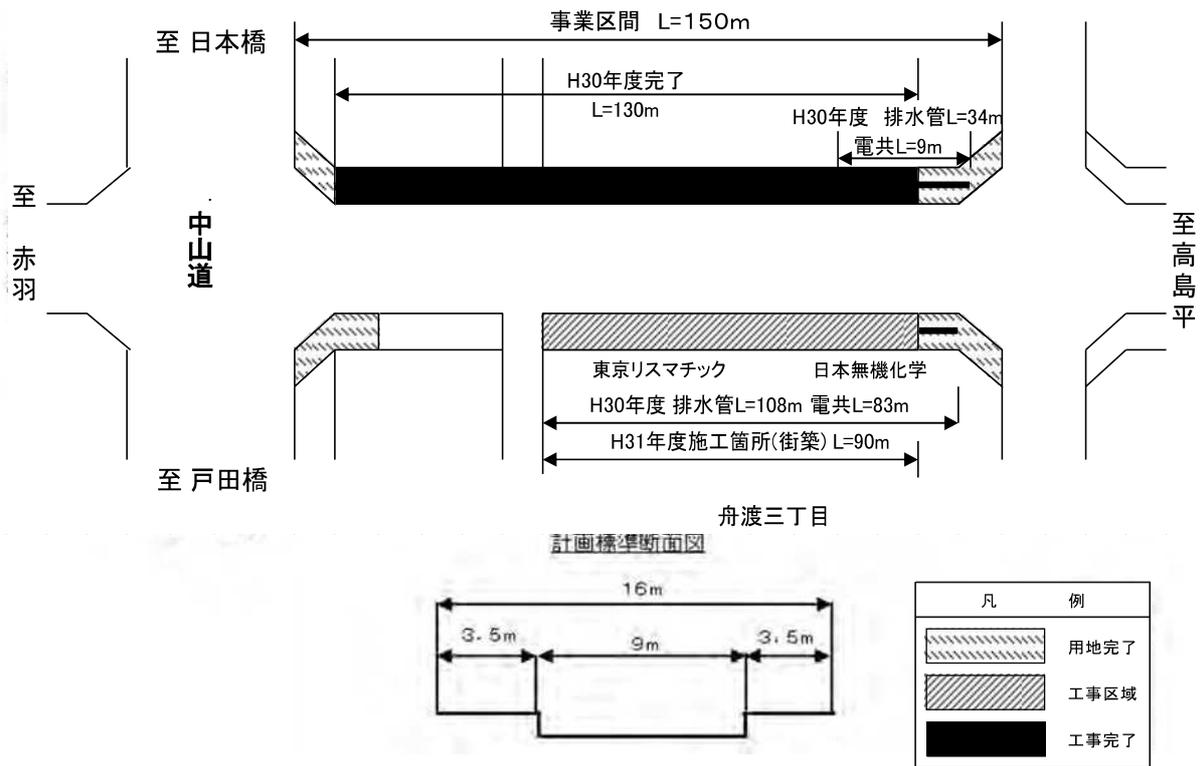
平成27年3月、「第3次交差点すいすいプラン」が策定され、第2次計画において事業実施中の箇所については継続箇所として、引き続き選定された。

《用地関係》

- ・令和2年度末までに、約92%の用地を取得した。
- ・令和3年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成23年度は、電線共同溝及び排水管工事を実施した。
- ・平成30年度は、電線共同溝工事、排水管工事及び街築工事を実施した。
- ・平成31年度は、街築工事を実施した。



MEMO

4 路線別令和3年度執行予定及び令和2年度実績

(1) 道路建設関係路線別令和3年度執行予定

科 目	路 線	用地規模	工事規模
道 路 整 備	主8(石神井)	0 m ² 0 棟	電線共同溝設置工事
	主8(高野台)	27 m ² 1 棟	電線共同溝設置工事
	計	27 m ² 1 棟	
街 路 整 備	放7(大泉)	1,079 m ² 1 棟	街築及び電線共同溝設置工事
	放7・補134 (谷原交差点)	0 m ² 0 棟	—
	放9(巣鴨)Ⅲ期	58 m ² 1 棟	共同溝換気口移設、電線共同溝設置工事
	放35(早宮・北町)	468 m ² 1 棟	街築工事、設備工事
	放射35・36号線 (小茂根・早宮)	3,377 m ² 12 棟	橋梁下部工事
	環5の1(雑司が谷)Ⅱ期	65 m ² 0 棟	地下道路築造に伴う立坑工事 千登世小橋改良工事
	補133(中村南)	1,469 m ² 18 棟	—
	補156(南大泉)	60 m ² 1 棟	—
	補172(早宮)	844 m ² 1 棟	街路築造工事
	補230(大泉町)Ⅰ期	814 m ² 14 棟	街築及び電線共同溝設置工事
	補230(大泉町)Ⅱ期	3,081 m ² 27 棟	—
	補233(大泉学園町)	2,052 m ² 4 棟	—
	補81(南池袋)	487 m ² 7 棟	—
	補26(千早)	431 m ² 9 棟	排水管及び電線共同溝設置工事
	補26(南長崎) ※	410 m ² 4 棟	排水管設置工事
	補172(長崎) ※	3,600 m ² 75 棟	仮歩道設置及び排水管設置工事
	補73(池袋本町)	2,926 m ² 100 棟	仮設道路及び排水管設置工事
	補82(上池袋)	1,726 m ² 22 棟	仮設道路等工事
	補82(池袋本町)	740 m ² 10 棟	仮設道路工事
	補81(巣鴨)	2,508 m ² 77 棟	仮設道路等工事
計	26,195 m ² 384 棟		
交 通 安 全	主68(土支田)	92 m ² 1 棟	歩道整備及び電線共同溝設置工事
	特441(春日町)	36 m ² 1 棟	排水管設置及び電線共同溝設置工事
	特447(舟渡)	24 m ² 0 棟	—
	計	152 m ² 2 棟	
合 計		27,426 m ² 387 棟	

※ 補26(南長崎)、補172(長崎)の測量及び用地取得については、(公財)東京都道路整備保全公社へ委託

(2) 道路建設関係路線別令和2年度実績

科 目	路 線	用地規模	工事規模
道 路 整 備	主 8 (石神井)	0 m ² 0 棟	——
	主 8 (高野台)	0 m ² 0 棟	——
	計	0 m ² 0 棟	
街 路 整 備	放 7 (大泉)	825 m ² 2 棟	街築及び電線共同溝設置工事
	放 7・補 1 3 4 (谷原交差点)	0 m ² 0 棟	——
	放 9 (巢鴨)Ⅲ期	65 m ² 0 棟	暫定街築及び電線共同溝設置工事
	放 3 5 (早宮・北町)	175 m ² 0 棟	街築工事、設備工事
	放射 3 5・3 6 号線 (小茂根・早宮)	3,741 m ² 10 棟	橋梁下部工事
	環 5 の 1 (雑司が谷)Ⅱ期	0 m ² 0 棟	地下道路築造工事 (豊島区役所前) 千登世小橋改良工事
	補 1 3 3 (中村南)	265 m ² 2 棟	——
	補 1 7 2 (早宮)	0 m ² 0 棟	街築及び電線共同溝設置工事
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅰ期	160 m ² 2 棟	街築及び電線共同溝設置工事
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅱ期	335 m ² 2 棟	——
	補 2 3 3 (大泉学園町)	570 m ² 6 棟	——
	補 8 1 (南池袋)	157 m ² 4 棟	——
	補 2 6 (千早)	264 m ² 8 棟	排水管及び電線共同溝設置工事
	補 2 6 (南長崎)	236 m ² 0 棟	——
	補 1 7 2 (長崎)	1,553 m ² 19 棟	——
	補 7 3 (池袋本町)	1,490 m ² 19 棟	仮設道路及び排水管設置工事
	補 8 2 (上池袋)	401 m ² 8 棟	仮設道路等工事
	補 8 2 (池袋本町)	341 m ² 5 棟	仮設道路等工事
	補 8 1 (巢鴨)	1,226 m ² 12 棟	仮設道路等工事
	計	11,804 m ² 99 棟	
交 通 安 全	主 6 8 (土支田)	0 m ² 0 棟	歩道整備及び電線共同溝設置工事
	特 4 4 1 (春日町)	0 m ² 0 棟	——
	特 4 4 7 (舟渡)	0 m ² 0 棟	——
	計	0 m ² 0 棟	
合 計		11,804 m ² 99 棟	

V 河川の管理（管理課、工事第二課所管）

当所の管理河川は、一級河川の新河岸川と公有土地水面としての千川上水である。また管理区域は、新河岸川では左岸4.7km（板橋区新河岸三丁目埼玉県境～板橋区舟渡一丁目北区境）と右岸6.3km（板橋区三園二丁目埼玉県境～板橋区小豆沢四丁目北区境）であり、千川上水は練馬区関町南二丁目伊勢橋上流端より板橋区板橋一丁目北区境までの流路延長13.8kmである。

当所管内には、そのほかに一級河川である石神井川と白子川が流れているが、両河川は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき練馬区または板橋区が管理している。

なお、白子川のうち比丘尼橋下流調節池と白子川地下調節池は当所が管理している。

河川管理の事務としては、河川管理事務、河川占用事務、河川監察、河川財産管理及び河川の維持修繕等があり、この概要は次のとおりである。

1 河川管理事務

河川管理の目的は、主として水害からの住民の生命と財産を守ることにある。このため、洪水や高潮等による災害の発生を未然に防止するために河川管理施設を適正に管理保全するとともに、憩いの場としての環境整備等も配慮し、河川の正常な機能確保に努めている。

河川管理実務としては次のようなものがある。

- (1) 河川及び河川保全区域並びに千川上水の管理、調査
- (2) 不法占用等の監督処分
- (3) 不法係留船の対応
- (4) 河川台帳の管理、閲覧
- (5) 河川区域の境界立会い及び河川区域証明
- (6) 河川区域内国有地・都有地の境界確定
- (7) その他陳情・苦情等の処理

2 河川占用事務

- (1) 河川法及び東京都公有土地水面使用等規則に基づく占使用等の許可・承認
- (2) 河川法第20条及び東京都公有土地水面使用等規則に基づく工事（自費工事）の承認
- (3) 新河岸川の河川保全区域については、両岸河川敷より外側へ20mの土地が指定されており、土地掘削・工作物の新築等について規制している。

これら許可・承認を通じて占使用の適正化について行政指導を行い、河川の保全に努めている。

なお、令和元年度の占用許可、自費工事の承認及び河川保全区域内行為の許可状況は、次の実績表のとおりである。

令和2年度河川占用実績表

(単位：円)

河川名 占使用者名		新河岸川		千川上水		区管理河川				合計		
		許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収 件数	石神井川		白子川		許可 件数	徴収 件数	調定額
						許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収 件数			
国・地方公共団体等		42	-	65	-	1	-	4	-	112	-	-
企業	水道局	12	-	143	-	-	-	-	-	155	-	-
	下水道局	24	-	13	-	1	-	-	-	38	-	-
	東京電力パワーグリッド(株)	23	23	41	41	-	-	-	-	64	64	49,105,408
	東京ガス(株)	8	8	9	9	-	-	-	-	17	17	9,032,372
	東日本電信電話(株)	10	10	48	48	-	-	-	-	58	58	9,752,628
	その他電気通信事業者等	7	7	21	21	-	-	-	-	28	28	2,573,428
一般		4	4	60	60	-	-	-	-	64	64	10,228,338
計		130	52	400	179	2	-	4	-	536	231	80,692,174
河川流水占用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		130	52	400	179	2	-	4	-	536	231	80,692,174

※ 継続中を含む

令和2年度河川自費工事实績表

河川名 工事者名	新河岸川 (件数)	千川上水 (件数)	計 (件数)	備考
国・地方公共団体等	0	0	0	
企業	0	4	4	
一般	1	3	4	
計	1	7	8	

令和2年度河川保全区域内行為実績表

河川名 工事者名	新河岸川 (件数)	備考
国・地方公共団体等	2	
企業	4	
一般	3	
計	9	

3 河川監察

一級河川の新河岸川及び公有土地水面の千川上水について不正使用、ゴミ投棄その他違反行為の是正を図るため、パトロールによる監察指導を行っている。

4 先行取得用地等の管理

先行取得用地

石神井川	1筆	117.65㎡
------	----	---------

5 河川の維持修繕

河川の保全のため、法面防護、除草及びゴミ投棄防止柵の設置、その他の維持業務を実施している。

VI 河川の整備（用地第一課、工事第二課所管）

当所所管の河川は、荒川水系一級河川の石神井川、新河岸川、白子川の3つの中小河川と法定外公共物の千川上水である。このうち、石神井川などの中小河川では、都市化の進展に伴い、流域の保水・遊水機能が低下し、河川へ大量の雨水が短時間に集中する「都市型水害」が発生している。

平成5年8月の台風11号による記録的な大雨は、首都圏の地下鉄やJR各線などの交通網を寸断し、都市機能をマヒさせる典型的な「都市型水害」をもたらした。

また、近年は短時間に記録的な大雨をもたらす局地的集中豪雨が多発しており、なかでも平成17年9月には、当所管内の石神井川上流部、西武新宿線武蔵関駅付近で浸水面積約4.4haに及ぶ水害が、平成22年7月には、石神井川の最下流部、北区内の溝田橋下流右岸で溢水し、660棟もの床下床上浸水が発生した。

このような状況を背景に、「中小河川における都の整備方針（平成24年11月策定）」において、区部河川の目標整備水準を時間50ミリ降雨から75ミリの降雨に引き上げられ、時間50ミリを超える部分の対策については、調節池や流域対策により対応することが基本となった。この方針に基づき、石神井川、白子川において河川整備計画を策定している。

当所管内の中小河川流域においては、護岸の整備などを引き続き推進するとともに、白子川の地下調節池を平成29年度より運用を開始しており、さらに、石神井川では平成30年度より75ミリの降雨に対応した城北中央公園調節池の工事に着手するなど、治水安全度の向上に努めているところである。

沿川の用地取得は、事業を進めるうえで必要不可欠であるが、関係住民の補償要求が多様化しているほか、個々の生活再建もそれぞれ事情があり、移転に相当の日数を要している。

また、事業に対する住民の要望も、高度化かつ多様化しているなか、整備にあたっては、治水上の能力向上と合わせて、緩やかな傾斜の護岸を整備したり、管理用通路を緑豊かな遊歩道として整備するなど、親水性や動植物の生息・育成に配慮した川づくりを行っている。

1 石神井川（P59～61図一参照）

石神井川は、小平市内にその源を発し、西東京市を経て当所管内の練馬区・板橋区を流下し、北区内で隅田川に合流する総延長25.2km（うち当所管内17.4km）、流域面積73.1km²の都内の中小河川としては、比較的大きな河川である。

石神井川における時間あたり50ミリの降雨に対処する本格的改修事業は、管内では昭和41年に下流から順次進めており、現在、螢橋～扇橋及び扇橋～本立寺橋の2事業認可区間で事業を行っている。このうち、平成20年度から工事着手した螢橋～扇橋区間については、松之木橋上流、愛宕橋下流の護岸工事が令和2年度に完成し、螢橋～愛宕橋上流区間の護岸整備が完了した。平成31年度から小ヶ谷戸橋上下流の護岸整備と小ヶ谷戸橋の架替工事に着手している。また、平成21年度に新規事業認可を取得した扇橋～本立寺橋区間については、設計・測量等の調査・委託業務及び用地取得を引き続き実施するとともに、平成26年度から都営上石神井アパート付近の豊城橋～西豊城橋において、護岸整備を実施している。さらに、平成31年度から特に流下能力が不足している曙橋付近の整備に着手している。

また、平成22年7月の集中豪雨を契機とした緊急豪雨対策として事業化された石神井川から白子川地下調節池への取水施設の整備を行い、平成28年度末に取水が可能になり、平成29年度より運用を開始した。

◎ 螢橋～扇橋（1,140m 平成16年5月事業認可）

工事件名 石神井川整備工事(その164) H31～R3年度 小ヶ谷戸橋上下流 85m
石神井川整備工事に伴う小ヶ谷戸橋PCけた製作・架設工事 R2・3年度 けた製作架設1基
令和2年度末事業認可区間工事完成延長 1,040m（進捗率 約92%）
平成16年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約99%を取得した。

◎ 扇橋～本立寺橋（1,400m 平成21年11月事業認可）

工事件名 石神井川整備工事(その163) H30～R3年度 集い橋上流右岸 170m
石神井川整備工事(その165) R2～R4年度 曙橋上下流 90m（うち橋梁6m）
石神井川整備工事(その166) R3・R4年度 扇橋上流 40m
石神井川整備工事(その167) R3・R4年度 集い橋上流左岸 85m
令和2年度末事業認可区間工事完成延長 100m（進捗率 約7%）
平成23年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約51%を取得した。

2 新河岸川（P62図一参照）

新河岸川は、埼玉県狭山市、川越市を流下し板橋区で東京都に入り、北区内で隅田川に合流する延長33.7kmで、支川に白子川の他10河川を持つ、比較的大きな中小河川である。

このうち、当所管内は、板橋区小豆沢四丁目地先の北区境から白子川が合流する埼玉県境間の延長6.3kmの区間である。

本川は、昭和55年度に総合治水対策特定河川に指定され、同年度から本格改修に着手し、当所管内の改修事業は埼玉県境の17m区間を除きほぼ完了している。

なお、白子川合流点～平成橋間の大部分は、護岸の余裕高が不足していたことから、平成19年度より余裕高不足箇所の護岸整備工事（嵩上げ工事）を行い、平成25年5月に完成した。

また、現在河川管理施設点検結果に基づき、護岸等の補修が必要な箇所について防災工事を行っている。今年度は、志村橋下流右岸の防災工事を実施する。

工事件名 新河岸川防災工事（3-1） R3年度 志村橋下流右岸 500m

3 白子川（本川）（P63～65図一参照）

白子川は、練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発し、埼玉県和光市内に入ったのち、板橋区との都県境に沿って流下し新河岸川に合流する延長10km、流域面積25km²の中小河川である。

平成12年度に比丘尼橋下流調節池を供用開始したことにより、平成14年度より比丘尼橋上流調節池上流の護岸整備に着手した。

平成21年度に河川予定地に指定した御園橋から一新橋までの区間については、これまでに学園橋から前田橋間の護岸整備が完了している。平成30年度から、前田橋上流の用地を搬入路として使用し、上流に向け護岸整備に着手し、引き続き令和3年度は、東西橋上下流において護岸工事を実施する。

工事進捗を踏まえ、用地取得及び調査・設計等の委託業務を進めていく。

また、新河岸川合流点から三園橋間においては、平成27年度より、新河岸川の護岸高さに合わせた護岸整備工事（嵩上げ工事）を行っており、今年度の工事により、この区間の護岸嵩上げ工事がすべて完了する。

◎ 御園橋～一新橋 (900m 平成21年11月河川予定地指定)

工事件名 白子川整備工事(その136) その2 R2・3年度 東西橋下流 50m
白子川整備工事(その137) R3～5年度 東西橋上下流 50m(うち橋梁1基)
平成22年度より用地取得に着手し、令和2年度末までに約54%を取得した。

◎ 落合橋～三園橋 (600m)

工事件名 白子川護岸整備工事(その105の7) R2・R3年度 護岸嵩上げ 120m

4 白子川調節池群 (P66図一参照)

白子川の整備計画では、河積を拡大して洪水を安全に流下させる河道整備と併せて、調節池を設置し、治水安全度を向上させることとしている。洪水の一部を貯留する白子川調節池の設置により下流への洪水負担を軽減するとともに、調節池群上流の河道整備を推進している。

◎ 比丘尼橋上流調節池

比丘尼橋上流調節池は、掘込式の洪水調節池であり昭和60年度末に完成、供用を開始した。
なお、平常時は練馬区の区立公園として活用している。

比丘尼橋上流調節池規模

調節容量 34,400m³ 敷地面積 22,000m²

◎ 比丘尼橋下流調節池

比丘尼橋下流調節池は、地下式の大規模調節池であり昭和63年度に事業に着手し、平成14年7月末に完成した。調節池の上部は区立公園として利用されている。

なお、比丘尼橋下流調節池は完成後相当年数が経過していることから、「河川構造物(地下調節池)の予防保全計画(設備編)」に基づき、平成30年度から電気設備の更新工事を実施している。

比丘尼橋下流調節池規模

調節容量 212,000m³ 敷地面積 15,400m²

工事件名 比丘尼橋下流調節池設備更新工事(その3) R3・4年度 監視制御設備更新
比丘尼橋下流調節池設備更新工事(その4) R3・4年度 電気設備更新

◎ 白子川地下調節池

白子川地下調節池は、目白通りの地下に設置するトンネル式の大規模施設である。整備工事については、平成3年度より発進立坑工事に着手した。また、平成7年度より比丘尼橋下流調節池と立坑をつなぐ連結管(全長125m、内径6mのシールドトンネル)に着手し、平成10年度に完了した。

その後、財政状況の悪化により事業は中断していたが、平成21年度に事業を再開し、平成22年度からシールドトンネル及び到達立坑工事を実施し、平成25年度に完了した。以降、立坑内部構築工事や排水設備工事を実施し、平成29年度より運用を開始した。

白子川地下調節池規模

調節容量 212,000m³ トンネル規模 内径10m 延長3.2km

5 城北中央公園調節池（P67図一参照）

城北中央公園調節池は、石神井川河川整備計画に基づき、1時間75ミリの降雨に対応した施設として、石神井川右岸側の都立城北中央公園の地下に躯体を建設し、地上部は、都市計画公園として、整備を行う予定である。

平成26年度に地質調査と基本設計を実施し、平成27年度に詳細設計を実施した。平成28年度から準備工事に着手し、平成30年度より調節池（一期）の本体工事（ニューマチックケーソン工法、2函同時施工）を進めている。また、今年度より調節池（二期）の設計に着手していく。

城北中央公園調節池規模

調節容量	約250,000m ³ （一期：90,000m ³ 、二期：160,000m ³ ）
敷地面積	約2.0ha

工事件名 城北中央公園調節池本体（一期）工事その2 H30～R6年度 本体躯体工

6 環状七号線地下広域調節池

環状七号線地下広域調節池は、3流域（神田川、石神井川、白子川）の河川整備計画に基づき、1時間75ミリの降雨に対応した施設として、第四建設事務所管内の既存の白子川地下調節池と第三建設事務所管内の神田川・環状七号線地下調節池を新たなトンネル（石神井川区間）で連結して「広域調節池」として整備し、調節池の機能を流域間で相互に活用するものである。なお、これにより3流域間で貯留容量の相互融通が可能となり、1時間75ミリを超える集中豪雨にも効果を発揮する。

河川部や第三建設事務所と連携し、平成27年12月に都市計画決定、事業説明会、用地測量を経て、平成28年4月に石神井川区間の事業認可を取得した。平成28年度より第三建設事務所にて調節池（石神井川区間）本体工事を進めている。

第四建設事務所においては、白子川地下調節池を広域調節池として再整備するため令和2年度より基本設計に着手し、今年度も引き続き設計を進めていく。また、必要となる権利設定（地上権設定）については、令和2年度に完了した。

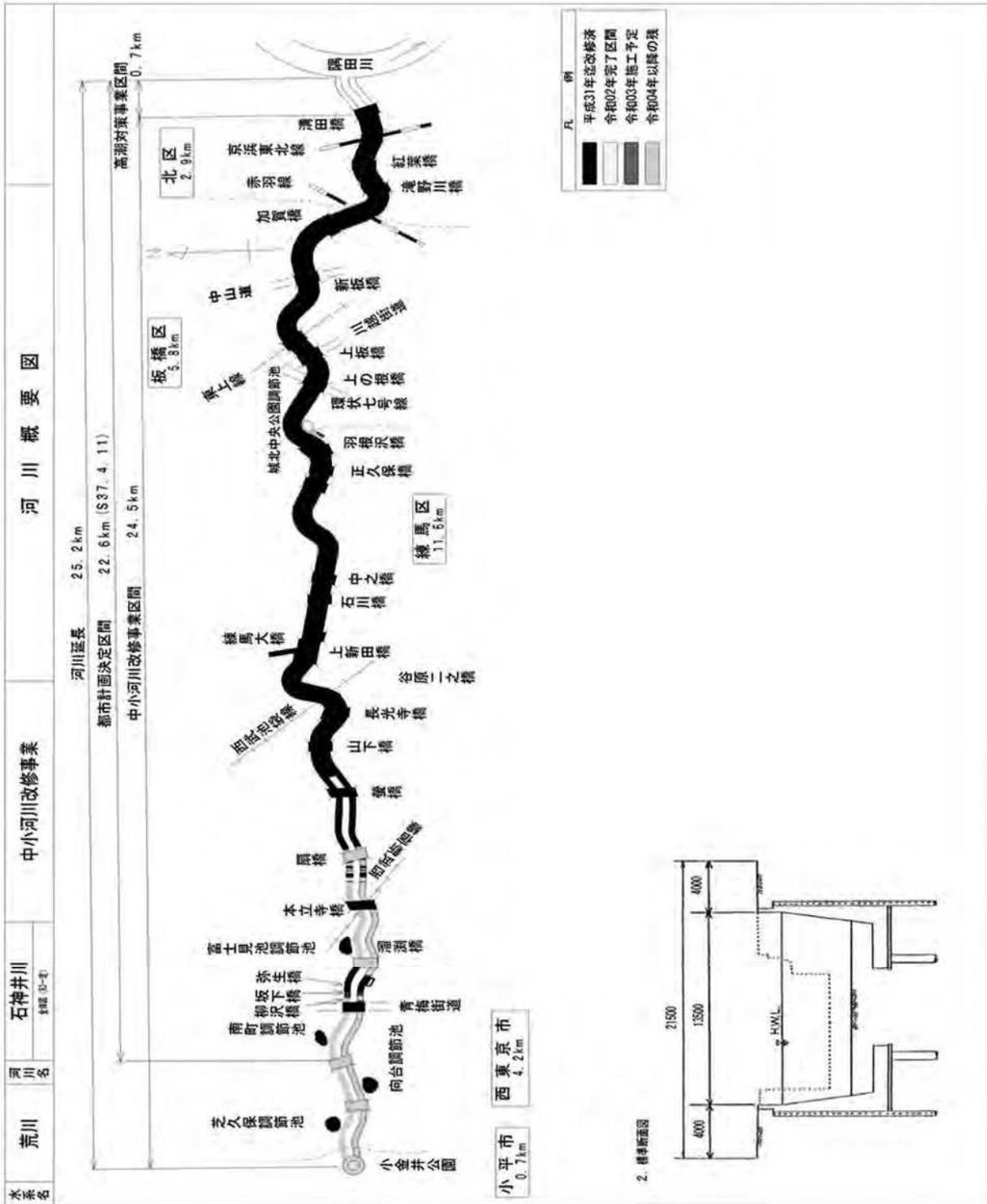
環状七号線地下広域調節池規模

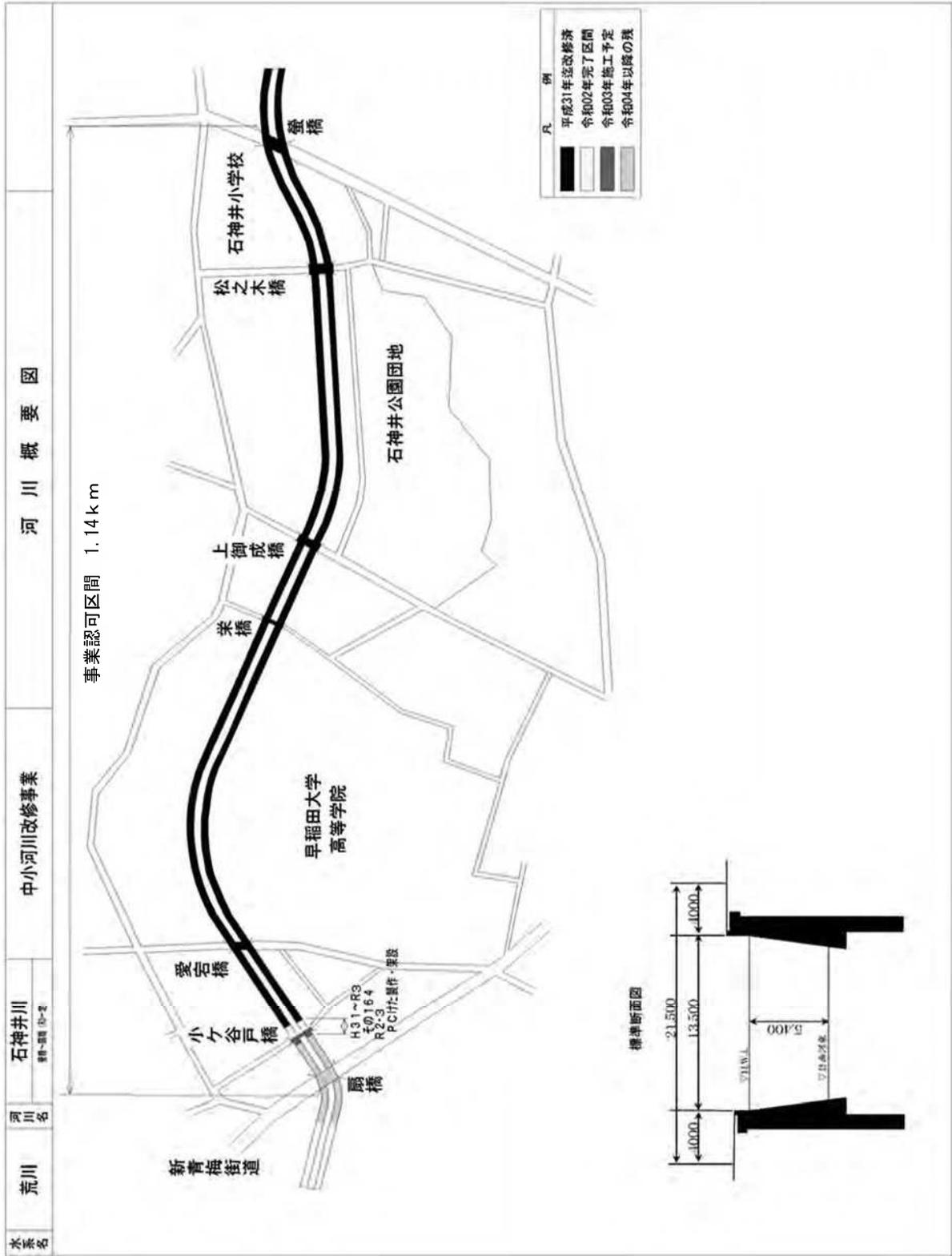
	貯留量	延長
広域調節池全体	約1,433,000m ³	約13.1km
広域調節池（石神井川区間）	約681,000m ³	約5.4km
白子川地下調節池	約212,000m ³	約3.2km
神田川・環状七号線地下調節池	約540,000m ³	約4.5km

7 千川上水

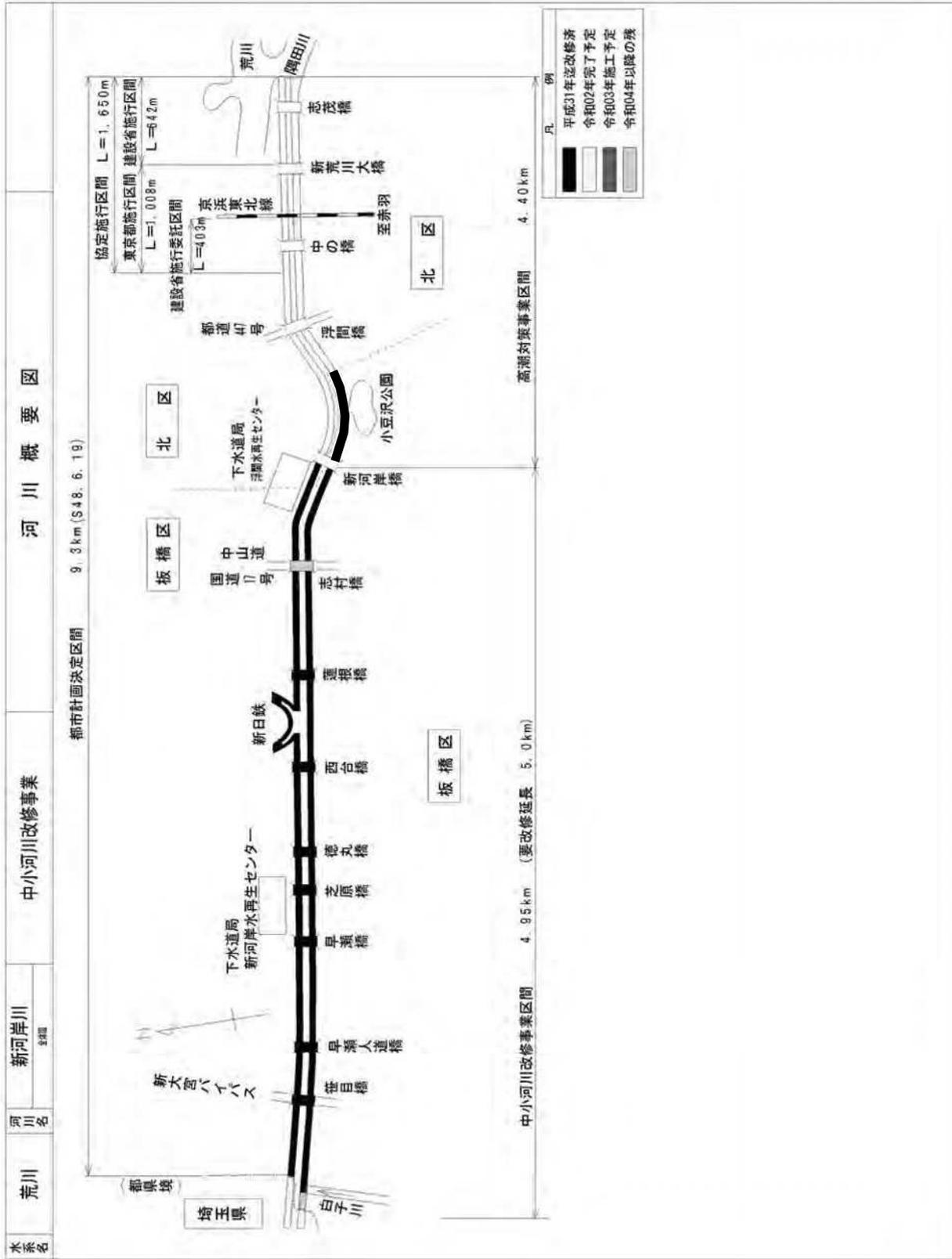
千川上水は、1696年（元禄9年）に飲料水及び農業用水供給のため開削された水路である。その後昭和46年にはその使命を終え、大部分が暗渠化された。当所管内の延長は15.9kmであり、このうち開渠部2.1kmは練馬区（1.2km）と武蔵野市（0.9km）に平成18年4月移管された。千川上水のうち、地元区市に移管されていない暗渠部については、国有財産法に基づく行政財産として、当所が維持管理及び占用等の許認可業務を行っている。

8 石神井川（河川概要図）





9 新河岸川（河川概観図）



水系名

荒川

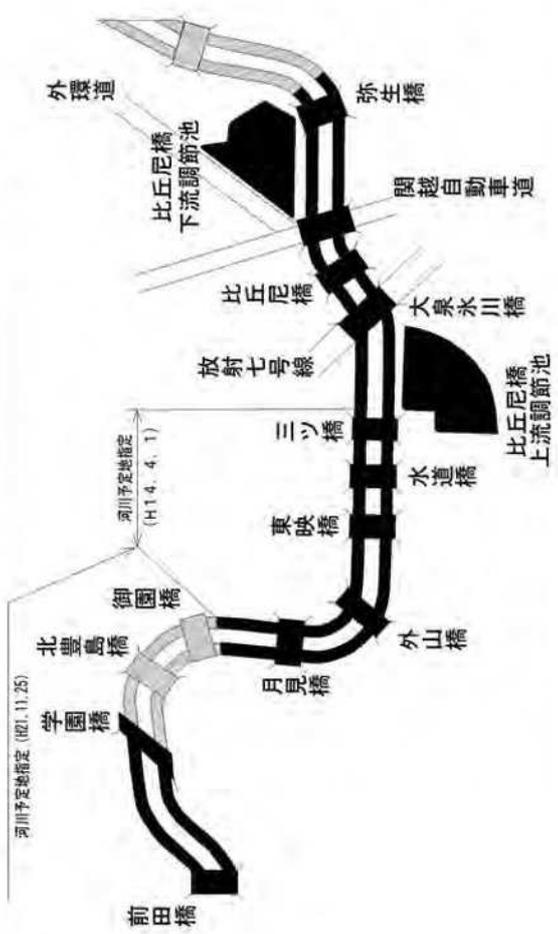
河川名

白子川

北庄町下流区～郡川口

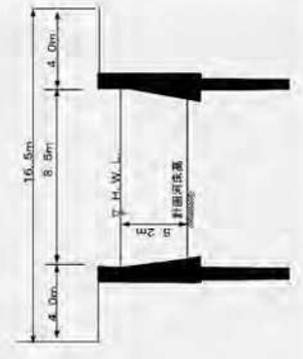
中小河川改修事業

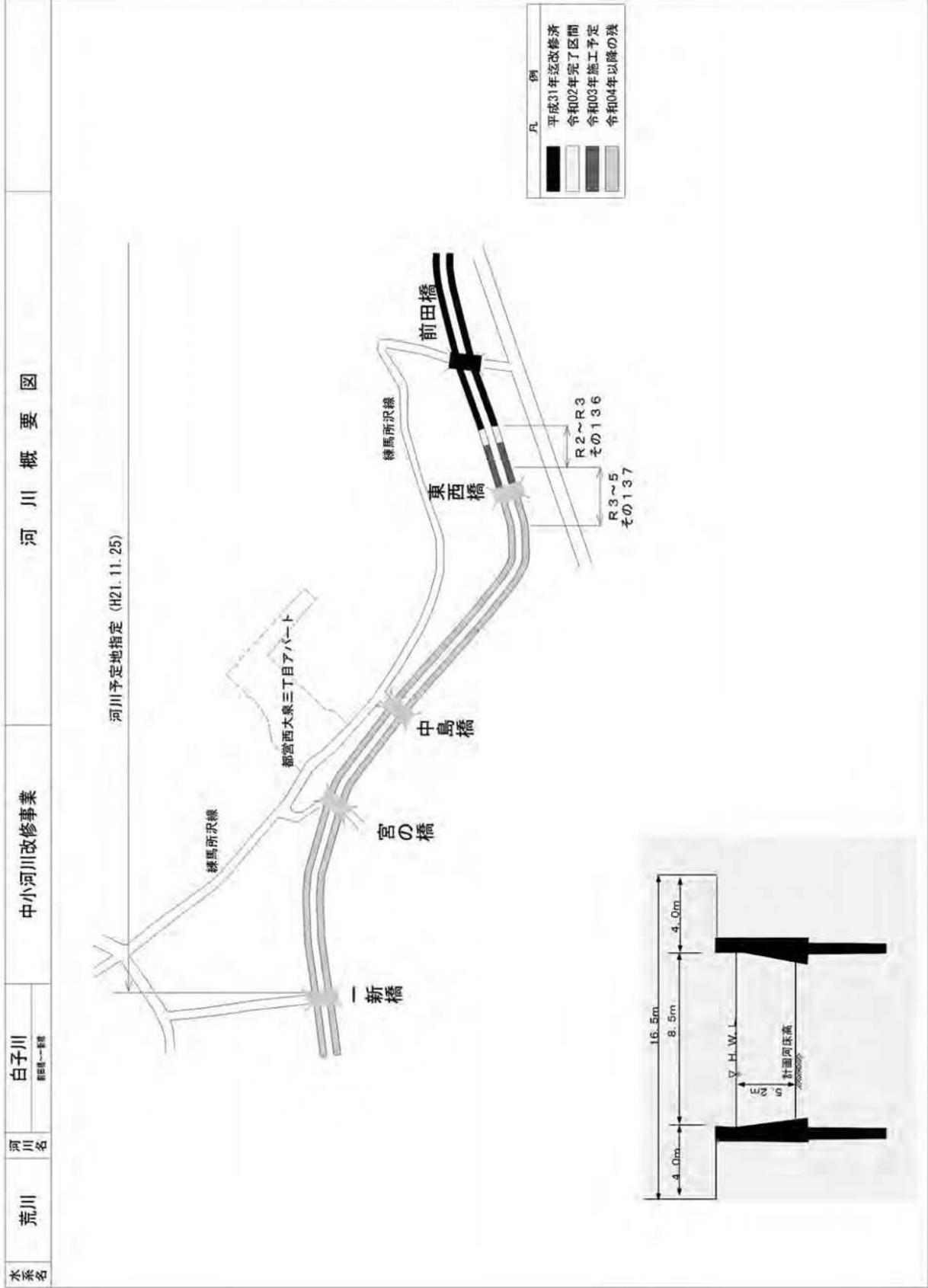
河川概要図



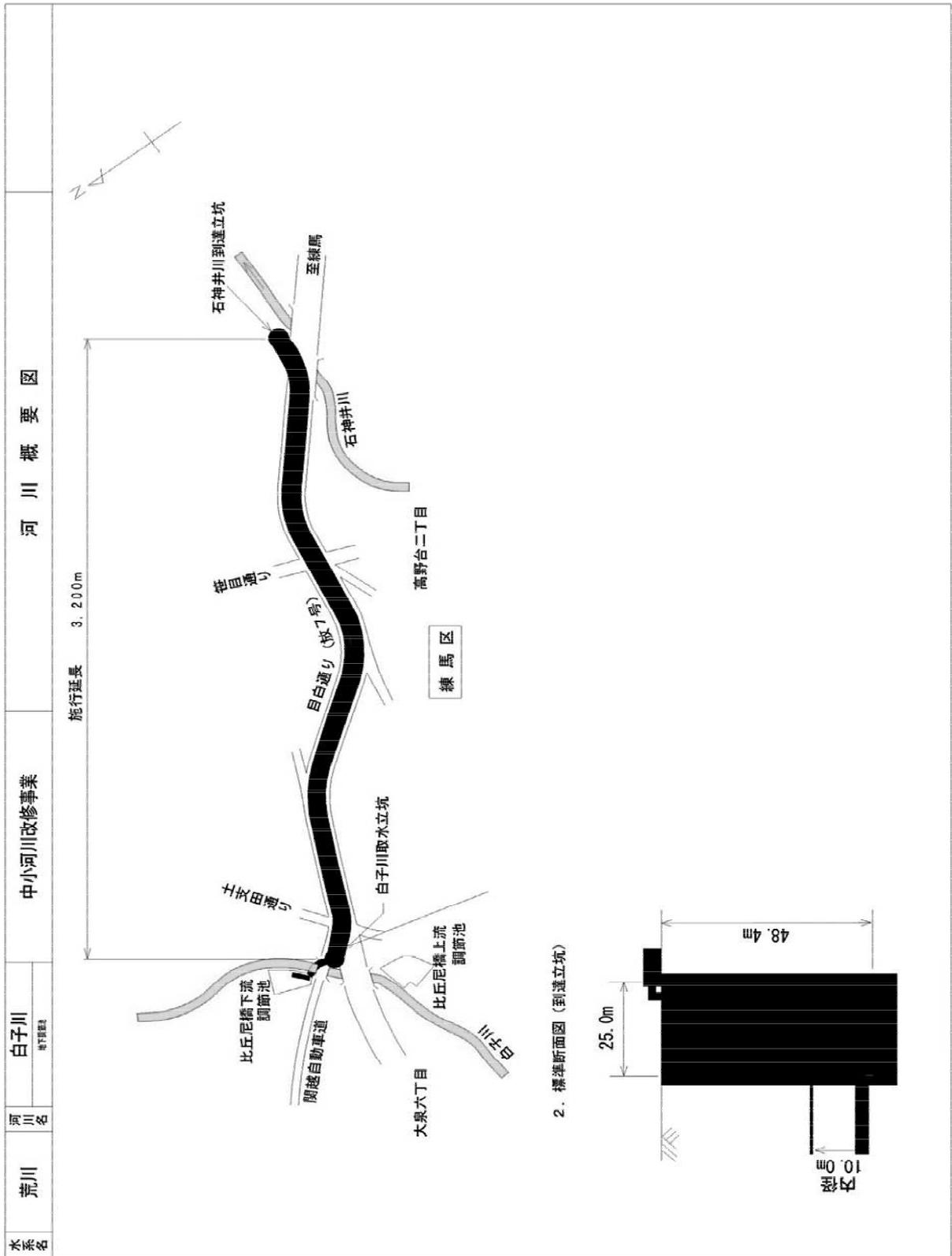
凡	例
■	平成31年度改修済
□	令和02年完了区間
▨	令和03年施工予定
▩	令和04年以降の残

2. 標準断面図

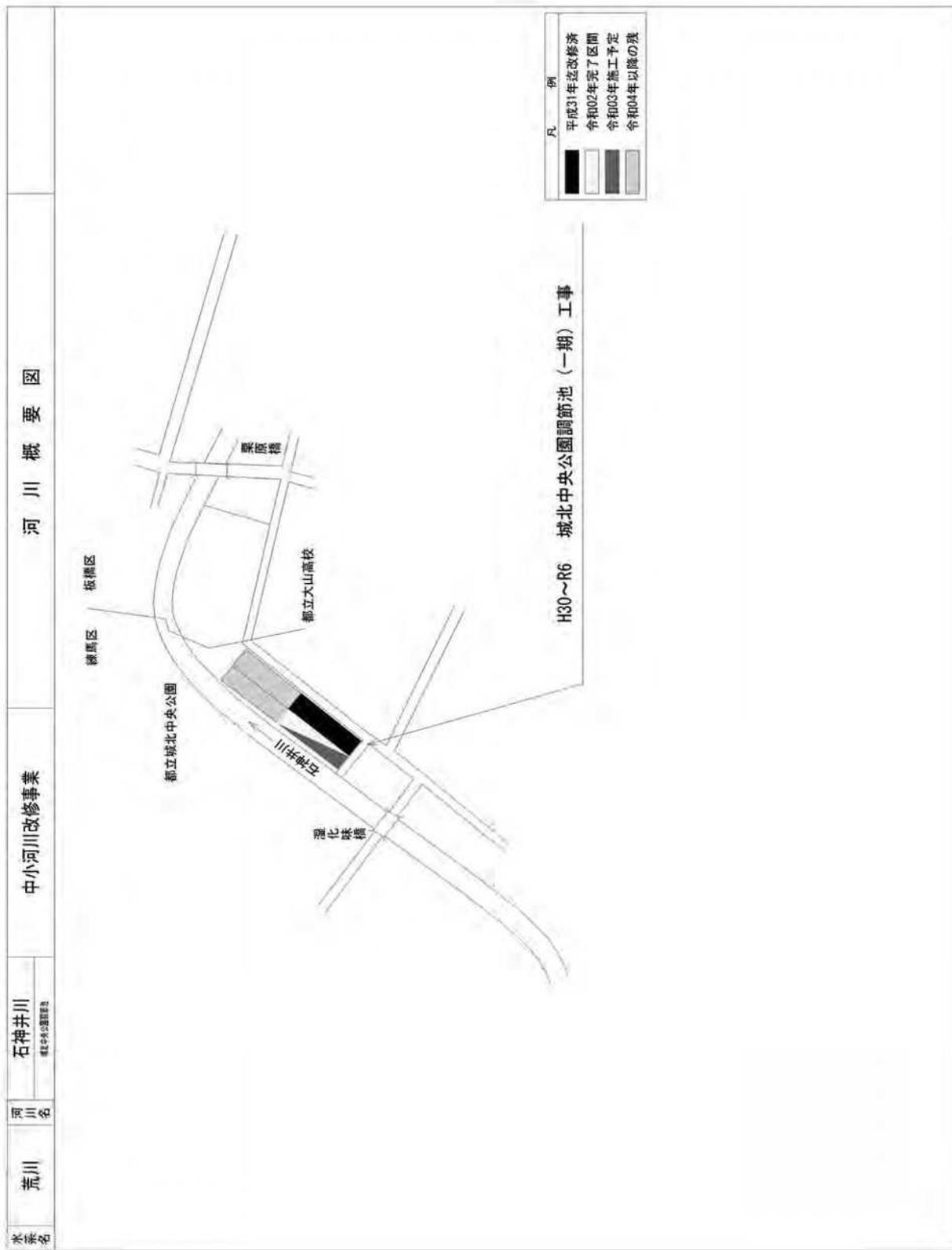




11 白子川地下調節池（河川概要図）



12 城北中央公園調節池（河川概要図）



13 河川別令和3年度執行予定及び令和2年度実績

令和3年度執行予定

河川名	科目	用地規模	工事規模
石神井川	中小河川整備費	412 m ² 8棟	護岸 58m 2橋
	諸用地先行取得費	190 m ² 1棟	
	計	602 m ² 9棟	
新河岸川	河川環境整備費		
	河川維持費		草刈り等
	河川防災費		護岸補修工事 507m
	計		
白子川	中小河川整備費	352 m ² 7棟	護岸 49m、1橋の一部 護岸嵩上げ 112m
	諸用地先行取得費	70 m ² 3棟	
	計	422 m ² 10棟	
比丘尼橋下流調節池	河川防災費		計装・電気設備更新
	計		
環状七号線広域地下調節池	中小河川整備費		
	計		
城北中央公園調節池	中小河川整備費		本体躯体一期工事
	計		
千川上水	河川維持費		清掃、補修等
	計		
管内河川	水防費		
計	中小河川整備費	764 m ² 15棟	護岸 107m、2橋、1橋の一部、 嵩上げ 112m、(城北)本体躯体一期工事
	河川環境整備費		
	河川維持費		草刈り、清掃、補修等
	河川防災費		護岸補修工事 507m
	水防費		
	諸用地先行取得費	260 m ² 4棟	
	計	1,024 m ² 19棟	

令和2年度実績

河川名	科目	用地規模	工事規模
石神井川	中小河川整備費	116 m ² 3棟	護岸 90m 2橋の一部
	諸用地先行取得費	0 m ² 0棟	
	計	116 m ² 3棟	
新河岸川	河川環境整備費		
	河川維持費		草刈り等
	河川防災費		護岸補修工事 512m
	計		
白子川	中小河川整備費	23 m ² 0棟	護岸 20m 護岸高上げ 136m
	諸用地先行取得費	8 m ² 1棟	
	計	31 m ² 1棟	
環状七号線 広域調節池	中小河川整備費	51 m ² 0棟	
	計	51 m ² 0棟	
城北中央公園 調節池	中小河川整備費		本体躯体一期工事
	計		
千川上水	河川維持費		清掃、補修等
	計		
管内河川	水防費		
計	中小河川整備費	190 m ² 3棟	護岸 110m、2橋の一部、高上げ 136m (城北) 本体躯体一期工事
	河川環境整備費		
	河川維持費		草刈り、清掃、補修等
	河川防災費		護岸補修工事 512m
	水防費		
	諸用地先行取得費	8 m ² 1棟	
	計	198 m ² 4棟	

VII 水防業務

管内における河川の整備は、現在、区部河川の目標整備水準を時間50ミリ降雨から75ミリの降雨に引き上げられたことに伴い策定された、石神井川、白子川の新たな河川整備計画により、改修を鋭意進めているところである。一方、近年では地球温暖化が原因ともいわれる短時間に記録的な雨量を伴う集中豪雨が全国的に頻発しており、急激な出水で人的被害も数多く発生している。

この様な水害から住民の安全を確保するためには、護岸を整備して治水安全度の向上を図るだけでなく、迅速かつ適切な水防活動が必要であり、日頃から水害の発生を念頭にした必要資器材の準備や、実践的な水防体制を整備して行くことが重要である。

このため、当所は「東京都水防計画」に基づき、管内の水防管理団体が行う水防活動が的確に行われるよう「東京都第四建設事務所・水防計画」を作成するとともに、毎年5月に「水防連絡会」を開催し、消防署、警察署、陸上自衛隊、区役所、その他関係機関に内容を説明し、水防計画の周知徹底を図っている。

この水防計画は、水防組織や水防対策、水防上の要注意箇所及び区域、水防資器材と通信連絡施設、水防情報の連絡系統などを詳細に規定するもので、特に河川の未整備箇所や工事中の箇所については、「水防上注意を要する箇所」として指定し、水防活動の重点化と効率化を図っている。

また、平成23年6月1日から石神井川全区間にわたり、東京都が「水位周知河川」（※印参照）に指定し、地域における水防活動の一層の円滑化や自主避難の判断要素への活用などを目指して運用を開始した。

さらに、令和2年度から高潮による相当な被害を生ずるおそれがある海岸（水位周知海岸）を指定し、新河岸川において氾濫危険水位を設定した。高潮氾濫危険水位に達した場合、関係区や住民等へ東京都から高潮氾濫危険情報を発表し、自主避難、関係区による水防活動や避難情報発令等の判断に活用される。

近年の水害は、家屋や家財の浸水被害にとどまらず、地下室や地下街など大小規模の地下空間における人的被害やライフラインの被災による都市機能の停滞など、多面的で深刻な様相を呈してきた。

こうした水害から河川流域の生命と財産を守り、健全な都市生活を維持していくため、河川整備の推進とあわせて、管内各機関との密接な連携と協体制づくりにより、より一層、効果的な水防活動の展開を図って行く。

※「水位周知河川」：洪水により相当な被害を生ずる恐れのある河川について、河川の水位上昇で溢水危険度が高まった時、河川管理者がその旨を周知する防災情報を発表する河川のこと。洪水時における自主避難の判断や関係区市による円滑な水防活動、及び避難情報発表の判断などへの活用で、洪水被害を軽減することを目的としている。

Ⅷ 管内河川の主な水害状況（昭和60年～平成26年）

1 石神井川の主な水害状況

年		S. 60	S. 62			H. 元	H. 3
月 日		7月14日	7月25日	7月31日	8月24日	8月1日	9月19日
災 害 名		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	雷 雨	台風18号
浸 水 面 積 (ha)		1.8	2.2	21.4	0.26	7.37	3.1
浸水棟数	床 下 (棟)	69	169	24	24	454	30
	床 上 (棟)	0	9	0	0	179	2
	計 (棟)	69	178	24	24	633	32
降雨記録	観 測 所 名	練 馬	豊 島	田 無	石 神 井	石 神 井	田 無
	時間最大雨量(mm)	40	32	18	35	65	33
	日 雨 量(mm)	45	39	24	35	150	170
被災区市町村名		練馬区 ○石神井町5 ○上石神井3 南田中3 高野台4 高松1・5 貫井5 ○向山3・4 ○桜台6 ○早宮1 ○氷川台3 豊玉北5 豊玉南1 北町8 平和台1 田柄5 板橋区 向原1 大山金井町	田無市 本町1 南町1 北原町1 谷戸1 芝久保2 向日台2 西原町4 保谷市 本町1 柳沢1 板橋区 熊野町 大山金井町 豊島区 高松 池袋本町 長崎 池袋	豊島区 池袋 目白 南長崎 長崎 千早町 要町 等 北区 西ヶ原3 練馬区 向山4 練馬2 平和台1 桜台3 羽沢2 小竹町3 旭丘2 板橋区 大山金井町 熊野町6 南町1 等	田無市 本町1 芝久保町2 南町6 向台町2 北区 岸町2 滝野川2	保谷市 柳沢5 東伏見4 練馬区 ○高松1 富士見台4 ○向山4 貫井1 南田中3 高野台1 小竹町1 関町北4 関町東2 上石神井3 豊島区 長崎2	練馬区 向山4 高松1 石神井町1
備 考		本川の溢水・内水	内 水	内 水	内 水	本川の溢水・内水	浸 水

- (注) 1 この資料は、水害統計調査により、溢水のあった主な水害を記載した。
 2 浸水面積及び浸水棟数は流域内における内水氾濫によるものも含む。
 3 雨量は流域内又は、その周辺の観測所（都建設局及び気象庁）のうちで時間最大値を記録した観測所のものを記載した。
 4 被災区市町村の○印は、溢水のあった区市町村を示す。

年		H. 11		H. 12		H. 13	H. 17
月 日		7月21日	8月29日	8月7日	9月12日	7月18~19日	8月15日
災 害 名		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨
浸 水 面 積 (ha)		1.06	3.67	0.13	1.91	0.92	0.15
浸水棟数	床 下 (棟)	64	146	2	90	31	6
	床 上 (棟)	151	143	1	40	39	6
	計 (棟)	215	289	3	130	70	12
降雨記録	観 測 所 名	練 馬	板 橋	石 神 井	板 橋	練 馬	石 神 井
	時間最大雨量(mm)	131	68	59	51	79	73
	日 雨 量 (mm)	151	128	62	52	85	74
被災区市町村名		豊島区 長崎 板橋区 大山金井町 練馬区 小竹町	豊島区 長崎 板橋区 大山金井町 練馬区 小竹町	練馬区	豊島区 田無市 小平市	板橋区 練馬区	練馬区 北町8 上石神井3
備 考		内 水	内 水	内 水	内 水	内 水	内 水

H. 17	H. 22	H. 23	H. 25		H. 26
9月4日	7月5日	8月26日	8月12日	8月21日	7月24日
集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨
15.82	30.27	1.44	0.11	0.31	0.35
457	299	35	6	20	11
464	361	97	4	45	5
921	660	132	10	65	16
石神井	板橋区	練馬	石神井	学校橋(大谷口)	保谷庁舎
109	114	75	92	53	46
231	137	94	92	82	55
○練馬区 石神井台7 関町北4 関町東2 高野台2 板橋区 ○北区 西東京市	○北区 板橋区 練馬区	豊島区 北区 板橋区 練馬区	練馬区	豊島区 北区 板橋区	練馬区 関町東2 西東京市 向台町2 新町4
本川の溢水・内水	内水・溢水	内水	内水	内水	内水

2 新河岸川の主な水害状況

年	S. 61	S. 62	H. 元	H. 3
月 日	8月4日	8月24日	8月1日	9月19日
災 害 名	台風10号	集中豪雨	雷雨	台風18号
浸水面積 (ha)	0.2	0.23	0.60	0.93
浸水棟数	床下(棟)	3	18	44
	床上(棟)	1	0	3
	計(棟)	4	18	47
降雨記録	観測所名	志茂橋	志茂橋	志茂橋
	時間最大雨量(mm)	31	59	39
	日雨量(mm)	180	76	157
被災区市町村名	板橋区 舟渡4丁目 徳丸7丁目	北区 赤羽北1丁目 赤羽台3丁目	板橋区 坂下2丁目 " 3丁目 高島平7丁目 蓮根3丁目 東坂下 舟渡4丁目	板橋区 坂下3丁目 蓮根3丁目 高島平7丁目
備 考	内水	内水	内水	内水

H. 5	H. 13	H. 17
8月27日	9月10~12日	9月4日
台風11号	台風15号	集中豪雨
0.05	0.11	0.82
5	2	37
0	2	45
5	4	82
志茂橋	志茂橋	志茂橋
39	28	54
151	97	75
板橋区 蓮根3丁目 高島平7丁目	北区	北区 板橋区
内水	内水	内水

3 白子川の主な水害状況

年		S. 60	S. 62	S. 63	H. 元	H. 3	
月 日		7月14日	7月31日	8月11日	8月1日	8月1日	9月19日
災 害 名		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	雷 雨	集中豪雨	台風18号
浸 水 面 積 (ha)		0.9	0.18	2.95	0.6	1.42	4.63
浸水棟数	床 下 (棟)	26	9	226	44	13	199
	床 上 (棟)	0	2	14	3	19	4
	計 (棟)	26	11	240	47	32	203
降雨記録	観 測 所 名	越後山橋	越後山橋	越後山橋	赤 塚	越後山橋	赤 塚
	時間最大雨量(mm)	26	15	53	38	51	31
	日 雨 量 (mm)	31	16	123	139	52	149
被災区市町村名		練馬区 東大泉 三原台3 大泉学園町2 南大泉 西大泉 板橋区 成増3	練馬区 南大泉5 東大泉 大泉町2 三原台3 土支田4	練馬区 南大泉 西大泉 東大泉 大泉学園町 保谷市 泉町 住吉町 下保谷 中町 東町 ひばりヶ丘 栄町	練馬区 西大泉 保谷市 泉町 住吉町 下保谷 栄町 東町 ひばりヶ丘	板橋区 成増 練馬区 旭町 東大泉 大泉町 土支田 保谷市 泉町 中町	板橋区 三園 練馬区 旭町 大泉町 大泉学園町 保谷市 東町 泉町 住吉町 ひばりヶ丘 北町
備 考		内水・溢水	—	内 水	内 水	内 水	内水・浸水

H. 7	H. 11	H. 13	H. 17	
8月2日	8月13日	7月18日	8月15日	9月4日
集中豪雨	熱帯低気圧	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨
1.68	0.01	0.52	0.17	0.69
55	21	12	0	32
46	9	26	2	45
101	30	38	2	77
越後山橋	保 谷	赤 塚	越後山橋	越後山橋
44	39	109	21	80
44	176	116	21	224
板橋区 成増 練馬区 旭町 北町 東大泉 大泉町	練馬区 西大泉 大泉町 保谷市 泉町 北町 新町 住吉町 中町 東町 ひばりが丘	板橋区 成増3 赤塚新町3 三園1 練馬区 旭町	練馬区 南大泉	練馬区 旭町 大泉学園町2 大泉町 西大泉 南大泉 板橋区 赤塚4 赤塚新町3 成増 西東京市 中町4
内 水	内 水	内 水	内 水	内 水

<参 考>

1 管内管理道路路線別調書（延長、面積）

種別	路線 番号	路 線 名	都市計画 路線名	通 称 道 路 名	延長m	面積㎡
主要 地方 道	4	東 京 所 沢 線	放 6	青 梅 街 道	2,721	68,863
	8	千代田練馬田無線	放 7	目白通り・富士街道	12,851	262,559
	24	練 馬 所 沢 線	補 156	(大泉街道)	8,419	149,903
	25	飯田橋石神井新座線		旧早稲田通り	5,154	32,193
	68	練 馬 川 口 線		(土支田通り)	3,316	34,370
	305	芝新宿王子線	環 5の1	明 治 通 り	4,367	129,459
	311	環 状 八 号 線	環 8	環 八 通 り	7,031	211,350
	317	環 状 六 号 線	環 6	山 手 通 り	3,784	158,016
	318	環 状 七 号 線	環 7	環 七 通 り	6,775	191,204
一 般 都 道	108	東 京 朝 霞 線		(別荘橋通り)	2,797	47,657
	116	関 町 吉 祥 寺 線	補 135	吉 祥 寺 通 り	1,095	12,800
	233	東大泉田無線		(大泉街道)	1,760	14,895
	245	杉 並 田 無 線	補 76	新 青 梅 街 道	3,751	58,212
特 例 都 道	420	鮫 洲 大 山 線	補 26		4,013	52,807
	427	瀬 田 貫 井 線	補 133	中 杉 通 り	1,440	11,844
	435	音 羽 池 袋 線	放 26	(日出通り)	1,027	34,988
	436	小石川西巢鴨線	補79・補82	(宮仲公園通り)	1,871	38,793
	439	椎名町上石神井線	補 229	千 川 通 り	7,959	140,393
	441	池 袋 谷 原 線	放 36	要町通り(西池袋通り、正久保通り)	6,226	140,661
	442	北 町 豊 玉 線		(弁天通り、田柄通り、庚申通り)	4,821	32,752
	443	南田中町旭町線	補 134	笹 目 通 り	8,516	234,731
	444	下石神井大泉線	補 132		2,938	28,928
	445	常 盤 台 赤 羽 線	補 86		1,505	18,354
	446	長 後 赤 塚 線	補201・補203		7,961	257,583
	447	赤 羽 西 台 線	補202・補204		5,694	144,456
	455	本 郷 赤 羽 線	放 10	本 郷 通 り	392	11,283
計		26 路線			118,184	2,519,054

注 通称道路名欄の（）はその他の呼名。

令和2年4月1日現在

豊島区		板橋区		練馬区		合計	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
0	0	0	0	2,721	68,863	2,721	68,863
2,914	67,098	0	0	9,937	195,461	12,851	262,559
0	0	0	0	8,419	149,903	8,419	149,903
0	0	0	0	5,154	32,193	5,154	32,193
0	0	484	10,048	2,832	24,322	3,316	34,370
4,367	129,459	0	0	0	0	4,367	129,459
0	0	2,614	60,731	4,417	150,619	7,031	211,350
1,745	71,360	2,039	86,656	0	0	3,784	158,016
0	0	3,897	109,114	2,878	82,090	6,775	191,204
0	0	0	0	2,797	47,657	2,797	47,657
0	0	0	0	1,095	12,800	1,095	12,800
0	0	0	0	1,760	14,895	1,760	14,895
0	0	0	0	3,751	58,212	3,751	58,212
1,564	26,001	2,449	26,806	0	0	4,013	52,807
0	0	0	0	1,440	11,844	1,440	11,844
1,027	34,988	0	0	0	0	1,027	34,988
1,871	38,793	0	0	0	0	1,871	38,793
0	0	0	0	7,959	140,393	7,959	140,393
1,307	52,905	576	22,147	4,343	65,609	6,226	140,661
0	0	0	0	4,821	32,752	4,821	32,752
0	0	0	0	8,516	234,731	8,516	234,731
0	0	0	0	2,938	28,928	2,938	28,928
0	0	1,505	18,354	0	0	1,505	18,354
0	0	7,961	257,583	0	0	7,961	257,583
0	0	5,694	144,456	0	0	5,694	144,456
392	11,283	0	0	0	0	392	11,283
15,187	431,887	27,219	735,895	75,778	1,351,272	118,184	2,519,054

2 道路の施設及び附属物現況（令和3年4月1日現在）

（1）施設の概要

共同溝	設置年月	延長	設置場所	設備概要
東池袋共同溝	昭和50年3月	591m	豊島区南池袋四丁目地内 ～二丁目地内	ポンプ 10台 換気ファン 4台 照明設備 347基
西池袋共同溝	昭和62年3月	1,364m	豊島区西池袋三丁目地内 ～要町二丁目地内	ポンプ 8台 換気ファン 21台 照明設備 461基

排水場	設置年月	排水能力(1台あたり)	設置場所	設備概要
熊野町排水場	昭和49年11月	口径 100mm 出力 7.5kw 吐出量 1.36 m ³ /min	板橋区中丸町一番地内	ポンプ 3台 換気ファン 4台 照明設備 27基
南常盤台排水場	昭和36年1月	口径 250mm 出力 11kw 吐出量 6.2 m ³ /min	板橋区南常盤台一丁目地内	ポンプ 2台 換気ファン 1台 照明設備 2基
向原排水場 (向原トンネル)	昭和62年3月	口径 200mm 出力 15kw 吐出量 4.5 m ³ /min	板橋区向原二丁目地内	ポンプ 2台 換気ファン 3台 照明設備 18基
小竹排水場 (小竹トンネル)	昭和62年3月	口径 200mm 出力 15kw 吐出量 4.5 m ³ /min	練馬区小竹町二丁目地内	ポンプ 2台 換気ファン 1台 照明設備 16基
谷原排水場	昭和58年10月	口径 200mm 出力 22kw 吐出量 4.4 m ³ /min	練馬区高野台四丁目地内	ポンプ 2台 換気ファン 3台 照明設備 17基
練馬春日町排水場 (練馬区春日町トンネル)	平成14年3月	口径 250mm 出力 30kw 吐出量 5.85 m ³ /min	練馬区春日町三丁目地内	ポンプ 3台 換気ファン 6台 照明設備 18基

横断地下道	設置年月	延長	設置場所	設備概要
谷原横断地下道	昭和46年3月	86.4m	練馬区谷原五丁目地内～ 高野台五丁目地内	ポンプ 2台 照明設備 30基

大気浄化施設	設置年月	処理能力	設置場所	設備概要
大和町交差点 大気浄化施設	平成13年5月	土壌式除塵、脱硝装置 28.1 m ³ /s	板橋区大和町地内 ～本町地内	土壌層面積 703 m ² 吸気ファン 2台 給水装置 2組
板橋相生陸橋 大気浄化施設	平成18年5月	電気集塵機+吸着式 脱硝装置 80 m ³ /s	板橋区若木三丁目地内 ～相生町地内	吸気ファン 4台 電気集塵機 4台 脱硝装置 4基
北町若木トンネル 換気所	平成18年5月	電気集塵機 +換気塔 340 m ³ /s	板橋区西台四丁目地内	排風機 2台 電気集塵機 2台

歩道橋エレベーター	設置年月	基 数	設 置 場 所	設 備 概 要
若木のぞみ歩道橋 エレベーター	平成 18 年 5 月	1 基 (1F, 2F)	板橋区若木二丁目地内	巻上機 5.3kW 定員 17 名 速度 45m/min
若木みどり歩道橋 エレベーター	平成 18 年 5 月	1 基 (1F, 2F) 1 基 (1F, M2, 2F)	板橋区若木二丁目地内	巻上機 5.3kW 定員 17 名 速度 45m/min

(2) 橋 梁、歩 道 橋

(橋 数)

区 部	道 路 別	河 川 架 橋	立 体 交 差 橋	横 断 歩 道 橋 人 道 橋	計
豊 島 区	主 要 地 方 道	1	6	6	13
	特 例 都 道	0	1	3	4
	一 般 都 道	-	-	-	-
	小 計	1	7	9	17
板 橋 区	主 要 地 方 道	2	6	12	20
	特 例 都 道	1	3	20	24
	一 般 都 道	-	-	-	-
	小 計	3	9	32	44
練 馬 区	主 要 地 方 道	6	7	25	38
	特 例 都 道	4	-	5	9
	一 般 都 道	3	-	4	7
	小 計	13	7	34	54
計	主 要 地 方 道	9	19	43	71
	特 例 都 道	5	4	28	37
	一 般 都 道	3	-	4	7
	計	17	23	75	115

(架替、新設事業中を含む)

(3) 街 路 灯

(灯 数)

種別 區別	ナトリウム 灯	セラミックメ タルハライド ランプ	水銀灯	蛍光灯	L E D	障害物表 示灯	計
豊 島 区	319	421	110	31	422	57	1,360
板 橋 区	783	1,008	42	77	655	78	2,643
練 馬 区	700	2,048	154	235	740	115	3,992
計	1,802	3,477	306	343	1,817	250	7,995

※ 排水施設照明は除く

(4) 街路樹

単位 (本)

区名	場所	スズカケノキ (グラダナス)	桜	ケヤキ (榊)	ユリノキ	エンジュ	イチヨウ (銀杏)	トウカエ デ	セイヨウソノキ・ フユボダイジュ	クスノキ (楠)	ヤマモモ	常緑ヤマ ボウシ	ハナミズ キ	その他	合計
豊島区	植樹帯	245	94	92	5	0	309	1	461	98	2	45	98	518	1,968
	緑地	1	5	6	0	0	2	0	0	2	0	0	9	16	41
	計	246	99	98	5	0	311	1	461	100	2	45	107	534	2,009
板橋区	植樹帯	193	5	82	4	25	1,674	343	0	200	52	21	412	495	3,506
	緑地	0	37	135	0	25	26	4	0	70	6	0	14	313	630
	計	193	42	217	4	50	1,700	347	0	270	58	21	426	808	4,136
練馬区	植樹帯	566	400	572	88	39	740	376	0	118	57	20	1,122	1,447	5,545
	緑地	0	53	121	13	0	8	12	0	120	25	6	110	655	1,123
	計	566	453	693	101	39	748	388	0	238	82	26	1,232	2,102	6,668
合計	植樹帯	1,004	499	746	97	64	2,723	720	461	416	111	86	1,632	2,460	11,019
	緑地	1	95	262	13	25	36	16	0	192	31	6	133	984	1,794
	計	1,005	594	1,008	110	89	2,759	736	461	608	142	92	1,765	3,444	12,813

(5) 道路緑地

単位 (㎡)

区名	歩道植樹帯	中央分離帯	植込地(緑地)	計	左のうち花壇
豊島区	16,748	4,616	1,113	22,477	206
板橋区	32,185	13,725	12,172	58,082	2,644
練馬区	54,287	20,332	21,768	96,387	698
計	103,320	38,673	35,053	176,946	3,548

3. 都市計画事業の事業告示一覧表

(令和3年4月23日現在)

路線名	事業告示							当初認可年月日 変更認可年月日
	都市計画決定 年月日	告示番号	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点	施行 年度	
放射7号線 (大泉)	昭 21. 3. 26	戦復 3	25	2,000	練馬区大泉 学園町二丁目	練馬区西大 泉五丁目	H18~R4	H18. 7. 24 H25. 3. 28 H30. 3. 29
放射9号線 (巣鴨)Ⅲ期	昭 21. 3. 26	戦復 3	40	465	豊島区巣鴨 三丁目	豊島区巣鴨 五丁目	H10~R7	H11. 3. 12 H17. 3. 30 H22. 3. 31 H26. 3. 28 H29. 3. 31 R2. 3. 19
放射35号線 (早宮・北町)	昭 40. 6. 7	建 1455	40~50	1,330	練馬区早宮 二丁目	練馬区北町 五丁目	H16~R5	H16. 12. 28 H23. 3. 30 H28. 1. 29 R3. 3. 16
放射35・36号線 (小茂根・早宮)	(放射35号線) 昭 40. 6. 7 (放射36号線) 昭 41. 7. 30	建 1455 建 2428	40~50	1,970	板橋区小茂 根四丁目	練馬区早宮 二丁目	H23~R5	H23. 12. 1 H30. 3. 29
環状5の1号線 (雑司が谷)Ⅱ期	昭 21. 3. 26 (都市計画変更) 平 23. 4. 4	戦復 3 都 656	30~40	1,400	豊島区雑司 が谷三丁目 豊島区高田 三丁目	豊島区南池 袋二丁目	H23~H31 H23~R9	H23. 10. 24 R2. 3. 19
補助81号線 (南池袋) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	25	260	豊島区南池 袋二丁目	豊島区東池 袋四丁目	H17~R6	H17. 11. 16 H22. 3. 31 H27. 3. 30 R2. 3. 18
補助133号線 (中村南)	昭 41. 7. 30	建 2428	16	1105	中野区上鷺 宮一丁目	練馬区中村 北三丁目	H29~R9	H29. 10. 18
補助172号線 (早宮)	昭 41. 7. 30	建 2428	16	390	練馬区早宮 三丁目	練馬区早宮 三丁目	H24~R6	H24. 6. 15 H31. 3. 28
補助229号線 (上石神井)	昭 41. 7. 30	建 2428	20	430	練馬区関町 南一丁目	練馬区上石 神井一丁目	H13~H29	H14. 2. 25 H19. 3. 27 H24. 3. 29 H27. 7. 31 H29. 3. 31

路線名	事業告示							当初認可年月日 変更認可年月日
	都市計画決定 年月日	告示番号	幅員 (m)	延長 (m)	起 点	終 点	施 行 年 度	
補助 230 号線 (大泉町Ⅰ期)	昭 41. 7. 30	建 2428	18	850	練馬区大泉 町三丁目	練馬区大泉 町二丁目	H21～R3	H21. 7. 21 H28. 3. 31
補助 230 号線 (大泉町Ⅱ期)	昭 41. 7. 30	建 2428	18	1,250	練馬区大泉 学園町七丁 目	練馬区大泉 町三丁目	H22～R3	H22. 8. 10 H29. 3. 31
補助 26 号線 (千早) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	460	豊島区千早 三丁目	同区要町三 丁目	H25～R6	H25. 10. 28 R2. 3. 18
補助 26 号線 (南長崎) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	320	豊島区南長 崎六丁目	同区长崎五 丁目	H25～R6	H26. 3. 24 R2. 3. 18
補助 73 号線 (池袋本町) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20～26	1,070	豊島区池袋 本町二丁目	板橋区板橋 一丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 5
補助 82 号線 (池袋本町) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	15	490	豊島区池袋 本町三丁目	板橋区大山 金井町	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 8
補助 82 号線 (上池袋) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	15～24	640	豊島区上池 袋三丁目	同区池袋本 町三丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 5
補助 172 号線 (長崎) [木密]	昭 39. 2. 7	建 148	16	1,620	豊島区长崎 一丁目	同区长崎五 丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R2. 11. 17
補助 81 号線 (巣鴨) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	930	豊島区巣鴨 五丁目	北区西ヶ原 三丁目	H26～R7	H27. 2. 24 R2. 12. 15
補助 233 号線 (大泉学園町)	昭 41. 7. 30	建 2428	25	500	練馬区大泉 学園町四丁 目	同区大泉学 園町八丁目	H27～R3	H27. 8. 20
補助 156 号線 (南大泉)	昭 37. 7. 26	建 1722	16	1400	練馬区東大 泉四丁目	同区西大泉 一丁目	R3～R15	R3. 4. 23

4 事務所・工区案内図

第四建設事務所

所在地 〒170-0005 豊島区南大塚2-36-2
電話 5978-1703 (庶務課) F A X 3947-1419
交通機関
J R大塚駅(南口)より徒歩5分
地下鉄丸の内線新大塚駅より徒歩5分

分室

電話 5978-1722 (用地第一課) F A X 5978-1754
5978-1812 (用地第二課) F A X 5978-1754



第四建設事務所 豊島工区

所在地 〒170-0012 豊島区上池袋4-18-11

電話 3916-6616 F A X 3916-6617

交通機関

東武東上線北池袋より徒歩5分



第四建設事務所 板橋工区

所在地 〒174-0051 板橋区小豆沢4-26

電話 3967-3541 F A X 3967-3542

交通機関

埼京線北赤羽駅より徒歩10分

地下鉄都営三田線志村坂上駅より徒歩20分



第四建設事務所 練馬工区

所在地 〒179-0081 練馬区北町6-30-1

電話 3933-6121 F A X 3933-6122

交通機関

地下鉄有楽町線平和台駅

より徒歩5分



第四建設事務所 石神井工区

所在地 〒178-0065 練馬区西大泉2-12-18

電話 3867-7816 F A X 3867-7817

交通機関

西武池袋線大泉学園・保谷駅より各徒歩20分



東京都第四建設事務所管内図 令和3年度道路・河川事業箇所

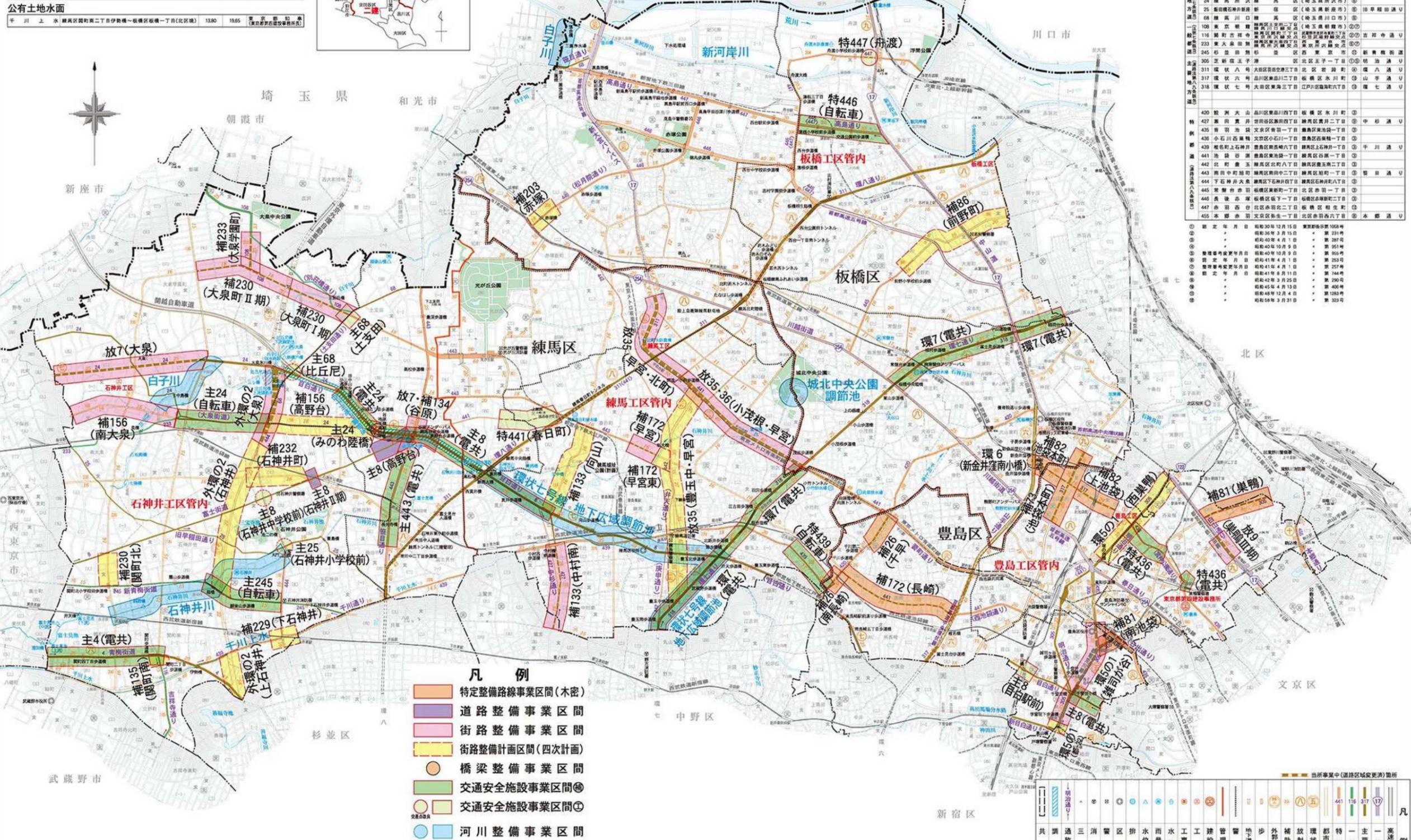
管内河川表

河川名	区	延長	管理区	管理種別	管理者
荒川	板橋区	10.00	板橋区	河川	板橋区
新河岸川	板橋区	4.80	板橋区	河川	板橋区
石神井川	板橋区	4.70	板橋区	河川	板橋区
白子川	板橋区	6.30	板橋区	河川	板橋区
石神井川	板橋区	17.40	板橋区	河川	板橋区
白子川	板橋区	25.20	板橋区	河川	板橋区
白子川	板橋区	10.00	板橋区	河川	板橋区

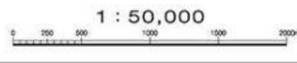


管内道路表 (都道以上)

路線番号	路線名	起点	終点	延長	備考
17	東京都中央新環状線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
122	日池	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
254	東京都文京区	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
4	東京都新環状線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
8	千代田線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
24	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
25	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
68	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
108	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
116	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
233	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
245	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
305	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
311	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
317	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線
318	丸の内線	板橋区板橋	板橋区板橋	0.00	新環状線



- ### 凡例
- 特定整備路線事業区間(木密)
 - 道路整備事業区間
 - 街路整備事業区間
 - 街路整備計画区間(四次計画)
 - 橋梁整備事業区間
 - 交通安全施設事業区間①
 - 交通安全施設事業区間②
 - 河川整備事業区間
- ※特定整備路線は、地域危険度が高く、特に老朽化した木造建築物が密集するなど、震災時に大きな被害が想定される地域の防災性の向上を図る東京都独自の都市計画道路です。



記号	説明
○	河川整備事業区間
●	交通安全施設事業区間①
■	交通安全施設事業区間②
□	橋梁整備事業区間
◇	街路整備計画区間(四次計画)
▨	街路整備事業区間
▩	道路整備事業区間
■	特定整備路線事業区間(木密)

東京都第四建設事務所事業概要

令和3年版

登録番号(3)7

令和3年9月発行

編集・発行 東京都第四建設事務所庶務課
東京都豊島区南大塚二丁目36番2号
電話03(5978)1703
[URL] <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/yonken/index.html>

印刷所 東京都大田福祉工場
電話03(3762)7611



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%
白化度70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用
しています